

第6次中山町総合発展計画

後期5か年基本計画

(素案)

令和8年3月

山形県中山町

目次

第1部 序論.....	1
第1章 はじめに.....	2
1. 後期5か年基本計画策定の背景.....	2
2. 計画の性格と役割.....	3
3. 計画の構成と期間.....	4
第2部 後期5か年基本計画の基礎条件.....	5
第1章 基本構想の概略.....	6
第2章 人口ビジョン（将来展望）.....	8
第3章 町民意向.....	9
第3部 基本計画.....	16
第1章 施策体系.....	17
第2章 分野横断の取組み（重点プロジェクト）.....	18
第3章 分野別計画.....	30
参考：SDGs達成に向けた取組みについて.....	96
第4部 中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	97
第1章 はじめに.....	98
1. 「まち・ひと・しごと創生」とは.....	98
2. 計画の位置づけ.....	98
3. 策定の背景・目的.....	98
4. 計画期間.....	98
第2章 基本目標.....	99
第3章 基本目標の実現に向けた基本的方向と施策.....	100

第1部 序論

第1章 はじめに

1. 後期5か年基本計画策定の背景

中山町では、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とする「第6次中山町総合発展計画」を策定し、町の将来像の実現に向けた各種施策を推進してきました。前期5か年においては、人口減少や少子高齢化の進行、地域経済の変化、災害への備えなど、町を取り巻く環境が大きく変化する中で、持続可能なまちづくりを目指した取組みを進めてきました。

具体的には、「住みよいまちづくり」を目指し、移住支援や子育て支援、地域活性化に力を入れてきました。住宅取得や開業への補助制度に加え、医療費や給食費の無償化など子育て世帯への支援も充実しています。さらに、国指定重要文化財の旧柏倉家住宅を保存・活用し、一般公開や文化イベントを通じて歴史資源の継承に取り組んできました。また、「元祖全国芋煮会」や「全国かぶと虫相撲大会」などのイベントも展開し、地域の魅力発信と交流促進を図ってきました。

一方で、社会情勢の急激な変化や地球温暖化の影響、デジタル化の進展などこれまでの計画では十分に対応しきれなかった課題も顕在化しています。こうした状況を踏まえ、町民の暮らしの質を高め、地域の活力を維持・向上させるためには、より柔軟かつ実効性のある施策の展開が求められています。

このような背景のもと、前期の成果と課題を的確に評価し、町民との協働によるまちづくりを一層推進するため、新たな指針として「後期5か年基本計画」を策定するものです。

2. 計画の性格と役割

総合計画は、まちづくりのすべての分野を対象とした総合的な計画として最も上位に位置付けられるものであり、総合的かつ計画的な自治体経営・地域経営を進めていく上での基本的な指針となるものです。

本計画は、このような位置づけを踏まえ、本町のまちづくりにあたって、次のような役割を持ちます。

役割1 住民参画のまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民と行政が協働してまちづくりに取り組むための共通目標となるものです。

役割2 自治体経営・地域経営を進めるための基本的な指針

地方分権・地域主権時代にふさわしい自治体経営・地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針となるものです。

役割3 広域行政に対する連携の基礎

国や県、周辺自治体等の広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を示すとともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成されています。それぞれの内容構成と期間は、次の通りです。

基本構想：2040年を見据えた中山町の将来像を定めます。

基本構想は、わが国の深刻化する人口減少や高齢者人口がピークを迎える時期などを考慮して、2040年における本町のまちづくりの理念、目指すべき将来像とそれを実現するための基本目標や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

基本計画：基本構想に基づく取組みの方向性を定めます。

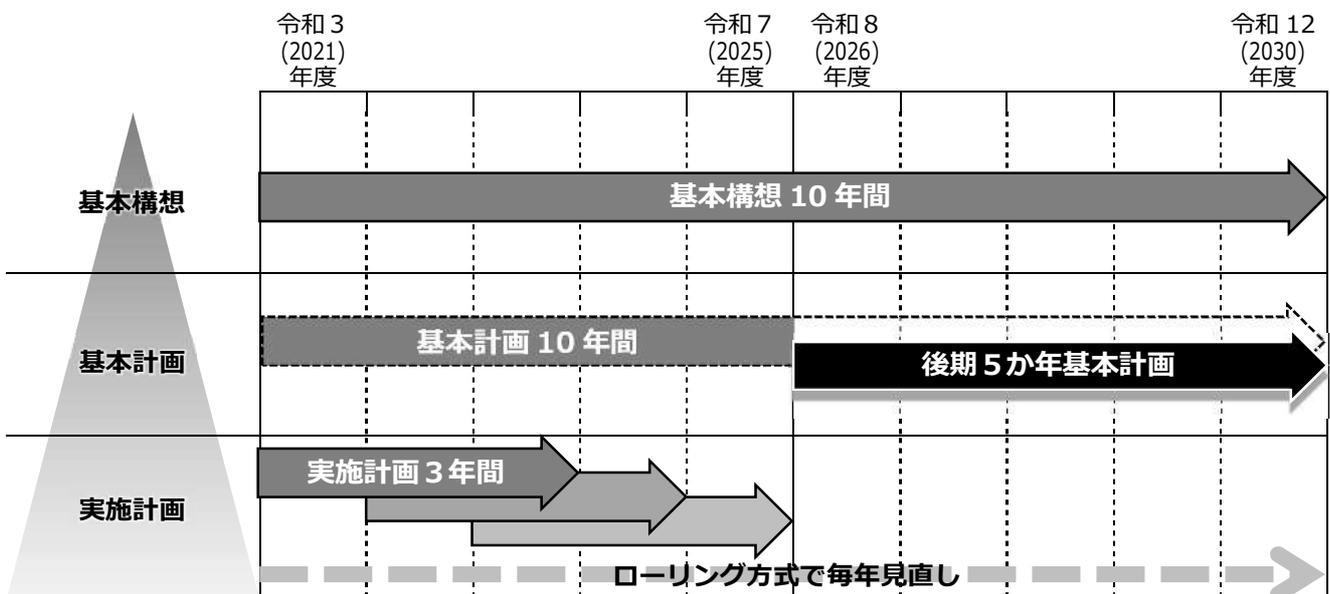
基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な施策、具体的目標・指標を体系的に示すものです。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、本後期5か年基本計画は前期5年での実績や社会情勢の変化などを踏まえた上で見直しを行ったものです。

実施計画：基本計画を実現する事業を3年単位で組み立てます。

実施計画は、基本計画に示した施策を具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものです。

計画期間は、3年間として、ローリング方式で毎年見直し別途策定します。



◇地方版総合戦略の位置づけ

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少克服や地方創生に向け取り組むべき内容を示すものです。人口減少・少子高齢化の進展への対応など、地方版総合戦略において取り組むべき課題は、次期総合計画においても重要な共通課題であることから、総合計画と地方版総合戦略の整合を図るため、これらを一体的に策定するものとします。

地方版総合戦略の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

第2部 後期5か年基本計画の基礎条件

第1章 基本構想の概略

まちづくりの基本理念

本町は、豊かな自然資源のほか、江戸時代には舟運のまちとして栄えた歴史などから、豊富な歴史文化資源を有しています。また、恵まれたスポーツ環境も整っています。

近年は、山形市などのベッドタウンとして大きく発展を遂げてきた経緯があり、本町のこれからのまちづくりには、進行する人口減少に配慮しながら、これらの特性や資源を活かし、次世代へ引き継ぎつつ、多くの人々が安心して住み続けることができるようにしていくことが重要です。

そのため、本計画では、次の4つを基本理念に掲げ、まちづくりを進めていきます。

基本理念1 みんなが安心・安全・快適に住み続けられるまち

基本理念2 みんなが自然や文化に触れ愛着と誇りをもてるまち

基本理念3 みんなが健康で心豊かに生涯活躍できるまち

基本理念4 みんながつながり支え合い成長するまち

まちの将来像

これまで築き上げてきたまちづくりを尊重し、継承しながら、現在まちが置かれている状況や町民意向から、本計画において設定したまちづくりの基本理念に基づく新しいまちの将来像を、次のように設定します。

郷土の誇りを 未来につなぐ
ひとが輝く健幸※のまち なかやま
～思いやりの絆で築く みんなの想いが響くまち～

【まちの将来像にこめる思い】

- ・子どもの頃から地域の自然や文化に触れ、学ぶことで郷土を知り、郷土愛を育む
- ・町で育った子どもたちが、住み続けることができる、将来帰ってくるができる
- ・将来とも持続可能なまちづくり、そのための仕組み・体制づくりをすすめる
- ・地域の豊かな自然を適切に保全し、次世代に受け継いでいく
- ・子どもから高齢者まで、あらゆる世代の人々が、生涯活躍できる機会がある
- ・心身ともに健康で、心豊かに、幸せに暮らしていくことができる
- ・あらゆる人と人のつながりがまちづくりの基本となる

※健幸：個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことができること。心身の健康にとどまらず、健康づくりの取組みや社会参加などを通じての幸せを含む概念。

基本目標

基本目標1 安心して生活できる子育てと福祉のまちづくり

まちづくりの分野：住民福祉

主な施策項目：健康・医療、地域福祉、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉、社会保障等

今後も継続すると予測されている少子高齢化などの社会情勢を見据えた支援の充実により、子育て世帯や高齢者・障がい者などが安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本目標2 自然環境と共生した安全に生活できるまちづくり

まちづくりの分野：安全安心

主な施策項目：環境保全、環境衛生、防災・減災、消防・救急、防犯・交通安全

防災や環境問題対策も考慮しながら、本町の優れた自然環境との共生を図るとともに、町民が主役となって、防災意識の高揚や防犯・交通安全活動などに取り組み、みんなが安全に生活できるまちづくりを進めます。

基本目標3 利便性が高く快適に生活できるまちづくり

まちづくりの分野：都市基盤

主な施策項目：土地利用、住宅・住環境、道路・公共交通、公園・緑地、上下水道

本町の市街地特性を活かした土地利用、道路や公共交通、上下水道などの基盤施設整備・計画的な維持管理などにより、利便性が高く人々が快適に生活できるまちづくりを進めます。

基本目標4 活気と交流を生み出す産業が成長するまちづくり

まちづくりの分野：産業

主な施策項目：農業、商工業、観光・交流

基幹産業である農業の一層の振興に努めるとともに、恵まれた立地条件と農産物等の豊かな地域資源を活かして、持続可能な地域づくりに向け、産業が成長するまちづくりを進めます。

基本目標5 健康で心豊かな人を育むまちづくり

まちづくりの分野：教育文化スポーツ

主な施策項目：学校教育、社会教育

まちの資源を活かしながら、教育・生涯学習や文化の創造・伝承、健康づくりなどの環境を充実し、まちの将来を担う子どもたちをはじめ、健康で心豊かな人を育むまちづくりを進めます。

基本目標6 人と人がつながる協働によるまちづくり

まちづくりの分野：協働・行財政

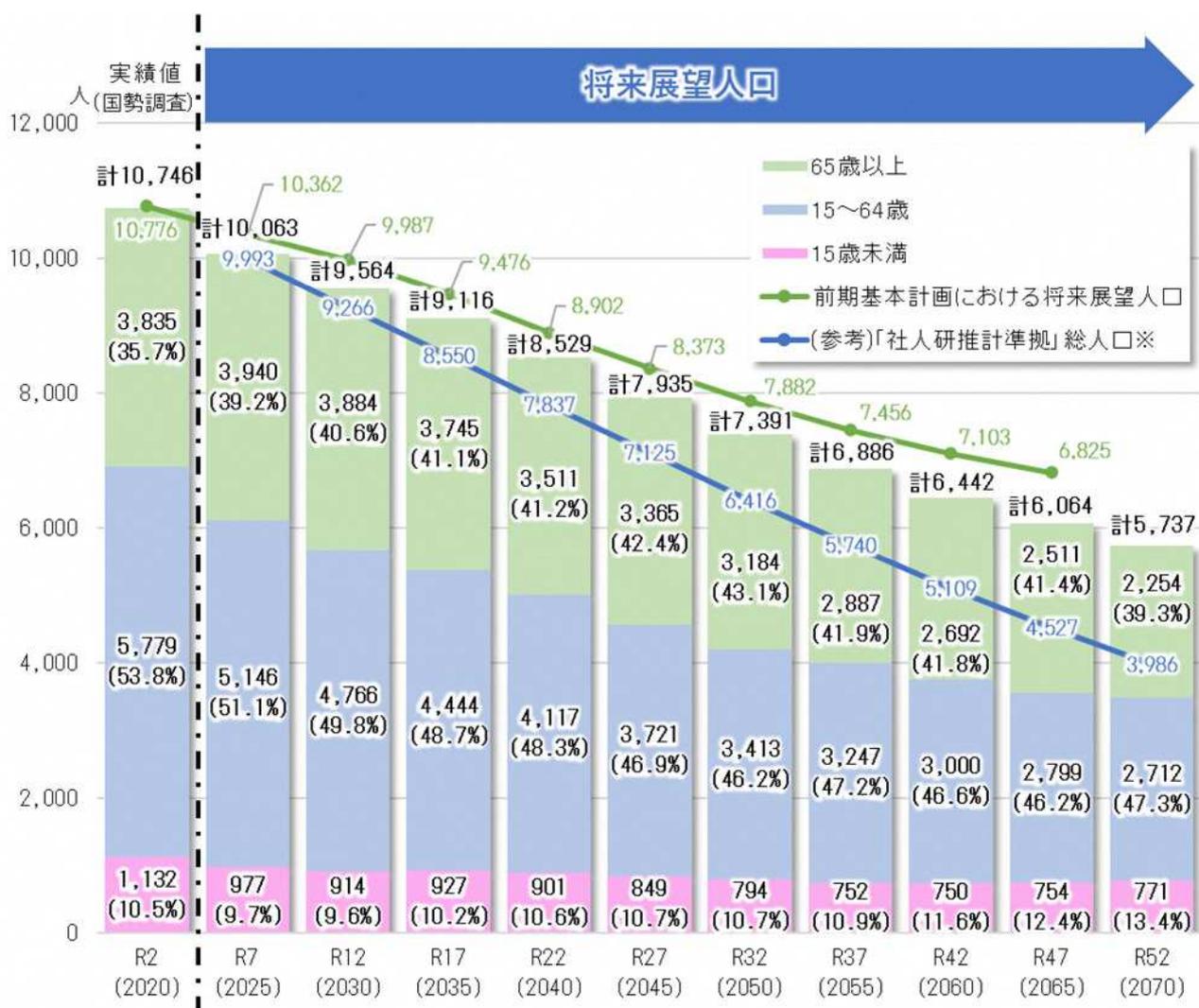
主な施策項目：男女共同参画等、地域力、協働・参画、行財政運営、広域行政、情報発信・共有

町は健全な自治体経営を推進するとともに、町民の様々なつながりづくりを支援しながら、みんながまちづくりの一員としての役割を担うことによって、町民と行政をはじめとする、人と人がつながる協働によるまちづくりを進めます。

第2章 人口ビジョン（将来展望）

本町の人口は、国勢調査で見ると平成12（2000）年を境として減少に転じており、令和2（2020）年には10,746人となっています。減少傾向は今後も続くことが見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計人口では、約15年後の令和22（2040）年には8,000人を下回り、年が進むにしたがって本計画策定時に位置づけていた将来展望人口との差も大きく広がっています。

人口はまちの活力創出や持続的発展にも大きくかかわることから、実現性を踏まえて将来展望を見直し、誰もが安心して住み続けることができる活力あるまちを目指し、合計特殊出生率及び転入の増加と転出の減少による純移動率の改善に向けた施策に取り組むことにより、「中山町人口ビジョン※」に掲げる将来展望を見据えた人口減少の抑制を図り、計画目標年度である令和12（2030）年度の人口を約9,600人と見込みます。



※『社人研(国立社会保障・人口問題研究所)推計準拠』内閣府地方再生推進室

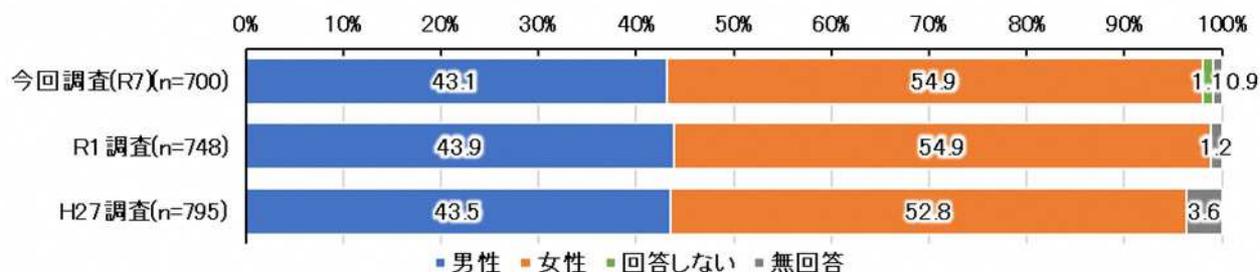
※中山町人口ビジョン：中山町における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの

※社人研：国立社会保障・人口問題研究所

第3章 町民意向

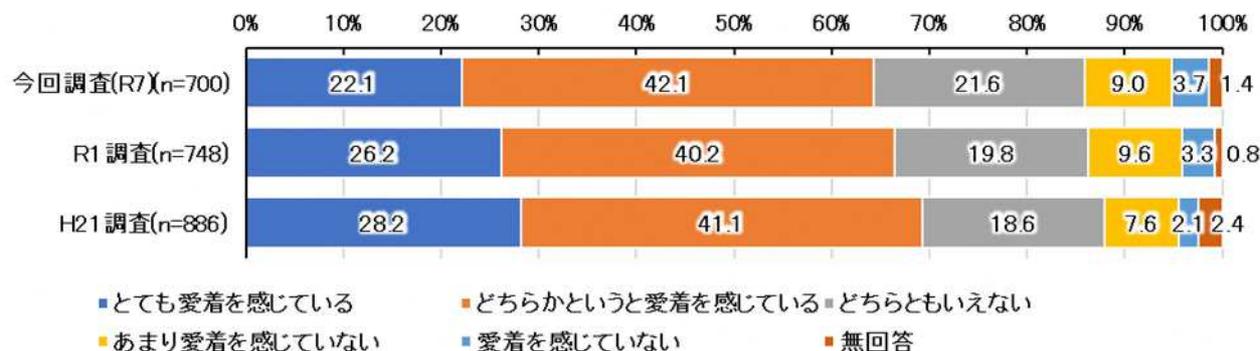
令和7（2025）年に実施したアンケート（15歳以上の町民2,000人を対象。回答率35%）からは、以下のようなことがわかりました。

回答者の主な属性



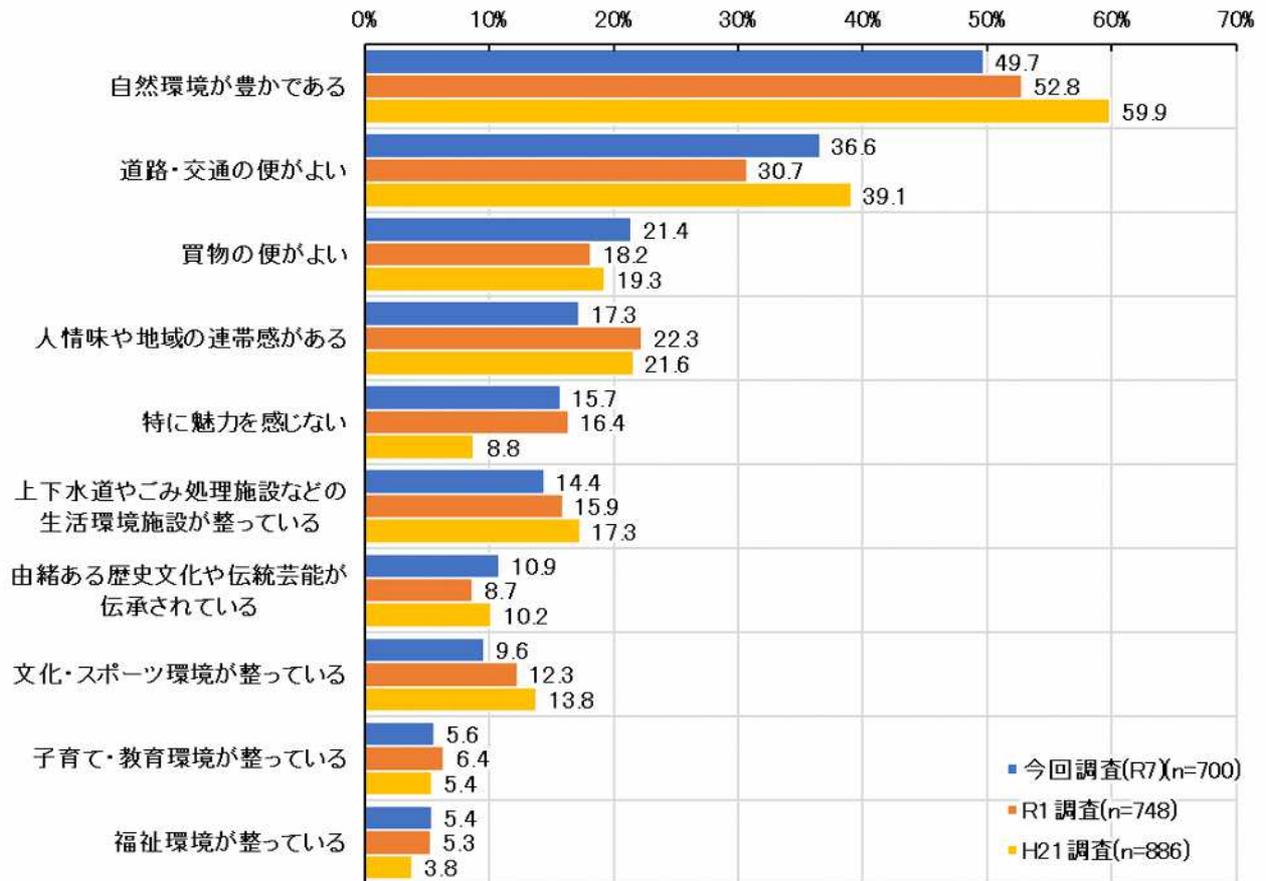
中山町への愛着・定住意向などについて

中山町への愛着



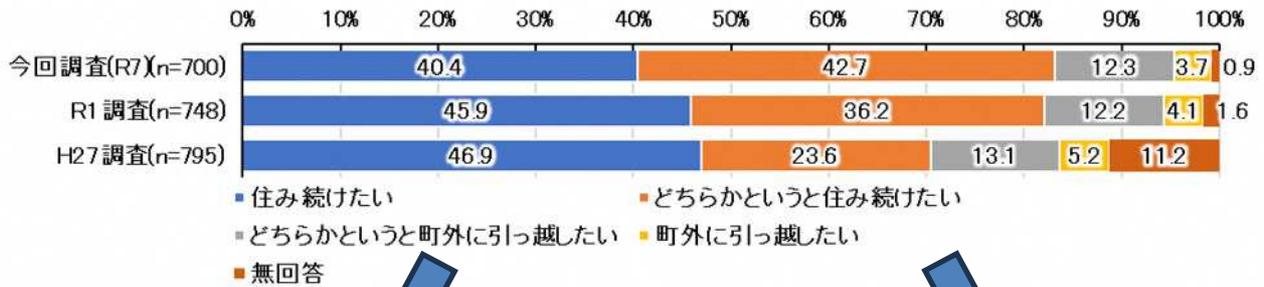
今回調査（令和7年）では、「とても愛着を感じている」「どちらかというとな愛着を感じている」と回答した人の合計が64.2%となり、過去調査（令和元年調査：66.4%、平成21年調査：69.3%）と比べやや減少しています。一方で、「あまり愛着を感じていない」「愛着を感じていない」との回答は約10%前後になっています。

中山町の魅力（上位 10 項目）



今回調査（令和 7 年）では「自然環境が豊か」との回答が 49.7%で最も多く、前回調査（令和元年：52.8%）よりやや減少しました。「道路・交通の便がよい」は前回調査（令和元年）より増加しました。

定住意向とその理由



住み続けたい理由



引っ越したい理由

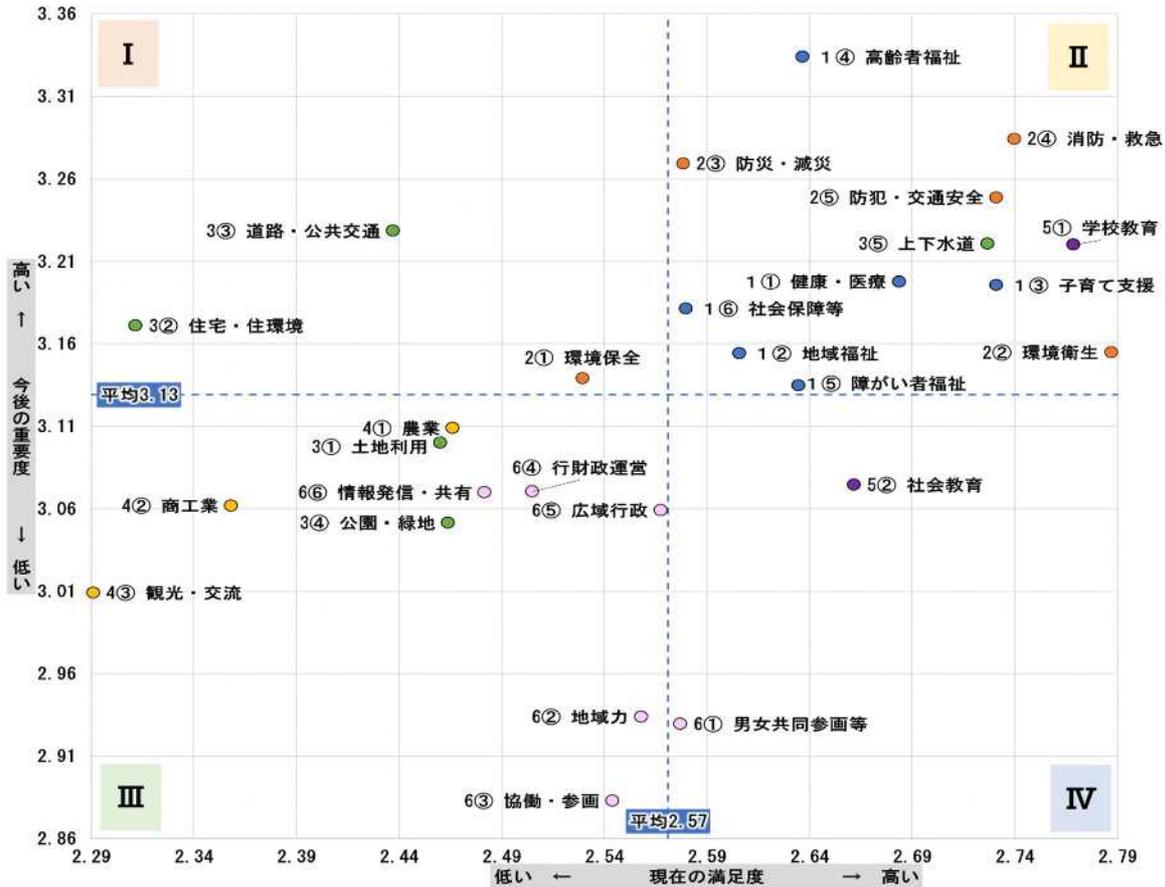


町に「住み続けたい」と回答した人は約8割で、過去調査（令和元年・平成27年）とほぼ同水準でした。

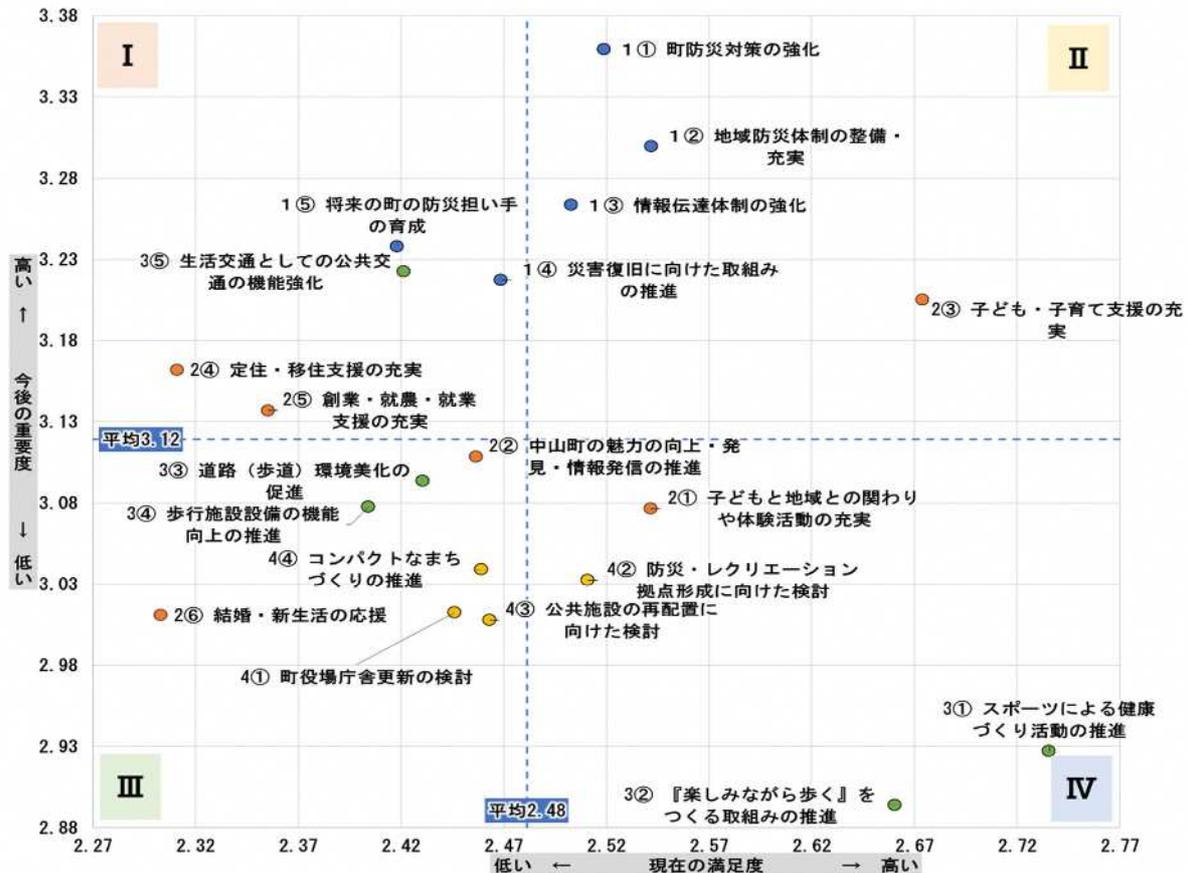
住み続けたい理由は「持ち家がある」「愛着がある」「自然環境が良い」が上位で、過去と大きな変化は見られません。一方、引っ越したい理由では「買い物の不便さ」が上位で過去と大きな変化は見られませんが、「災害への不安」は、過去より増加しました。

中山町のまちづくりについて

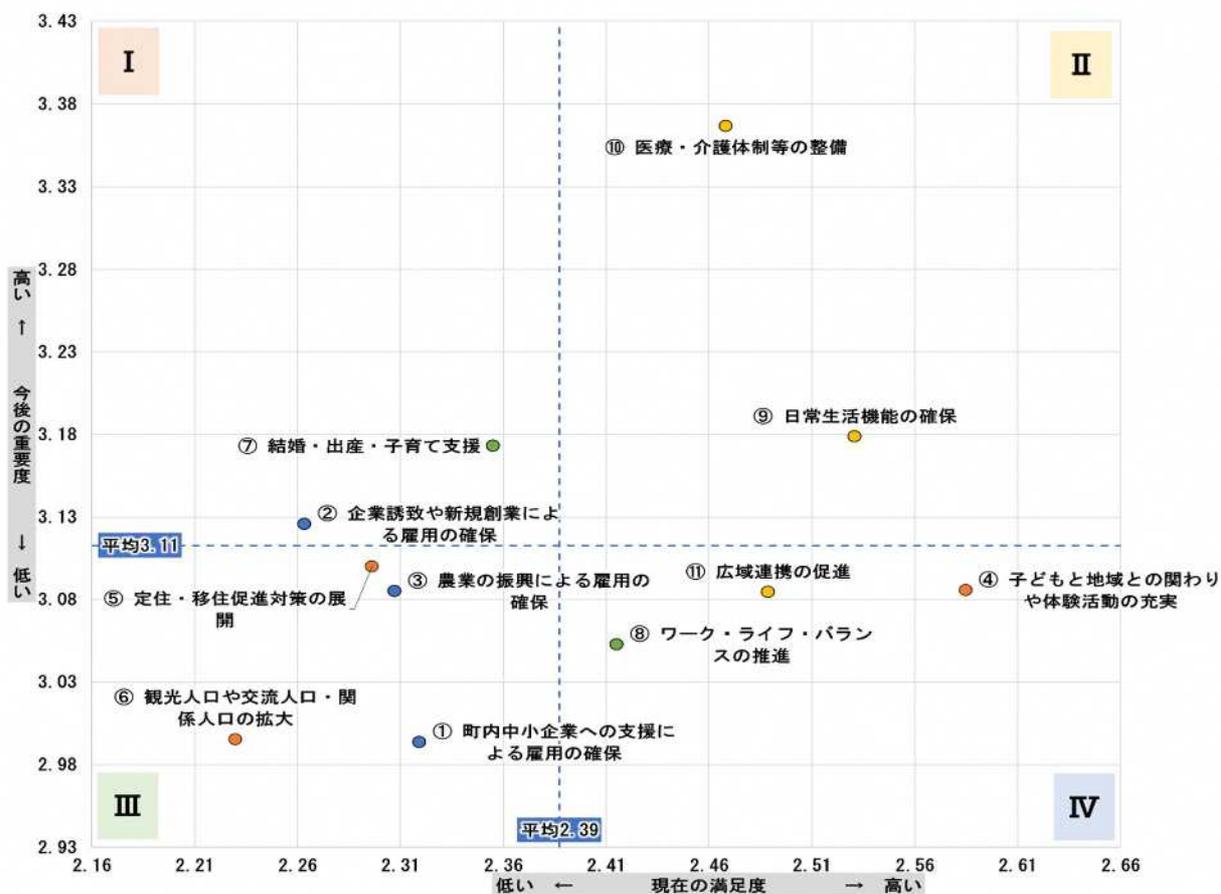
現基本計画における基本施策の満足度・重要度



現基本計画の重点プロジェクトにおける主要施策の満足度・重要度



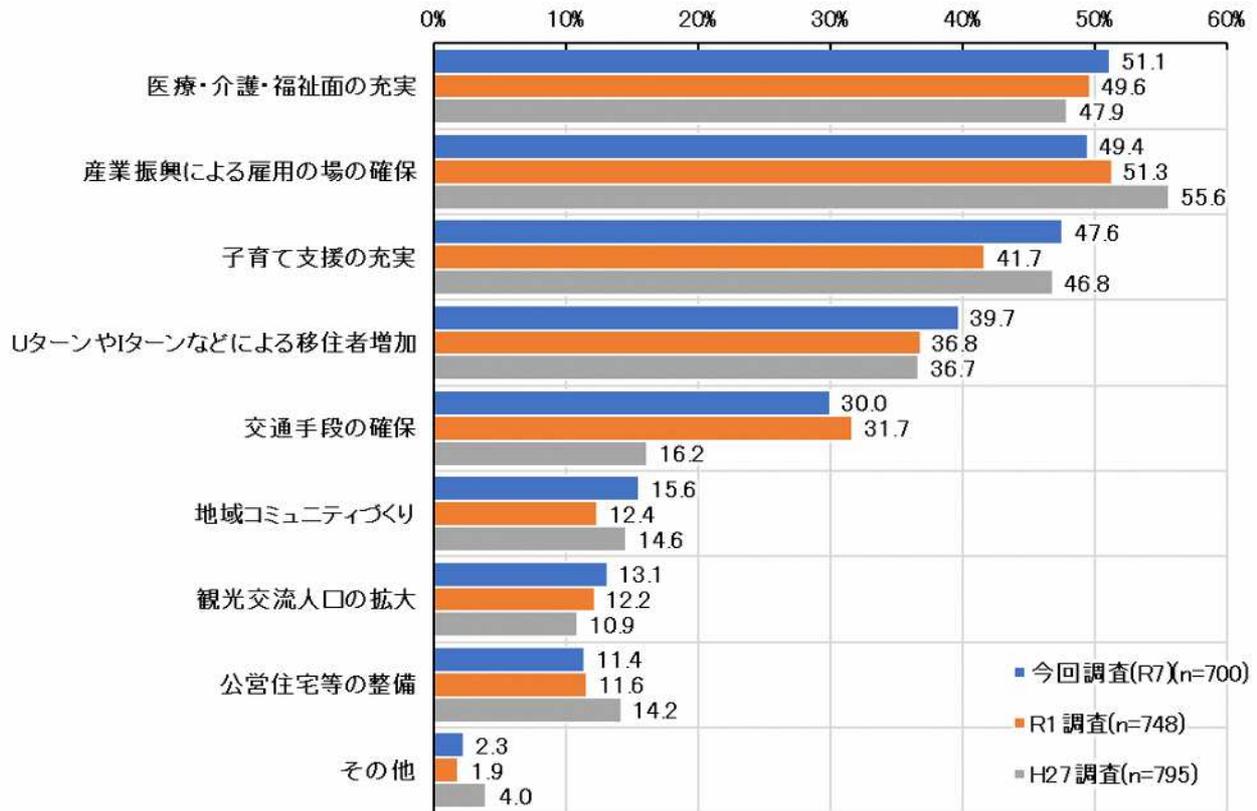
現総合戦略における具体的な施策の満足度・重要度



今後のまちづくりにおける対応が重要と考えられる「満足度が低く重要度が高い『I領域』」、逆にすでに「満足度が高く重要度が低い『IV領域』」に分類できる施策は下表の通りとなっています。

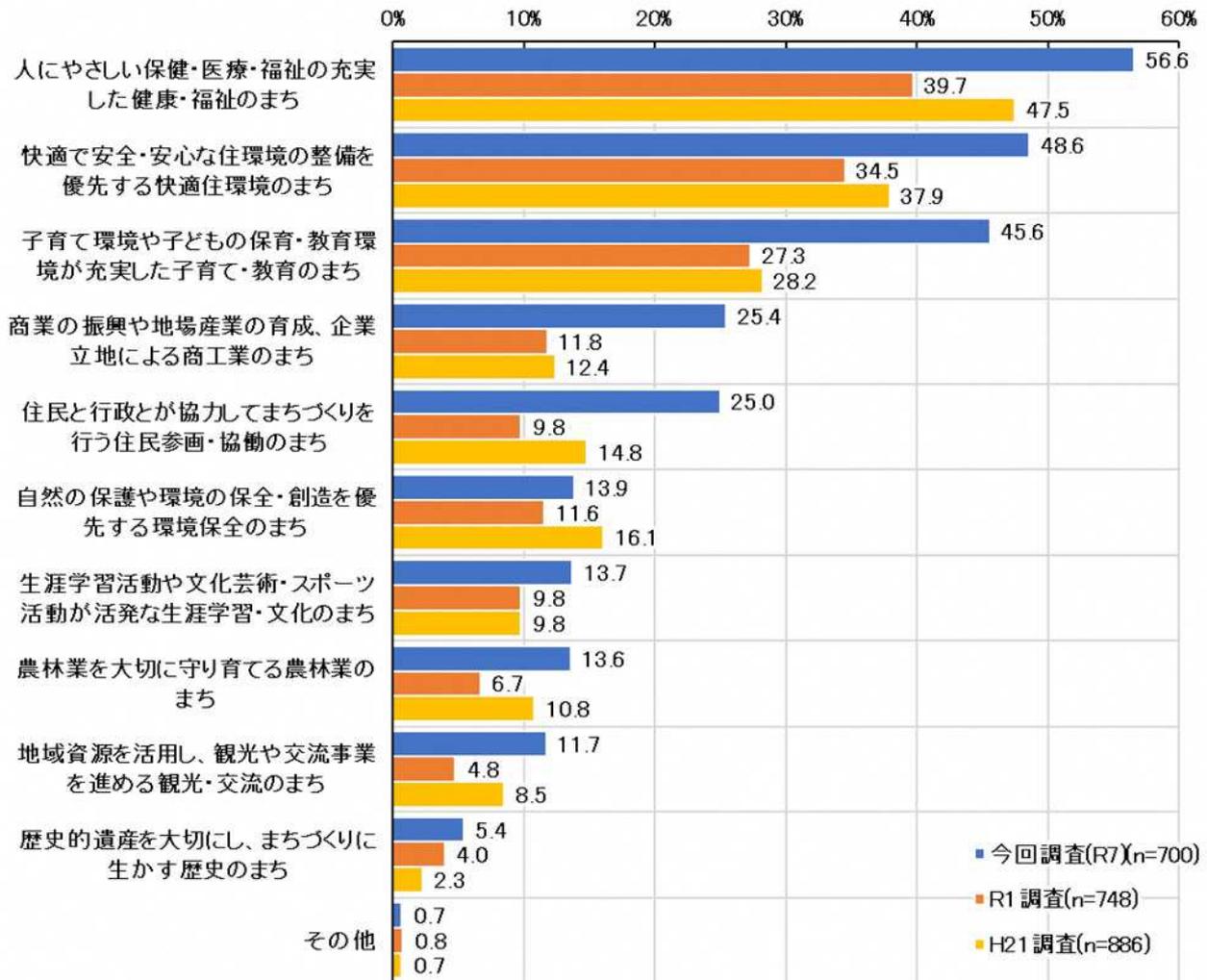
	満足度が低く重要度が高い『I領域』	満足度が高く重要度が低い『IV領域』
基本計画における基本施策	2①環境保全 3②住宅・住環境 3③道路・公共交通	5②社会教育 6①男女共同参画等
基本計画のプロジェクトにおける主要施策	1④災害復旧に向けた取組みの推進 1⑤将来の町の防災担い手の育成 2④定住・移住支援の充実 2⑤創業・就農・就業支援の充実 3⑤生活交通としての公共交通の機能強化	2①子どもと地域との関わりや体験活動の充実 3①スポーツによる健康づくり活動の推進 3②『楽しみながら歩く』をつくる取組みの推進 4②防災・レクリエーション拠点形成に向けた検討
総合戦略における具体的な施策	②企業誘致や新規創業による雇用の確保 ⑦結婚・出産・子育て支援	④子どもと地域との関わりや体験活動の充実 ⑧ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑪広域連携の促進

人口問題対策として必要な取組み



今回調査（令和 7 年）では、「医療・介護・福祉の充実」（51.1%）、「産業振興による雇用の場の確保」（49.4%）、「子育て支援の充実」（47.6%）が他の選択肢と比較して高い回答率となっています。

中山町をどのような特色のあるまちにすべきか



今回調査（令和7年）では、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」（56.6%）、「快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち」（48.6%）、「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」（45.6%）が他の選択肢と比較して高い回答率となっています。

第3部 基本計画

基本構想に基づく今後5年間の取組みの方向性

第1章 施策体系

基本構想で設定したまちの将来像「郷土の誇りを未来につなぐ ひとが輝く健幸のまち なかやま」の実現のために、今後5年間において取り組む施策を、分野別まちづくりの基本的な考え方である基本目標を柱として、次のように設定します。また、この中の複数の施策を計画的・統合的に展開し、その実現に重点的に取り組む分野横断の取組み（重点プロジェクト）を設定します。

基本目標	分野別計画 基本施策	分野横断の取組み (重点プロジェクト)			
1 安心して生活できる子育てと福祉のまちづくり	1-1 健康・医療	1 防災・減災 災害につよいまちづくりに向けた取組み	2 子どもたちが住み続けたい・帰ってきたいと思えるまちづくりに向けた取組み	3 歩きやすいまちづくり・歩いて健幸のまちづくりの取組み	4 町役場庁舎・公共施設再配置の事業化に向けた取組み
	1-2 地域福祉				
	1-3 子育て支援				
	1-4 高齢者福祉				
	1-5 障がい者福祉				
	1-6 社会保障等				
2 自然環境と共生した安全に生活できるまちづくり	2-1 環境保全				
	2-2 環境衛生				
	2-3 防災・減災				
	2-4 消防・救急				
	2-5 防犯・交通安全				
3 利便性が高く快適に生活できるまちづくり	3-1 土地利用				
	3-2 住宅・住環境				
	3-3 道路・公共交通				
	3-4 公園・緑地				
	3-5 上下水道				
4 活気と交流を生み出す産業が成長するまちづくり	4-1 農業				
	4-2 商工業				
	4-3 観光・交流				
5 健康で心豊かな人を育むまちづくり	5-1 学校教育				
	5-2 社会教育				
6 人と人がつながる協働によるまちづくり	6-1 男女共同参画等				
	6-2 地域力				
	6-3 協働・参画				
	6-4 行財政運営				
	6-5 広域行政				
	6-6 情報発信・共有				

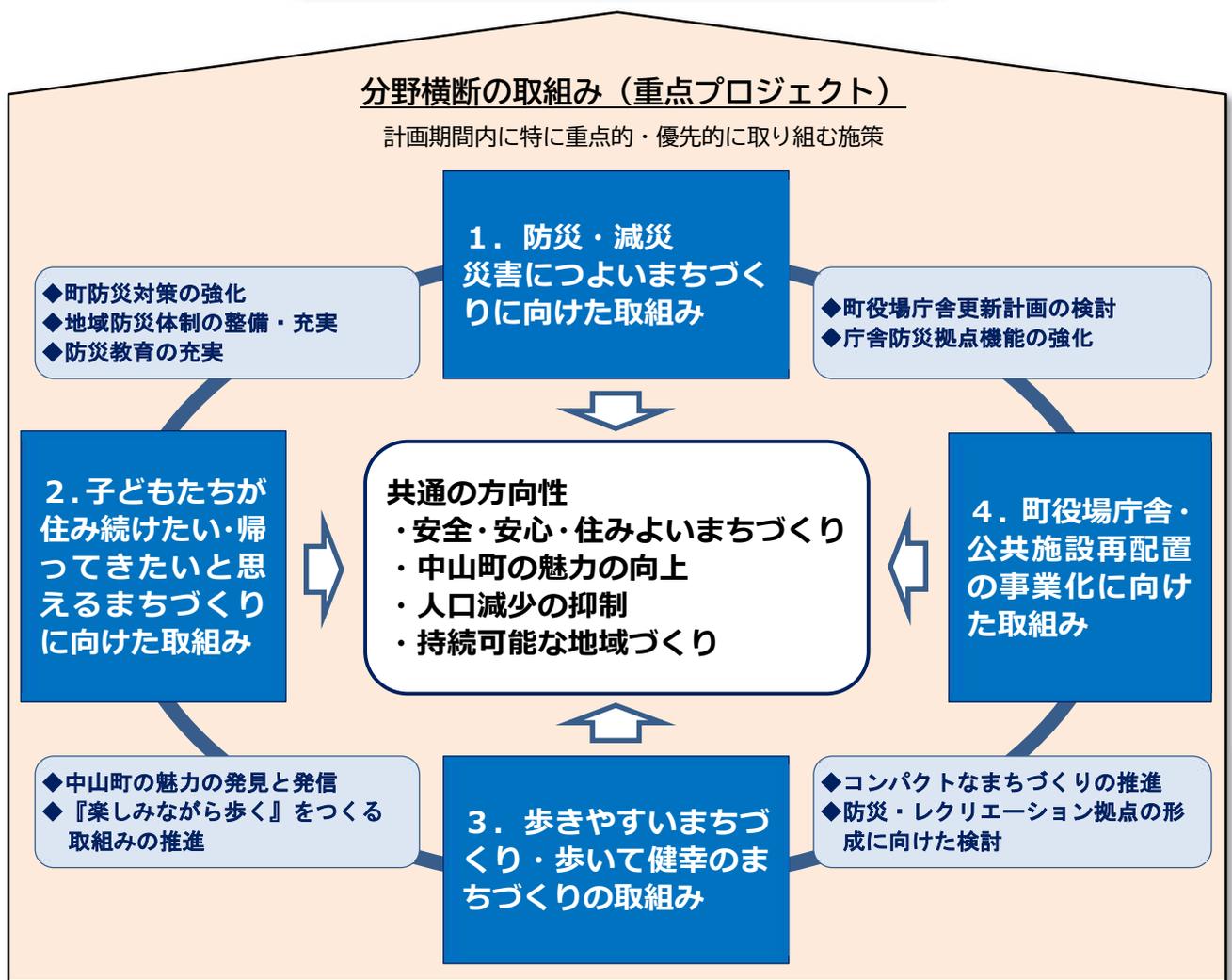
第2章 分野横断の取組み（重点プロジェクト）

分野横断の取組み（重点プロジェクト）とは

分野横断の取組み（重点プロジェクト）は、基本構想に掲げるまちの将来像『郷土の誇りを未来につなぐ ひとが輝く健幸のまち なかやま ～思いやりの絆で築く みんなの想いが響くまち～』の実現に向け、基本目標を柱とする施策分野ごとの取組みに加え、施策分野の枠を超えて横断的に取り組むものです。

次の4つの取組みを分野横断の取組み（重点プロジェクト）として掲げるとともに、「安全・安心・住みよいまちづくり」「中山町の魅力の向上」「人口減少の抑制」「持続可能な地域づくり」を共通の方向性として定め、本計画期間内に特に重点的・優先的に取り組みます。

《まちの将来像》
郷土の誇りを未来につなぐ
ひとが輝く健幸のまち なかやま
～思いやりの絆で築く みんなの想いが響くまち～



分野横断の取組み（重点プロジェクト）は、下記の内容で構成されています。

①タイトル

・分野横断の取組み（重点プロジェクト）の名称を示しています。

②主な関連施策

・「第3章 分野別計画」のうち関連が強い基本施策を示しています。

③現状と課題

・当該取組みに関連する現状や課題を示しています。

④取組みの目標

・当該取組みが目指す目標を示しています。

5

6

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①町防災対策の強化 総合戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画の見直しにより、行政の役割や初動体制、避難所の開設・運営、物資備蓄計画等について再整理を行うとともに、職員の訓練の充実により、町防災体制の強化を図ります。 ○ハザードマップの周知や防災訓練の充実等により、地域の防災・減災に対する住民意識の高揚を図ります。 ○石子沢川流域水害対策計画に掲げる事業など、町単独での実施が難しい防災・減災対策の推進にあたり、国や県・関係団体等と緊密な連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画等の改訂 ・職員初動マニュアル等の見直し ・洪水タイムラインの整備 ・避難所開設・運営訓練の実施 ・非常用備蓄・浸水害対策資機材の整備・充実 ・防災・減災に係る情報提供・意識啓発 ・ハザードマップの更新 ・国・県等への要望の実施 ・最上川流域治水協議会での検討 ・災害時応援協定締結等民間事業者等との連携 ・石子沢川流域水害対策の推進 ・広域的な避難場所等の確保
<p>②地域防災体制の整備・充実 総合戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の整備を促進するとともに、地域防災活動の活性化を図り、地域の共助による避難支援体制の強化を図ります。 ○地域防災の担い手である消防団員の確保を図るとともに、災害や有事の際にも安全で効果的な活動ができるよう、装備・資機材の整備及び訓練・講習・制度の充実を図ります。 ○災害時要配慮者の円滑な避難支援が図れるよう、必要な取組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織設立・運営支援の実施・充実 ・非常備消防事業 ・消防施設・整備事業 ・災害時要配慮者への避難支援
<p>③情報伝達体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町ホームページや防災メールに加え、行政無線（屋外拡音子局、戸別受信機、インフォカナル(@InfoCanal)、公式LINE等)を活用し、災害時に必要な情報を随時、迅速に発信します。 ○災害情報をより確実に町民に届けるため、町民の防災メール、防災情報アプリ等の登録促進を図ります。 ○町防災行政無線設備の更新を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の発信 ・戸別受信機の貸与 ・防災情報アプリの普及促進 ・町防災行政無線の設備更新
<p>④災害復旧に向けた取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災者の生活再建に向けた情報提供を行うとともに、必要な支援策について検討します。 ○災害ボランティアセンターの円滑な設置体制を構築するため、社会福祉協議会及び関連団体等との連携強化を図ります。 ○災害により破損した公共施設等については、速やかな復旧・機能の回復を目指します。 ○災害復旧にあたるボランティアの受け入れ・派遣を行う災害ボランティアセンターについて体制の整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅改修支援 ・災害対応事業 ・災害ボランティア受け入れ体制の強化 ・災害救助法等に基づく対応に係る実施体制の強化

見本

⑤主要施策

・④の目標を達成するため取組む主要施策とその内容を示しています。総合戦略は「第4部 中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組みに特に強く関係するものを表しています。

⑥主要な事業・取組み

・⑤の主要施策に関する具体的な事業や取組みのうち主要なものを示しています。



現状と課題

- ✓ 安全・安心のまちづくりは、町民の生命・身体・財産を保護するという行政における最も重要な使命であり、これから目指すまちづくりの基礎となるものです。
- ✓ 近年、全国的に大規模な地震や気候変動が原因と考えられる豪雨など自然災害の激甚化が見られ、東北地方においても、平成 23（2011）年の東日本大震災や、令和元（2019）年の山形県沖地震、同年の台風 19 号などにより、各地で大きな被害が発生しています。また、令和 2（2020）年 7 月豪雨では、県内で 53 年ぶりに最上川が氾濫したほか、町内でも浸水害により住宅に大きな被害が発生しました。本町では最上川の水位が計画高水位を超過すると石子沢川排水機場のポンプを停止する必要があるため、浸水害の発生が危惧され、その対策が求められています。
- ✓ これらの事態に対応していくためには、石子沢川流域水害対策計画をはじめとする各種計画の着実な進捗とともに、町民が自らの安全・命を守る「自助」、家庭・地域・自主防災組織等が相互に助け合う「共助」、行政が行う「公助」について、町民と行政がそれぞれの役割を再認識し、これまで以上に防災・減災に対する意識を高め、行政・町民・関係団体が一体となって被害の最小化に向けた取組みを進めていく必要があります。

取組みの目標

町においては、地域防災計画の見直しにより、災害情報の発信や避難所の開設・運営、災害時要配慮者等の避難支援など、災害発生時に各部局が担うべき役割の再整理を行うとともに、職員を対象とした災害対応研修や訓練等の充実により、町防災体制の強化を図ります。

また、災害復旧に向けた支援施策の充実や非常用食糧・物資の備蓄に加え、関係機関との連携強化を図るなど、平時より防災・減災に向けた体制・仕組みづくりを計画的に整備・推進し、災害への備えをより万全なものとするよう努めます。

地域においては、自主防災組織等による地域防災活動等を通して町民の防災意識の高揚を図るとともに、地域住民同士の見守りや声掛け、助け合いなど、平時より地域のつながりづくりを推進することにより、災害や有事の際、地域と行政が「自助」「共助」「公助」それぞれの役割を果たすことができる体制を整え、災害につよいまちづくりを推進します。

さらに、幼児期からの切れ目のない防災教育を継続的かつ体系的に実施することにより、子どもたちの町や地域の防災・減災に関する継続的な学びの機会を創出し、災害の際に家族・地域の安全確保に役立つ行動ができる将来の町の防災担い手の育成を目指していくとともに、防災教育の対象を子どもたちから全世代に拡大します。

主要施策

主要な事業・取組み

①町防災対策の強化 総合戦略

- 地域防災計画の見直しにより、行政の役割や初動体制、避難所の開設・運営、物資備蓄計画等について再整理を行うとともに、職員の訓練の充実により、町防災体制の強化を図ります。
- ハザードマップの周知や防災訓練の充実等により、地域の防災・減災に対する住民意識の高揚を図ります。
- 石子沢川流域水害対策計画に掲げる事業など、町単独での実施が難しい防災・減災対策の推進にあたり、国や県・関係団体等と緊密な連携を図ります。

- ・地域防災計画等の改訂
- ・職員初動マニュアル等の見直し
- ・洪水タイムラインの整備
- ・避難所開設・運営訓練の実施
- ・非常用備蓄・浸水害対策資機材の整備・充実
- ・防災・減災に係る情報提供・意識啓発
- ・ハザードマップの更新
- ・国・県等への要望の実施
- ・最上川流域治水協議会での検討
- ・災害時応援協定締結等民間事業者等との連携
- ・石子沢川流域水害対策の推進
- ・広域的な避難場所等の確保

②地域防災体制の整備・充実 総合戦略

- 自主防災組織の整備を促進するとともに、地域防災活動の活性化を図り、地域の共助による避難支援体制の強化を図ります。
- 地域防災の担い手である消防団員の確保を図るとともに、災害や有事の際にも安全で効果的な活動ができるよう、装備・資機材の整備及び訓練・講習・制度の充実を図ります。
- 災害時要配慮者の円滑な避難支援が図れるよう、必要な取組みを推進します。

- ・自主防災組織設立・運営支援の実施・充実
- ・非常備消防事業
- ・消防施設・整備事業
- ・災害時要配慮者への避難支援

③情報伝達体制の強化

- 町ホームページや防災メールに加え、防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機、インフォカナル(@InfoCanal))、公式LINE等を活用し、災害時に必要な情報を随時、迅速に発信します。
- 災害情報をより確実に町民に届けるため、町民の防災メール、防災情報アプリ等の登録促進を図ります。
- 町防災行政無線設備の更新を図ります。

- ・災害情報の発信
- ・戸別受信機の貸与
- ・防災情報アプリの普及促進
- ・町防災行政無線の設備更新

④災害復旧に向けた取組みの推進

- 被災者の生活再建に向けた情報提供を行うとともに、必要な支援策について検討します。
- 災害復旧にあたるボランティアの受け入れ・派遣を行う災害ボランティアセンターについて体制の整備を進めます。
- 災害ボランティアセンターの円滑な設置体制を構築するため、社会福祉協議会及び関連団体等との連携強化を図ります。
- 災害により破損した公共施設等については、速やかな復旧・機能の回復を目指します。

- ・被災住宅改修支援
- ・災害対応事業
- ・災害ボランティア受け入れ体制の強化
- ・災害救助法等に基づく対応に係る実施体制の強化

⑤将来の町の防災担い手の育成

- 町と町内の幼稚園・保育園・小中学校が一体となり、幼児期からの切れ目のない防災教育を実施することにより、町や地域の防災に関する子どもたちの基礎的な知識の定着を図るとともに、防災・減災に対する興味・関心を育て、災害の際には家族や地域の安全確保に役立つ行動ができる、将来の中山町の防災担い手の育成を目指します。
 - これまでの防災教育の内容を整理し、体系的な学習教材として取りまとめ、複数年間の継続的な活用を目指します。
 - 防災教育の対象を児童生徒から大人まで拡大し、町全体の防災意識の高揚を目指します。
-

- 防災教育の推進
- 防災教育の実施に係る連絡会議の設置
- 防災士の育成
- 防災教育対象の拡大

子どもたちが 住み続けたい・帰ってきたいと 思えるまちづくりに向けた取組み



主な関連施策

1-3 子育て支援

3-2 住宅・住環境

4-1 農業

4-2 商工業

5-1 学校教育

5-2 社会教育

6-2 地域力

6-6 情報発信・共有

現状と課題

- ✓ 本町の人口は、平成 12 (2000) 年を境として減少に転じており、この傾向は今後も継続することが予測されています。人口減少の進行が避けられない中においても、町民の生活基盤・環境を維持し、町民が安心して住み続けられるまちであり続けるためには、まちづくりの主役である町民の減少を抑制することが重要です。
- ✓ 令和 3 (2021) 年から令和 7 (2025) 年にかけて、乳幼児年代である 0~5 歳と中学生年代にあたる 12~14 歳の人口は減少率が 20% を超える顕著な減少が見られました。一方、小学生年代にあたる 6~11 歳と高校生年代にあたる 15~17 歳の人口は微減にとどまっていますが、全体として 18 歳未満の人口は減少しており、この傾向は今後も続くと予想されます。
- ✓ 本町には、国の重要文化財に指定された旧柏倉家住宅をはじめ、江戸時代に盛んであった北前船の舟運で育まれた貴重な歴史文化遺産や伝統芸能、豊かな自然、令和 5 (2023) 年度には東北第 2 位の産出額であったすももや県内トップクラスの単収を誇る米などの農産物、スポーツ施設など多様な地域資源があります。
- ✓ 人口減少が進む中、町民と行政が町の特性や資源を再確認・理解し、地産地消やスポーツ施設の活用などを通じて町への愛着を深め、町内外へ魅力を発信して人を呼び込むとともに、少子高齢化や核家族化、働き方の多様化、情報化の進展などに対応し、地域活動を通じて大人も子どもも学び育ち合える体制・仕組みづくりを進めていく必要があります。

取組みの目標

自らが住む町や地域のことを大人も子どもたちも一緒になって知ること・学ぶことができる機会づくりや、地域と子どもたちとの関わり・ふれあいなどを通して、子どもたちの中山町に対する郷土愛を育み、学業等により一度町外に出ることになっても、将来住居を定める際に、『中山町に帰ってきたい』と思えるようなまちを目指します。

また、『魅力あるまちとは、そこに住む住民が住みやすいまち』という考え方のもと、安全・安心・住みよいまちづくりを推進することに加え、町の情報を積極的に町内外に発信するとともに、定住・移住や結婚・就業等に関する相談・支援体制の充実を図るなど、本町への定住・移住を推進することにより、本町の人口減少の抑制を目指します。

特に、定住するまちを決めようとする 20 歳台後半から 30 歳台・就学前の子どもがいるファミリー層等若い世代のニーズを踏まえ、子育てに関する経済的支援や保育・教育環境の向上など、子ども・子育て環境の充実を図るとともに、定住支援施策の創設などにより、『中山町に住みたい・帰りたい』を後押しすることで、生涯住み続けたいまちとして選ばれるようなまちを目指します。

①子どもと地域との関わりや体験活動の充実 総合戦略

○豊かな自然環境、文化的な環境等の地域資源や、地域社会における人との交流、体験活動等の充実を図るとともに、郷土の歴史や伝統について学ぶ機会を創出し、子どもたちの郷土愛や地域住民の一員としての帰属意識、他者への思いやりのある豊かな心を育みます。

- ・ふるさと教育の推進
- ・地域学校協働活動の取組み

②中山町の魅力の向上・発見・情報発信の推進 総合戦略

○町の魅力を町内外に発信していくためには、町民が町のことを知り理解を深めることが重要です。町民が自ら暮らす町の歴史や伝統・地域のことについて知る・学ぶことができる機会の創出・充実を図ります。

○地域の人々が交流を深めることができる機会の創出を図ります。

○食育・地産地消の推進により、恵まれた土壌で育まれる中山町産の農産物や、郷土食「芋煮」など地域の食への理解を促進します。

○町が有する資源の磨き上げによる魅力向上の取組みとともに、町内外への情報発信を強化し、シティプロモーションを推進します。

- ・生涯学習環境の充実
- ・まちづくり推進事業補助金等の充実
- ・食育・地産地消の推進
- ・町の情報発信の強化
- ・ふるさと納税の推進

③子ども・子育て支援の充実 総合戦略

○関係機関が連携して、妊娠・出産・子育て期に至るまでの切れ目ない支援を実施することにより、子どもや母親の健康を確保するとともに、子育て家庭が抱く経済的な負担、仕事と子育ての両立などへの不安等を取り除き、安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てることができる環境を整備します。

- ・健康診査・相談、保健指導の充実
- ・予防接種事業
- ・保育体制の充実
- ・放課後児童クラブ運営事業
- ・子育てに関する経済的支援

④定住・移住支援の充実 総合戦略

○『中山町に住みたい・帰りたい』を後押しするため、定住・移住に関する相談・支援体制の充実を図ります。また、町内の子育て世帯の定住や、町外在住世帯の町内への定住・移住を支援・促進する制度について検討・実施していきます。

- ・定住・移住相談体制の整備
- ・定住促進支援制度の実施
- ・空き家利活用の支援

⑤創業・就農・就業支援の充実 総合戦略

○新規就農のために必要な農地や資金、就農計画等についての相談・支援体制の充実を図ります。

○隣接市町との交通利便性が高いという本町の特性を活かしながら、町商工会や関係団体と連携し、創業から事業承継までニーズに応じた支援を行います。

- ・創業・就農・就業相談支援の充実
- ・就職情報や就職相談会等の情報提供

⑥結婚・新生活の応援 総合戦略

○山形県と管内市町が連携して実施する広域婚活サポート事業を推進するなど、結婚を希望する町民に対する出会いの場・機会提供の取組みを支援します。

- ・村山広域婚活サポート事業の推進
- ・結婚・新生活支援事業



主な関連施策

1-1 健康・医療

2-5 防犯・交通安全

3-3 道路・公共交通

現状と課題

- ✓ 町内では、自宅周辺を歩く方と、最上川中山緑地や中山公園などへ車で移動して歩く方に大別でき、また、日中よりも早朝や夜間に歩く方が多い傾向があります。町では、春・秋は屋外、夏・冬は屋内施設での歩行を推奨しており、町道及び公園の草刈りを実施し、利用しやすい環境を整えています。
- ✓ 「歩くことは健康によい」と理解している人は多いものの、日常生活に欠かせない自動車の利便性や忙しさから歩く時間が取れない町民も多くいることが予想され、令和6（2024）年度に実施したアンケート結果によると週1回以上運動を行っている方の割合は63%となっています。歩くことは自主的な行動であり、体調の改善は自らの実感によるもので、習慣化には時間がかかります。
- ✓ そこで町では、週1回以上運動を行っている方の割合の目標を65%に掲げ、「運動」や「スポーツ」の言葉が重く感じるような町民に対しても、呼吸法やヨガ、プラス10分のウォーキング、日常生活での雪はきや掃除、買い物時に店内を長めに歩くことや車を遠く止める、階段を利用するなど普段の生活でできる取組みなども運動効果があることの周知を進めています。
- ✓ 高齢者による自動車運転免許証の返納が進む中、自家用車を持たないことで買い物や通院などに不便が生じ、交通弱者の増加が懸念されています。免許返納後の生活が確保できなければ、安心して暮らすことができず、住み続けることへの不安につながることから、歩きやすいまちづくりに加え、生活交通の確保と利便性の高い公共交通ネットワークの整備が求められています。

取組みの目標

「楽しみながら歩くこと」は、行き交う人とあいさつを交わしたり、季節の移ろいや田畑の様子、地域の史跡など、自動車を利用しては気づきにくい「小さな発見」を通して、身体健康だけでなく、心の豊かさをもたらし、日々の暮らしに潤いを与えるものです。

町民が安全に、楽しみながら歩くことができる取組みを推進するとともに、道路(歩道)環境や公共施設の整備において「歩きやすいまちづくり」の視点を考慮するなど、町を挙げて「歩きやすい・楽しみながら歩くことができるまちづくり」を推進することにより、町民の「歩くこと」への参加の第一歩を後押しするとともに、継続的な健康づくりの意識醸成を図り、町民が心身共に健康で、幸せな暮らしを実現できる『歩いて健幸のまちづくり』を目指します。

また、車を運転しない子どもや高齢者なども、公共交通機関を利用しながら歩いて暮らせるようなまちづくりを推進します。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①スポーツによる健康づくり活動の推進 総合戦略</p> <p>○健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指し、「歩く」ことをはじめとした運動やスポーツを通じ、町民の健康づくり活動を支援します。</p> <p>○他の諸施策と連携しながら、「自然と歩きたくなる健幸なまちづくり」を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なかやま健幸くらぶ事業の推進 ・健康情報の発信
<p>②『楽しみながら歩く』をつくる取組みの推進</p> <p>○楽しく歩けるような情報の収集・発信を図ります。</p> <p>○景観や史跡、歩道整備状況等を踏まえ、安全で、『楽しみ』と『発見』のあるルートを検討し、ウォーキング事業を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『歩いて行ける見どころ』の情報発信 ・おすすめウォーキングコースの検討・設定
<p>③道路(歩道)環境美化の促進</p> <p>○歩きやすい道路(歩道)環境の整備を図るなど、歩きやすいまちづくりを推進します。</p> <p>○犬の散歩マナーの向上など、みんなが気持ちよく歩くことができる道路(歩道)環境づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路(歩道)の環境整備及び環境美化の取組みの推進
<p>④歩行施設設備の機能向上の推進</p> <p>○ウォーキングコースや公園施設などの機能向上を図ります。</p> <p>○夜間のウォーキングなども安心して実施できるよう、防犯灯の新設・維持管理等に対する支援を継続して実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設等へのベンチ等の設置 ・防犯灯新設・維持管理への支援
<p>⑤生活交通としての公共交通の機能強化 総合戦略</p> <p>○ウォーキングコースや公園施設への接続等を考慮し、公共交通の利便性の向上を図ります。</p> <p>○町営バスについてはニーズに沿って運行内容を適宜見直すとともに、デマンド型乗合タクシー(スマイルグリーン号)との広域的な連携を含め、利用しやすい公共交通環境の整備を図ります。</p> <p>○駅関連施設の適切な維持管理等の実施により、公共交通機関の快適な利用環境を確保するとともに、利便性の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町営バスルート等の見直し ・交通弱者等への支援 ・運行内容の見直し ・情報提供 ・ニーズ調査 ・駅関連事業



主な関連施策

3-1 土地利用

3-4 公園・緑地

6-4 行財政運営

現状と課題

- ✓ 町内には、町役場をはじめとする行政系施設のほか、学校教育系施設、公民館などの文化系施設、図書館・歴史民俗資料館といった社会教育系施設など、全部で約 50 の公共施設があります。
- ✓ 町役場は昭和 41（1966）年の建設後 59 年が経過しており、老朽化が進行しています。耐震診断の結果に基づき補強工事を行い、必要な耐震性能を保有しているものの、防災拠点としての機能不足や、来庁者の利便性等の観点から課題があります。
- ✓ 町の教育課がある町中央公民館も、昭和 48（1973）年の建設後 50 年以上が経過し老朽化が進行しています。補強工事により耐震性は確保しており、現在も多くの町民に利用されています。
- ✓ 町の健康福祉課や町社会福祉協議会の事務所が入る町保健福祉センターは平成 12（2000）年の建設で必要な耐震性能を有しており、施設の利用に際し特段の支障はないものの、整備後 20 年を経過することから機器等の更新について検討がなされています。
- ✓ 本町のインフラを含む公共施設等の今後の在り方について基本的な方向性を示した「中山町公共施設等総合管理計画」では、今後も施設を保有し続ける場合、より多くの費用が必要になると見込まれています。そのため、既存施設の長寿命化を図るとともに、利用頻度が低い施設や老朽化が進んだ施設については、集約化や複合化を検討する方針を打ち出しており、令和 5（2023）年度までに計画を改訂し方向性を示しました。また、令和 6（2024）年度からは再配置計画の策定に向け、住民・職員向けワークショップを開催し課題の把握を進めています。

取組みの目標

町の公共施設については、その利用状況や整備時期、老朽化の程度等を踏まえながら、その適正な管理運営に努めます。

また、長期的な展望に立ち効率的かつ持続可能なまちづくりを推進するため、すべての行政サービスとその提供場所について、公民の枠を超えて検討し、必要最小限の施設数・規模に再編・最適化を図ることを目的として、公共施設再配置計画を策定します。

公共施設の更新に際しては、公共施設再配置事業のもと、財政的な影響や来庁者の利便性の向上、防災拠点としての機能の確保、歩きやすいまちづくり・コンパクトなまちづくりとの関連、町内に分散する行政機能の集約化、複合化・多用途化、その場合の現有施設の利活用方策など多様な視点について具体的な検討を進め、町民や町内事業者等と行政が一緒になって、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組みを推進します。

①公共施設再配置に向けた検討

総合戦略

- 公共施設再配置計画の検討・策定にあたっては、「中山町公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえつつ、町民や町内事業者、関係機関等の参画を得て実施するとともに、財政負担の観点はもとより、来庁者の利便性の向上、防災拠点としての機能向上など、多角的な視点によりその検討を進めます。
- 老朽化が進む町役場庁舎をはじめとする公共施設の更新について必要な調査等を行い、移転整備も含め考えられるいくつかの選択肢(方針案)をメリット・デメリット、財政負担の観点などから設定・検証したうえで、その方針を選択・決定します。

- ・公共施設再配置計画策定

②防災・レクリエーション拠点形成に向けた検討

総合戦略

- 中山町都市計画マスタープランに位置付けた新たな防災・レクリエーション拠点の形成について、公共施設再配置計画と合わせて検討を進めます。
- 防災・レクリエーション拠点施設の検討にあたっては、平時と災害時の両方を想定したうえで、施設に求める機能・役割やその必要性、財政的な負担等について総合的に検討を実施します。

- ・防災・レクリエーション拠点の形成に向けた検討

第3章 分野別計画

分野別計画は、基本目標を実現するための「基本施策」ごとに下記の内容で構成されています。

①タイトル(基本施策)

- 基本施策の名称を示しています。

②基本目標

- 当該施策が関連する基本目標を示しています。

③担当

- 当該施策を所管する担当課・グループを示しています。このうち **●●課 ●●グループ** は、主担当を表しています。

④現状と課題

- 当該施策に関連する現状や課題を示しています。

⑤施策の目標

- 当該施策が目指す目標を示しています。

⑥関連する町の条例、計画等

- 当該施策に関する町の条例や既存計画等を示しています。

⑦用語解説

- 文中に使用している専門用語などの解説を示しています。

基本目標3 利便性が高く快適に生活できるまちづくり(都市基盤)

基本施策 3-2 **住宅・住環境**

建設課 建設整備グループ 総合政策課 まちづくり推進グループ

現状と課題

- これまで、住宅の耐震化に関する各種補助制度の整備を図ってきましたが、まだ活用が少ない傾向です。今後も、これら補助制度の積極的な利用に向け、防災や減災に関する町民の更なる意識醸成も含め、より効果的な啓発活動を行う必要があります。
- 高齢者世帯においては、施設への入所等がきっかけで空き家となるなど、少子高齢化・人口減少の進展に伴い、今後も更なる空き家の増加が懸念されます。加えて、空き家のなかには、適正に管理されず、周辺に悪影響を及ぼしているものも生じています。
- 管理不全空き家等※の所有者が把握できない・経済的な理由により所有者が空き家を除却できないなどの課題があります。空き家除却に対する補助を継続し、所有者自らの除却を促進していくとともに、空き家についての情報提供体制の強化や、相談窓口、空き家バンク制度、補助制度について浸透するよう啓蒙が必要です。
- 既存の住宅ストックである町営住宅の適正な維持管理及び長寿命化が求められます。

施策の目標

住宅の耐震化の促進については、特に老朽の地震等に対する危機意識の高低によるところが大きいと見られ、関連する情報発信や啓発を促進するための種々の活動を積極的に展開することで、防災意識の醸成や既存制度の有効な利用促進を目指します。

空き家対策については、所有者等による適正管理を促進し、利用可能な空き家は利活用を推進する一方、管理不全空き家については、関係機関等と連携し、問題の解消に努めます。

また、町営住宅については、施設の長寿命化を図り、住民の快適な住環境の維持に努めます。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町空き家等の応急措置に関する条例：平成 31（2019）年 3 月
- ◆中山町空き家等対策計画：平成 30（2018）年 8 月
- ◆中山町建築物耐震改修促進計画：令和 5（2023）年 3 月
- ◆中山町公営住宅長寿命化計画：令和 5（2023）年 3 月

用語解説

※管理不全空き家等：適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当する恐れのある状態と認められる空き家等。
 (参考) 特定空き家等：そのまま放置すれば倒壊等若しくは保安上危険となる恐れや、衛生上有害となる恐れのある状態と認められる空き家等。

8

9

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①住宅の耐震化・良質化の支援</p> <p>○耐震化制度の周知とともに、町民の防災・減災に関する意識の向上を図り、積極的な制度の活用を促します。</p> <p>○既存住宅の良質化・バリアフリー化など、町民の快適な住環境の整備について支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士会等識者と連携した耐震化に関する相談会の実施 ・減災アドバイスの実施 ・住宅改修支援事業
<p>②空き家対策の推進 分野横断 総合戦略</p> <p>○所有者等の管理者意識の向上を図り、適正管理を促します。</p> <p>○空き家の実態把握に努め、利用可能な空き家については、関係機関・団体等と連携を図り、利活用を促進します。</p> <p>○利活用が困難な空き家については、所有者等による除却を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発・情報提供 ・空き家バンク制度の運用 ・空き家実態調査の実施 ・空き家除却等への支援 ・ワンストップ相談支援の実施
<p>③町営住宅の適正管理</p> <p>○住宅セーフティネットの中心的役割を担い、住宅の適正な維持管理を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅管理事業

見本

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
空き家バンク登録件数(累計)	件	8(2023年度) 31(2024年度)	15	40

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○自家に関する防災・減災を意識し、住宅の耐震化に関連する情報や制度について積極的に受信できるよう努めます。</p> <p>○空き家は、所有者自らが適切に管理し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないようにします。</p> <p>○住宅を長く利用する意識を持つとともに、適切に相続や登記を行います。</p> <p>○新たに空き家となる場合、所有者や地区で町に空き家情報の提供を行います。</p>	<p>○防災・減災に係る情報について、町民が受信しやすいような情報発信の仕方に留意し、制度等がわかりやすく伝わるよう工夫します。</p> <p>○空き家の発生予防・適正管理に向けた啓発や情報提供を行います。</p> <p>○空き家の実態把握に努め、利用可能な空き家については、関係機関・団体等と連携して利活用を推進します。</p> <p>○利活用が困難な空き家については、所有者等による除却等の支援を図ります。</p>

③主要施策

・⑤の目標を達成するため取組む主要施策とその内容を示しています。分野横断は「第2章 分野横断の取組み(重点プロジェクト)」に、総合戦略は「第4部 中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組みに特に強く関係するものを表しています。

⑨主要な事業・取組み

・⑧の主要施策に関する具体的な事業や取組みのうち主要なものを示しています。

⑩成果指標

・当該施策の達成度を把握するため設定した指標とその目標値を示しています。

⑪協働の指針

・当該施策の推進にあたって、住民等と行政が果たしていくべき役割を示しています。

基本施策
1-1

健康・医療

健康福祉課 健康づくりグループ

健康福祉課 福祉介護グループ

健康福祉課 子育て支援グループ

教育課 生涯学習グループ

住民税務課 住民グループ

現状と課題

- ✓ 医療ニーズは高度化・多様化しており、地域医療体制の充実が望まれます。救急医療対策協議会などを通じて体制確保に努めていますが、地域医療に携わる医師不足は全国的な課題であり、本町でも安定した医師確保が喫緊の課題です。加えて、医師の高齢化も進行しており、将来的な体制維持が懸念されています。
- ✓ 町内医療機関及び医師会の協力により日曜当番医制度を実施するとともに、山形市休日夜間診療所及び山形市歯科医師会休日救急歯科診療所の利用普及啓発活動を実施しています。しかし、医師の高齢化が進んでおり、日曜当番医体制の維持が課題となっています。また、小児科の専門診療がない状況も続いています。
- ✓ 人生100年時代を迎え、ますます健康志向が強くなっている中、ICT※の活用等により得られる科学的なエビデンス※に基づく健康寿命の延伸や、介護予防につながる取組みが重要となってきています。現在も実施している運動・ウォーキング・健康教室の開催、健幸ポイント、健康測定会などを通じて、高血圧や高血糖・肥満といった主要死亡リスク

- や、認知症の発症リスクの低減を図っていく必要があります。
- ✓ 現在、福祉や介護などのサービス提供、各種健診(検診)や予防接種、健康教育・相談、食生活改善などの健康増進事業、母子保健事業などを進めています。今後も、疾病の早期発見・早期治療に向けたなお一層の取組みが必要です。
- ✓ 感染症に対しては、既知の感染症に加え、新型コロナウイルス感染症のような今後新たに認知される感染症への対策が求められています。
- ✓ 自殺の多くは精神衛生上の問題だけではなく、失業、生活困窮、介護疲れ、いじめや孤立など様々な要因が連鎖する中で起きていることから、こころの健康相談電話の増加に対応した相談体制の充実、SOSの出し方教育など、対人支援や地域連携、社会制度等、多方面からの支援を総合的に推進しています。
- ✓ 80歳の親が50歳の子どもの面倒を見れない8050問題、子の発達障がい※や精神疾患、親の認知症や病気など複合的な課題に対して関係機関との連携が求められています。

用語解説

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。歩数や身体活動量を計測する活動量計やスマートフォン・アプリなどの記録・通信ツールを指し、事業効果の測定や、参加者の意欲向上も期待されている。

※エビデンス：証拠、根拠を意味する。実証データの蓄積、科学的分析に基づいた施策の根拠となるもの。

※発達障がい：学習障がいや注意欠陥・多動性障がいなど、認知・言語・社会性・運動などの機能に障がいが生じることで、乳幼児から幼児期にかけて現れることが多い。

施策の目標

医療・保健の連携や、各種健診(検診)、健康教育・相談、食生活改善などの健康増進事業の推進により、町民の健幸※(健康で幸せであること)増大を目指します。

関連する町の条例、計画等

- ◆健康なかやま 2 1 中山町健康増進計画(第3次):令和7年(2025年)3月
- ◆いのち支える中山町自殺対策計画(第2期):令和7年(2025年)3月

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①救急医療対策の実施 総合戦略</p> <p>○日曜当番医体制の確保、講習会の開催など、医師会等と連携した救急医療対策を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療対策事業
<p>②乳幼児の育成支援 分野横断</p> <p>○乳児健診等の推進により、乳幼児の健全な育成を支援します。</p> <p>○こども家庭センターを拠点として、母子保健と児童福祉の一体的なサポートを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診 ・むし歯予防の取組み ・母子手帳アプリの普及・啓発 ・5歳児健診の実施
<p>③スポーツによる健康づくり活動の推進 分野横断 総合戦略</p> <p>○健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指し、「歩く」ことをはじめとした運動やスポーツを通じ、町民の健康づくり活動を支援します。</p> <p>○他の諸施策及び関係各課と連携しながら、「自然と歩きたくなる健幸なまちづくり」を目指します。</p> <p>○なかやま健幸くらぶ事業における運動教室・ウォーキング教室の開催などを継続的に実施し、日常的な運動による健康づくりのきっかけづくりを実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なかやま健幸くらぶ事業
<p>④健康増進事業の推進 分野横断 総合戦略</p> <p>○疾病の早期発見・早期治療につながるよう、健康診査・各種がん検診・保健指導を推進します。</p> <p>○食生活改善、受動喫煙防止等による健康増進を推進します。</p> <p>○自殺予防に資するゲートキーパー※の養成等を含め、多方面からの精神保健支援体制を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査・がん検診事業 ・健康教育・相談事業 ・食生活改善事業 ・ゲートキーパーの養成 ・健康講座の開催 ・推定食塩摂取量検査の実施

用語解説

※健幸:個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことができること。心身の健康にとどまらず、健康づくりの取組みや社会参加などを通じての幸せを含む概念。

※ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

⑤感染症予防の推進 分野横断

○感染予防・早期発見・重症化予防のため、既知の感染症及び新しく認知される感染症への対応を推進します。

- ・予防接種事業
- ・感染症予防事業
- ・任意接種に対する独自助成の拡充
- ・高齢者带状疱疹の定期接種

⑥保健福祉センターの適正管理

○健康づくり、福祉事業拠点としての保健福祉センターの適正管理に努めます。

- ・保健福祉センター管理事業

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
国民健康保険1人当たり医療費(年額)	円	411,855(2018年度) 441,626(2024年度)	411,400	411,000
国民健康保険加入者の特定健診受診率	%	54.4(2018年度) 58.5(2024年度)	58.0	60.0
要介護認定率	%	18.2(2019年度) 17.7(2024年度)	18.0	18.0
なかやま健幸くらぶ参加者数	人	360(2019年度) 449(2024年度)	1,000	600

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○町民(個人・家庭・地域)自ら、また健康経営の理念に基づく事業所単位で、定期健診の受診、健全な食生活と運動の実践による健康増進に努めます。</p> <p>○健康事業や社会参加事業への積極的な参加により、健康管理意識の向上及び生きがいづくり、健康寿命の延伸に努めます。</p> <p>○医療費の適正化のため、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、症状に応じて適切に医療機関を利用するとともに、適切な感染症予防対策に努めます。</p>	<p>○健康診査・各種がん検診・保健指導の受診率向上のための取組みのほか、食生活改善、運動・スポーツの習慣化等による健康増進事業を推進します。</p> <p>○広域連携による協力体制を含め、地域医療機能、救急医療体制の維持を図ります。</p> <p>○関係機関と連携し、既知の感染症及び新しく認知された感染症対策を実施します。</p> <p>○健康づくり、福祉事業拠点として十分に活用されるよう、保健福祉センターを適正に管理します。</p>

現状と課題

- ✓ 民生委員・児童委員及び主任児童委員は、なり手不足が課題となっていますが、2か月に1回委員同士の情報交換を実施するなど、地域社会において、地域の高齢者や障がい者、児童などの社会的弱者に関する問題の早期発見に努め、行政や社会福祉協議会等への情報提供を行うとともに、関係機関とのパイプ役として活動しています。
- ✓ 社会福祉協議会では、地域の高齢者や障がい者などの社会的弱者に対する幅広いサービスや事業、地域福祉の担い手の育成事業を展開しています。また、高齢者に関する不安や心配ごとなどについては、地域包括支援センターが総合相談窓口となり、行政と連携してその対応にあたっています。
- ✓ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいのある人も無い人も、子どもから高齢者まで、地域のみながつながりを強め、お互いに支え合えるような地域社会づくりが求められます。しかしながら、各地区への地域福祉推進員の配置を進めていますが、価値観の多様化や地域社会とのつながりの希薄化とともに、地域活動に参加しない人が多くなっています。

施策の目標

行政と地域住民等との連携により、お互いに支え合うことができる地域福祉体制の充実を図り、町民一人ひとりが安心して暮らすことができるまちを目指します。

関連する町の条例、計画等

- ◆第3次中山町地域福祉計画：令和8（2026）年3月

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①地域の見守り体制・見守り活動の充実 総合戦略</p> <p>○民生児童委員協議会定例会の開催や各種研修会への参加推進など、民生委員・児童委員による地域活動への支援を行います。</p> <p>○全地区に地域福祉推進員を配置するなど、地域における見守り体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動支援 ・地域福祉推進員の配置
<p>②社会福祉協議会活動への支援</p> <p>○町民が、社会福祉協議会が取り組む各種事業を通じて社会貢献活動に参加することができるよう、社会福祉協議会に対し、支援・助言・情報提供を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会との連携・活動支援
<p>③社会的弱者への支援</p> <p>○生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の援助等を行うことにより、生活困窮者等に身近な支援体制の構築を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活自立支援相談事業 ・生活保護の相談
<p>④災害時に配慮を要する方への支援 分野横断</p> <p>○災害時に配慮を要する方に対する避難行動等を実行性のあるものとするため、地域と連携し要支援者の個別避難計画作成推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿作成 ・個別避難計画作成支援
<p>⑤福祉意識の高揚と福祉ボランティアの育成</p> <p>○町民が地域の中で支え合いながら共に生きる風土を醸成するため、福祉教育等の充実を図り、町民の福祉意識の高揚に努めます。</p> <p>○ボランティア情報の提供体制の確立や福祉ボランティア団体の登録・育成を進めるとともに、地域の課題に取り組む住民組織の仕組みづくりや育成支援を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会との連携・活動支援

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
社会福祉協議会のボランティア登録数	団体	17(2020年度) 9(2024年度)	18	20

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○近隣の高齢者・障がい者を理解し、積極的に支援します。</p> <p>○災害時に配慮を要する方に対しては、個別避難計画作成します。</p> <p>○地域で活動するボランティアの育成や活動支援を行います。</p> <p>○要介護者や障がい者およびその家族が、不安や悩みごとについて相談できる体制をつくります。</p>	<p>○民生委員・児童委員活動を支援します。</p> <p>○個別避難計画作成を支援します。</p> <p>○緊急時に適切な対応ができる体制をつくります。</p>

子育て支援

健康福祉課 子育て支援グループ

健康福祉課 健康づくりグループ

住民税務課 住民グループ

現状と課題

- ✓ 共働き世帯・核家族世帯の増加、女性の就業率の高まりに伴い、保護者が働きながら子育てできる環境整備が求められています。また、三世帯同居でも祖父母が就労している世帯が多く、少子化の影響で待機児童は解消しているものの、保育サービスのニーズは依然高い状況です。本町では、なかやま保育園・ぴーすこども園を中心に保育サービスを提供しており、早朝・延長・一時的保育、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、病児・病後児保育など多様な支援事業を展開しています。また、病児・病後児保育事業を7市7町による広域連携で実施しています。
- ✓ 放課後に保護者が家にいない家庭が増える中、子どもたちの適切な遊び・生活の場を確保し、地域の方々の参画を得ながら、心豊かで健やかに育まれる環境づくりが求められています。本町では町内5か所の放課後児童クラブで、児童の放課後の生活と育成の場を提供していますが、共働き世帯の増加により利用者は増加傾向にある一方、支援員などの人材不足が課題となっています。
- ✓ 妊娠・出産・子育てに不安を覚える家庭は少なくありません。母親を中心に、子育て家庭が不安を抱え込むことがないよう、妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援が求められています。本町では、妊婦支援、乳幼児健診、産後ケア、出産・子育て応援給付金、不妊治療費助成、未熟児養育医療給付などの母子保健事業、町保健師等による訪問活動を重視した個別支援など成長段階に応じたきめ細やかな対応・支援に努めていますが、養育支援訪問員などの人材不足も課題となっています。
- ✓ 子育て世帯からの最も多い要望に経済的支援があります。特に多子世帯やひとり親世帯の子育てに係る経済的負担の軽減が求められていることから、多子世帯に対する保育料軽減事業や、県と町による保育料段階的無償化、町独自の給食費無償化、児童手当の拡充、第3子保育料無料化や幼児教育・保育の無償化など、経済負担軽減の取組みを実施しています。また、子どもの医療費については、高校3年生相当（18歳に達した年の年度末）までの自己負担経費の無料化を実施しており、子育て世代の経済的負担の軽減につながっています。
- ✓ 児童虐待防止は、全国的にも対策が急がれている課題であり、本町における児童虐待認定件数も微増傾向にあります。要保護児童については関係機関と連携しながら情報共有と支援を行っていますが、専門的な知識や経験を有する職員の不足による緊急時の対応に課題があることも踏まえて、こども家庭センターの設置により母子保健と児童福祉を一体的に支援する体制を充実するなど、個々のケースに適切に対応できる体制を構築する必要があります。

施策の目標

子どもは社会全体の希望であり、未来を創っていく存在です。すべての子どもたちが自分らしく健やかに成長できるよう、まち総ぐるみで応援します。

子育て家庭の精神的な不安、経済的な負担、仕事と子育ての両立など、子育て家庭を取り巻くさまざまな課題をきちんと理解し、各々の家庭のニーズに即した支援を行うことにより、子育てをすることが楽しく、幸せを感じることができる、子育てに優しいまちづくりを目指します。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例：令和3（2021）年3月
- ◆子ども・子育て支援事業計画（第3期）：令和7（2025）年3月

主要施策	主要な事業・取組み
①保育サービスの充実 分野横断 総合戦略 ○自然とのふれあいや思いやり、たくましい心、生き生きとした明るい子どもを育む養護と教育の充実を図ります。 ○保育ニーズに対応するため、早朝・延長保育、一時保育の充実に努めます。 ○保育内容の充実を図るため、保育士の確保と資質向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none">・保育園における養護と教育の充実・保育園管理運営体制の整備と機能強化
②子ども・子育て支援の充実 分野横断 総合戦略 ○育児相談・育児支援、親同士・子同士・親子交流の場である子育て支援センターの充実に努めます。 ○地域における育児の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の充実に努めます。 ○就学前の子どもたちの保育・教育環境の向上・充実を図るため、児童福祉施設への支援を実施します。 ○病気または病気回復期の子どもが、病児・病後児保育を利用できるようにするため、必要な体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none">・子育て支援センター事業・ファミリー・サポート・センター事業・子ども・子育て支援事業・保育・教育施設給付事業
③子どもと母親の健康の確保 分野横断 ○町保健師、母子保健コーディネーター、母子保健推進員等が連携し、訪問等を通じた指導・相談、必要に応じた支援を行います。 ○妊婦健診のほか、特定不妊治療、未熟児養育医療等、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ります。 ○産後ケア事業を充実します。	<ul style="list-style-type: none">・母子保健事業・こども家庭センター事業・妊婦健診・特定不妊治療支援事業・未熟児養育医療・産後ケア事業
④食育の推進 分野横断 総合戦略 ○パパママ教室、離乳食教室など、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための取組みを実施します。	<ul style="list-style-type: none">・食育啓発事業・こども向け料理教室の開催・パパママ教室、離乳食教室などの開催

⑤経済的負担の軽減制度の継続

分野横断 総合戦略

- 高校3年生相当(18歳に達した年の年度末)までの医療費の自己負担経費の無料化を継続します。
- 幼児教育・保育無償化やファミリー・サポート・センター事業の利用支援等、多子世帯及び低所得者世帯を対象とした事業を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 保育園・幼稚園給食費の負担に対する支援を行います。

- ・子育て支援医療給付事業
- ・保育・教育施設給付事業
- ・放課後児童クラブ利用料軽減事業
- ・ファミリー・サポート・センター利用料補助事業

⑥ひとり親家庭等の自立支援

- 個々の家庭の現状を把握しつつ、生活の安定と自立を促進するため、必要な支援を行います。

- ・相談支援
- ・親子すこやか医療給付事業

⑦放課後児童クラブの設置・運営

分野横断 総合戦略

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や長期休業期間中等の時間に、適切な遊びや学び・生活の場を提供するため、放課後児童クラブの設置・運営を行います。

- ・放課後児童クラブ運営事業

⑧要保護児童対策の推進

- 学校、幼稚園、保育園との連携により、要保護児童の早期発見・対応体制の確立を図り、適切な対応に努めます。

- ・要保護児童対策事業

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
生後1か月以内の新生児訪問率 (電話訪問含む)	%	100 (2024年度)	70.0	100
3歳未満児の待機児童数(3月末現在)	人	7(2019年度) 0(2024年度)	0	0
放課後児童クラブの待機児童数(年度当初)	人	14(2019年度) 0(2024年度)	0	0

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センター事業などに積極的に参加します。 ○愛情と責任をもって子育てを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関する心配事や悩みを相談により解消できる場の確保を行います。

基本施策
1-4

高齢者福祉

健康福祉課 福祉介護グループ

健康福祉課 健康づくりグループ

住民税務課 住民グループ

現状と課題

- ✓ 令和7（2025）年7月末における本町の人口構成の中で、65歳以上の高齢者は38.7%、75歳以上の高齢者については21.0%となっており、これらの割合は今後も上昇が予測されています。
- ✓ 特に、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳を迎え後期高齢者数の大幅な増加とともに介護費用の増加が見込まれることから、介護予防事業や高齢者世帯への自立支援事業の一層の強化が必要となっており、本町では、介護予防運動や認知症予防を目的とした教室の実施や、地域における高齢者の支えあい体制づくり、認知症支援、シルバー人材センターの活用などの取組みを通じて、高齢者が元気で自立した生活ができるよう支援しています。
- ✓ 高齢者に関する様々な問題や心配ごとの総合相談窓口として中山町地域包括支援センターを配置し、町報に特集記事を掲載するなどの広報を実施した結果、相談件数は年々伸びており認知度も向上しています。しかし、高齢者のみの世帯や独居世帯の増加により、対応が必要な件数も増加しているため、地域包括支援センターの機能強化が求められています。
- ✓ 高齢化のさらなる進展により、要介護認定者数や必要な介護サービス量、介護保険料の増加が見込まれる一方、介護サービス事業者及び従事者の減少が予想され、必要とされる介護サービスを提供できる環境を維持、整備していくことが課題です。

施策の目標

高齢者の健康維持と社会参加を図り、高齢者がいきいきと暮らせる町の実現を目指します。

高齢者世帯の支援のため、自立支援事業・介護予防事業の充実を図り要介護者の増加を抑制します。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域包括ケアシステム※を構築します。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町介護保険条例：平成12（2000）年3月
- ◆中山町後期高齢者医療に関する条例：平成20（2008）年3月
- ◆第3次中山町地域福祉計画：令和8（2026）年3月
- ◆中山町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画：令和6（2024）年3月

用語解説

※地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域における医療・介護・生活支援などを連携するネットワークのこと。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①高齢者の社会参加の促進</p> <p>○地域社会での活動やレクリエーション、ふれあい交流などの多様な活動の機会や場の拡充及び就労支援を図ることで、高齢者の生きがいづくりを進め、一層の社会参加の促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブに対する補助 ・敬老に関する取組み ・シルバー人材センターの支援
<p>②高齢者の自立支援サービスの拡充</p> <p>○在宅福祉サービスを提供し、施設入所することなく在宅で暮らしていけるよう、高齢者の自立を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報体制等整備事業 ・移送サービス事業 ・高齢者等緊急支援事業
<p>③介護サービスの充実と介護予防の推進 総合戦略</p> <p>○介護保険制度の適切な利用の支援と介護予防事業の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険運営協議会の設置 ・地域密着型サービス等の支援 ・なかやま健幸くらぶ事業と介護予防教室の連携・開催 ・体力アップ指導員派遣事業 ・脳力アップ教室の開催
<p>④高齢者のための医療制度の円滑な運営</p> <p>○高齢者医療制度の円滑な運営を図るとともに、健康診査の受診率向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険事業
<p>⑤高齢者の相談、支援体制の充実</p> <p>○高齢者に関する相談や心配ごと、高齢者虐待、権利擁護などについては、地域包括支援センターが総合窓口となり、行政と連携して支援を行います。</p> <p>○広報誌等による地域包括支援センターの紹介・周知などを通し、認知度の向上と利活用の促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町地域包括支援センターの設置及び周知広報 ・社会福祉協議会との連携・活動支援
<p>⑥地域で高齢者を支える体制と居場所づくりの推進</p> <p>○地域で高齢者を支える体制の充実を図るとともに、高齢者を支える活動を行う団体に対する支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・百歳体操の普及事業 ・高齢者サロン事業 ・避難行動要支援者名簿作成 ・個別避難計画作成支援
<p>⑦地域包括ケアシステム構築の推進</p> <p>○介護保険事業の運営を核としながら、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療や介護・福祉などのサービスを総合的に提供するとともに、多職種(医師、作業療法士など)との連携協働による地域包括支援ネットワークを構築します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置 ・生活支援体制推進協議会の設置 ・認知症高齢者事前登録事業 ・高齢者世帯の見守り事業
<p>⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>○健康寿命の延伸を図るため、保健事業と介護予防の一体的実施の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体力アップ指導員派遣事業 ・高齢者に対する個別支援(低栄養予防、重症化予防)

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
シルバー人材センター受託事業件数	件	670(2020年度) 555(2024年度)	730	800
地域包括支援センターの総合相談支援等受付件数	件	548(2019年度) 841(2024年度)	900	900
地域住民主体の介護予防事業教室数	教室	10(2020年度) 12(2024年度)	12	15
要介護認定率(再掲)	%	18.2(2019年度) 17.7(2024年度)	18.0	18.0

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域における福祉活動やボランティア活動に積極的に参加します。 ○介護予防事業や地域支援事業に積極的に参加します。 ○健康管理意識を高め、日頃から自主的な健康づくりや生きがいづくり、介護予防に取り組みます。 ○公民館等、活動の場を提供します。 ○高齢者の社会参加に関しての支援を行います。 ○一人暮らしの高齢者の見守りについて行政との協働で支援していきます。 ○地域の福祉の担い手として活動します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の社会参加のための居場所づくり等を支援します。 ○地域における福祉活動やボランティア活動を支援します。 ○一人暮らしの高齢者の見守りについて団体(民生児童委員等)・地域と連携し推進します。 ○健康づくりや生きがいづくりの事業を推進します。

障がい者福祉

健康福祉課 福祉介護グループ

健康福祉課 子育て支援グループ

住民税務課 住民グループ

現状と課題

- ✓ 本町では、「障害者基本法」に基づく第3次中山町障がい者計画を令和5（2023）年3月に策定し、障がい者が豊かで充実した生活をおくることができる社会を実現するため、計画の着実な推進に努めています。
- ✓ また、「障害者総合支援法」に基づく第7期中山町障がい福祉計画・第3期中山町障がい児福祉計画（令和6（2024）年3月策定）により、障がい福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に向けた取組みを行っています。
- ✓ 今後、障がい者の社会生活や就労を考えると、障がい者が住みやすい町は町民みんなが住みやすい町との理念のもと、地域社会での受け入れ環境整備を推進する必要があります。
- ✓ ノーマライゼーション※の理念のもと、障がい者の主体性と自主性が尊重され、住み慣れた地域で安心して快適に暮らせる社会の実現が求められていますが、そのために求められる支援は多様化しており、新たなニーズも生まれているため、これらに対応する支援体制の充実などが必要です。
- ✓ さらには、身体・知的・精神の3障がいに加えて、難病や発達障がい※、高次脳機能障がい※など、これまでの障がい認定基準では捉えきれない方々や、その家族などを対象とした対策に取り組んでいく必要があります。実際、療育支援を必要とする発達障がい児等が増加傾向にあり、その対応が重要となっています。

施策の目標

障がい者の社会的自立と社会参加を促進・支援することにより、障がい者が地域で安心して、快適に生活することができるまちづくりを推進します。

関連する町の条例、計画等

- ◆第3次中山町地域福祉計画：令和8（2026）年3月
- ◆第3次中山町障がい者計画：令和5（2023）年3月
- ◆第7期中山町障がい福祉計画・第3期中山町障がい児福祉計画：令和6（2024）年3月

用語解説

※ノーマライゼーション：障がい者や高齢者などが、他の人々と同等の権利を享受し、地域で普通の生活を営むことを当然とする考え方のこと。

※発達障がい：学習障がいや注意欠陥・多動性障がいなど、認知・言語・社会性・運動などの機能に障がいが生じることで、乳幼児から幼児期にかけて現れることが多い。

※高次脳機能障がい：病気や怪我などで脳に損傷を受け、言葉や記憶、計算、行為、空間認知など複雑な脳の機能に障がいが生じること。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活で抱える諸問題について、より身近で相談できる体制の充実を図ります。 ○年金や助成・手当等の給付制度、減免措置・料金支援など、経済的負担軽減制度等の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。 ○障がい者の権利擁護に関わる成年後見制度の普及推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的障がい者相談員設置 ・成年後見制度利用支援事業 ・特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当 ・重度心身障がい(児)者医療給付事業
<p>②保健・医療サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康診断受診率の向上により、早期発見、早期支援に努めます。 ○在宅福祉サービス、訪問看護サービス、日中活動系サービス、居住系(入所支援等)サービスの充実を図ります。 ○各種医療給付を適正に実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工透析患者通院交通費助成、在宅酸素療法患者酸素濃縮器電気料助成 ・日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業 ・更生医療給付、育成医療給付、療養介護医療給付 ・5歳児健診の実施
<p>③療育・教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の整備や障がい児保育・特別支援教育の充実など、障がい児を持つ家庭の支援体制強化や子育ての不安軽減対策の充実を図ります。 ○関係機関との連携強化により、社会への移行支援の充実を図ります。 ○障がい者団体との協力体制の充実を図り、外出支援の充実や交流事業、ボランティア活動の充実拡大を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・障がい児通所給付 ・移動支援事業 ・福祉タクシー・給油券、障がい者入浴券扶助
<p>④雇用・就業の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内企業への障がい者雇用の啓発を図るとともに、福祉的就労の場の整備を進めます。また、福祉的就労の場で作られた製品の販路拡大支援を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職親事業、生活支援事業 ・介護給付・訓練等給付
<p>⑤住みよい福祉のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等のバリアフリー化の整備促進を図ります。 ○災害発生時の支援体制等の検討を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳・要約筆記者等の派遣 ・地域自立支援協議会 ・避難行動要支援者名簿作成 ・個別避難計画作成支援
<p>⑥障がいに対する啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がいに対する理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を身近な問題として捉え、差別解消に向けた啓発活動の充実や福祉教育の推進を図ります。 ○手話言語条例の基本理念に基づき、手話に対する理解の促進と普及に向けた啓発を行うとともに、地域において手話を使用しやすい環境の整備を図ります。 ○障がい者団体との連携を図り、町民からの要望を把握するとともに、施策の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的障がい者相談員設置 ・手話通訳者の派遣 ・福祉団体への支援

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
相談窓口箇所数	箇所	5(2020年度) 5(2024年度)	6	7
福祉的就労の場	箇所	2(2020年度) 2(2024年度)	3	4

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○必要とする障がい福祉サービスを利用し、可能なかぎり自立と社会参加を行います。 ○障がい者等支援を要する人に配慮した行動を実践します。 ○障がい者の社会参加に関しての手助け、支援を行います。 ○企業の福利厚生レベルを高めるとともに、安定した雇用機会の創出と障がい者の積極的な雇用を行います。 ○障がい者が利用しやすい環境を整備します。 ○障がい者等利用者の立場に立って、安全で使いやすい施設建設や改善を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要とする障がい福祉サービスの提供を図り、可能なかぎり自立と社会参加を行えるようにします。

社会保障等

住民税務課 住民グループ

健康福祉課 福祉介護グループ

現状と課題

- ✓ わが国では全国民が、何らかの医療保険及び年金保険の制度に加入し、病気やけがをした場合は医療保険により、老齢になったり障がい者になったり生計中心者を失ったときは年金保険によって、それぞれ必要な給付が受けられる態勢になっています。
- ✓ 国民健康保険は自営業者、農業、無職者等、他の公的医療保険の適用を受けていない者が対象となります。生活習慣病の増加や被保険者の高齢化、医療技術の高度化等により本町の国民健康保険は依然厳しい財政運営を強いられる環境にあり、財政運営主体である県と連携しながら、なお一層の医療費適正化努力を行っていく必要があります。
- ✓ 国民年金制度は、老後だけではなく万が一の障がいや死亡の際に所得保障を行い、国民生活の安定を図るものです。また、この制度はすべての国民を対象とし、現役世代が高齢者世代を支えるいわゆる「世代間扶養」の仕組みにより国民全体が助け合う制度です。しかし、近年の急速な少子高齢化や経済の低成長等、制度が前提としている社会条件が大きく変化しており、国民年金制度の安定した事業運営と被保険者の年金受給権の確保が求められています。
- ✓ 生活保護制度は、様々な事情で生活に困っている人々の生活を保障し、自立を支援する制度です。高齢化、核家族化等の社会的要因や経済・雇用情勢の影響を受け増加傾向にある被保護世帯の相談は複雑で、福祉の幅広い知識や地域自立支援センター等との連携による支援の検討・実施が課題です。

施策の目標

医療費の適正化による国民健康保険の安定した運営、国民年金被保険者の受給権確保など、必要としている町民が必要な社会保障を受けられるよう適正な運用に努めます。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町国民健康保険条例：昭和 34（1959）年 3 月
- ◆中山町国民健康保険税条例：昭和 36（1961）年 3 月
- ◆第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）：令和 6（2024）年 3 月

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①国民健康保険事業の健全化の推進</p> <p>○医療保険制度の周知を行うとともに、被保険者が安心して医療の提供を受けられるために、ジェネリック医薬品の使用促進や「データヘルス計画」に基づく保健事業の推進による医療費適正化に努めて歳出の抑制を図るとともに、国保税の収納率向上による歳入の確保に努めるなど、収支両面からの一層の経営努力を引き続き行います。</p> <p>○マイナンバーカードの保険証利用など周知・利用促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種社会保障制度啓発広報事業 ・国保税未納者対策事業
<p>②国民年金制度の啓発</p> <p>○国民年金制度に関する広報紙やパンフレットを活用し、町民の理解と認識を深めるとともに、申請や届出を行う窓口として、身近な相談場所となるよう年金相談の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度啓発広報事業
<p>③低所得者福祉の推進</p> <p>○生活保護世帯の経済的自立と生活意欲の向上を促すため、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活自立支援相談事業

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
国保税収納率(現年度収納率)	%	95.8(2019年度) 97.3(2024年度)	96.3	97.5
ジェネリック医薬品使用割合	%	73.7(2019年9月診療分) 87.2(2024年度)	74.5	90.0
生活保護からの自立件数 (令和3(2021)年度からの累計)	世帯	1(2019年度) 2(2024年度)	1	2

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○勤労意欲をもち、健康な心と体を維持し生活します。</p> <p>○健康管理意識を高め、自主的な健康づくりを行います。</p> <p>○年金制度に加入し、保険料を支払います。</p> <p>○早期に健康等阻害要因を回復し、就労して自立に努めます。</p> <p>○社会福祉協議会は、生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。</p> <p>○民生委員は、地域の代表として、町民からの生活相談を受けて行政につながります。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。</p>	<p>○健康診断等の機会を確保し、病気の早期発見、早期治療に努めます。</p> <p>○ジェネリック医薬品の使用促進に取り組み、医療費適正化に努めます。</p> <p>○国民年金制度の啓発や相談を行い、被保険者の受給権確保に努めます。</p> <p>○地域自立支援センターおよび社会福祉協議会と生活困窮者情報を共有し、迅速な支援体制の強化に努めます。</p>

環境保全

現状と課題

- ✓ 地球温暖化※は世界的な課題となっており、再生可能エネルギー※等の利用促進や徹底した省エネルギー※の推進など、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制に向けた取組みが求められています。
- ✓ 本町では、太陽光エネルギーを利用した発電システムの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム設置支援を行っています。
- ✓ 一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉え、身近なところから、できることから温室効果ガスの削減と吸収源対策に主体的かつ積極的に取り組む県の事業である「カーボンニュートラル※やまがた県民運動」に参加することにより「ゼロカーボンやまがた2050」の実現に向けた取組みが求められます。
- ✓ 環境保全監視員によるパトロールや広報・啓発等により、自然環境保全の阻害要因となる不法投棄※の未然防止に努めるとともに、不法投棄物が確認された際は、早期回収を行っています。しかしながら、山林や河川敷への不法投棄が依然として多いことから、なお一層の取組みの強化が求められます。

施策の目標

不法投棄等の防止により、自然環境の保全・住みよい生活環境の形成を図ります。
また、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組みを推進することにより、温室効果ガスの排出抑制を図り、地球温暖化対策を推進します。

関連する町の条例、計画等

- ◆きれいな中山町の環境づくり条例：平成 13（2001）年 12 月
- ◆中山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例：平成 5（1993）年 3 月
- ◆第 3 次中山町地球温暖化対策実行計画：令和 5（2023）年 4 月

=====
用語解説

※地球温暖化：地球の気候系の平均気温が長期的に上昇すること。

※再生可能エネルギー：地球上に常に存在する資源を源とするエネルギーの総称。

※省エネルギー：石油、電力、ガスなどのエネルギーを効率的に使用し、その消費量を節約すること。

※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を差し引きゼロにすること。

※不法投棄：法令に違反した処分方法で廃棄物を投棄すること。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①不法投棄防止対策の推進</p> <p>○不法投棄パトロールや環境保全監視員の配置により、不法投棄防止に努めるとともに、不法投棄物の速やかな回収を図ります。</p> <p>○町衛生組合連合会と連携し、協働により身近な生活環境浄化活動を推進し、清潔な生活環境の維持確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄パトロールの実施や啓発看板等の設置 不法投棄物の回収、処理
<p>②地球温暖化対策の推進 総合戦略</p> <p>○第3次中山町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて啓発活動を推進します。</p> <p>○「カーボンニュートルやまがた県民運動」に積極的に参加し、「ゼロカーボンやまがた 2050」実現に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策実行計画の見直し 「第3次中山町地球温暖化対策実行計画」の実行 カーボンニュートルの推進
<p>③再生可能エネルギー設備の導入促進</p> <p>○町施設における再生可能エネルギー設備の導入の推進を図るとともに、町民や事業者に対し広くその普及を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー設備導入支援

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
不法投棄ごみ回収量	t	12.7(2019年度) 11.7(2024年度)	10.0	9.0

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○不法投棄は行いません。</p> <p>○地球温暖化対策に向けた取組みを推進します。 (省エネルギー型家電製品の購入、冷暖房温度の適正化、エコドライブ※の実施、低公害車※の購入など。)</p> <p>○騒音・悪臭等を出さない生活を行います。</p>	<p>○不法投棄パトロールを実施します。</p> <p>○不法投棄物を発見した際は、速やかに回収します。</p> <p>○不法投棄を防ぐため、広報・啓発活動を行います。</p> <p>○地球温暖化対策に向けた取組みを推進します。 (地球温暖化対策実行計画の見直し、再生可能エネルギー設備導入支援。)</p>

=====

用語解説

※エコドライブ：燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につながる運転技術や心がけ。
 ※低公害車：大気汚染物質の排出が少なく、自然環境への負荷が少ない自動車。通称は、エコカー。

環境衛生

現状と課題

- ✓ 持続可能な循環型社会※を実現するためには、3 R※（発生抑制、再利用、再生利用）の推進が不可欠です。
- ✓ 町民一人一日当たりのごみの平均排出量は減少傾向にあるものの、引き続きごみの適正な排出・減量化に向けた取組みが必要です。町内事業所や店舗等に対しても、事業系ごみの減量化やリサイクルの徹底を働きかけていく必要があります。
- ✓ 狂犬病予防法により、犬の飼主に義務付けられる犬の登録及び年1回の狂犬病※予防注射接種の徹底を図っていますが、登録犬全頭の狂犬病予防注射接種には至っていません。未接種犬の飼主に対し、適正飼養についての指導が必要です。
- ✓ 町営斎場は施設整備後15年を経過し、設備に不具合が生じ始めているため、今後も引き続き、計画的な修繕を行います。
- ✓ 飼い主のいない猫が増加し、糞尿による悪臭や迷惑な鳴き声など生活環境の悪化が懸念される状況となっています。

施策の目標

廃棄物対策としての3R(発生抑制、再利用、再生利用)を推進し、循環型社会の実現を目指します。
また、狂犬病発生防止のため、登録犬全頭の狂犬病予防注射接種を推進します。
町営斎場については、計画的な修繕により、施設の適正な維持管理に努めます。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例：平成5（1993）年3月
- ◆きれいな中山町の環境づくり条例：平成13（2001）年12月
- ◆ごみ処理基本計画：令和5（2023）年3月
- ◆一般廃棄物処理実施計画：令和7（2025）年4月
- ◆第10期分別収集計画：令和5（2023）年4月

=====

用語解説

※循環型社会：有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
 ※3 R：リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3つのRの総称。
 ※狂犬病：人がウイルスを持っている動物に咬まれることで、発症する病気。狂犬病を発症すると、動物でも人でもほぼ100%死亡するといわれている。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①ごみの適正排出及び適正処理の推進 総合戦略</p> <p>○町衛生組合連合会と連携し、ごみ排出ルールの徹底を図ります。また、処理に関しては、山形広域環境事務組合を中心とし、適正にごみの処理を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみの分け方・出し方」冊子の見直し及び配布
<p>②ごみ減量化と再資源化の推進</p> <p>○3R運動について町民への普及啓発に努めるとともに、地域が主体的に実施する資源回収運動等を促進・支援することにより、ごみ減量化と再資源化を進めます。</p> <p>○町内事業所や店舗等に対して事業系ごみの減量化徹底の周知を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減等ごみ減量化に係る広報・啓発 ・コンポスター導入支援 ・雑紙袋の配付 ・資源回収奨励金の交付
<p>③犬の登録及び狂犬病予防注射接種の徹底</p> <p>○毎年1回の狂犬病予防注射を行い、未接種犬については、飼主に対し個別に指導を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正飼養についての広報・啓発 ・未接種犬の飼主を対象に催告通知発送
<p>④斎場施設の適正な運営管理</p> <p>○定期的な保守点検結果に基づく計画的な施設修繕を行うなど、斎場施設の適正な運営管理に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場保守点検の実施 ・計画的な修繕
<p>⑤飼い主のいない猫の増加抑制</p> <p>○生活環境の悪化に繋がる恐れがあるため、猫の不妊・去勢手術費の一部を補助し、猫の増加を抑制します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・猫の不妊・去勢手術費補助

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
町民一人一日平均排出ごみ量	g	728(2019年度) 650(2024年度)	700	630
一般廃棄物のリサイクル率	%	20.9(2019年度) 18.3(2019年度)	24.0	25.0

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物は適正に排出・処理します。 ○3Rを実践し、ごみ分別・減量を実施します。 ○資源回収活動等への参加に努めます。 ○愛護動物を最期まで責任をもって飼養します。 ○斎場はルールに従い、適正に利用します。 ○飼い主のいない猫の増加を防止します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量化に係るチラシ・物品等を配布します。 ○資源回収奨励金を交付します。 ○飼養犬の飼主に対して、適正飼養について広報啓発を行います。 ○斎場保守点検等を行い、計画的な修繕を行います。 ○飼い主のいない猫の増加を抑制します。

防災・減災

総務広報課 防災安全対策室

建設課 建設整備グループ

現状と課題

- ✓ 近年、全国的に気象の変動が激しく、数日にわたる大雨や短時間での集中豪雨などが発生しており、毎年のように日本各地で洪水や土砂災害が起こり、建物や人への被害が生じています。県内でも令和6(2024)年7月の大雨により、庄内・最上地域を中心に甚大な被害が発生しました。
- ✓ 本町においても、令和2(2020)年7月豪雨においては、最上川の氾濫が危惧されたほか、浸水害による床上浸水被害や土砂崩れが発生しました。
- ✓ また、最上川の水位が計画高水位を超過すると石子沢川排水機場のポンプを停止する必要があります。令和4(2022)年8月には、置賜地域に発生した大雨の影響で、再び町内に浸水害が発生しています。
- ✓ 最上川、須川及び石子沢川の洪水に関する浸水想定によれば、本町住宅地の多くは浸水することが予想されます。また、浸水想定区域外では、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されている箇所があり、大雨の際には警戒が必要です。
- ✓ このような中、令和6(2024)年度、国・県・関係機関等による石子沢川流域水害対策協議会が発足し、令和7(2025)年3月には、石子沢川流域水害対策計画が策定されました。今後当該計画に基づく流域治水の取り組みを着実に推進していく必要があります。
- ✓ 他方、令和6(2024)年1月に発生した能登半島地震は、石川県能登半島を中心に甚大な被害をもたらしました。山形県にも、大石田町から上山市に至る山形盆地断層帯が本町の豊田地区に存在しており、その断層が活動した場合、マグニチュード7.8程度の地震の発生と全県的な被害、本町には4~7の震度が予想されています。
- ✓ 変化する災害と住民ニーズに対応していくため、地域防災計画の見直しをはじめ、ハザードマップの更新、防災情報発信ツールの精査、個別避難計画の策定・運用、防災教育、避難所生活環境の確保、受援体制の整備、広域避難体制の構築等を進め、大規模災害への備えを強化していく必要があります。

施策の目標

防災情報や避難情報を実際の避難行動につなげられるよう、町民との協働による防災・減災の取り組みにより、平時から防災意識を高めて災害発生に備えます。そして、大規模地震や豪雨などの自然災害が発生した際には、地域防災計画に基づく的確な対応を実施し、災害被害の低減および人的被害が生じないことを目指します。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町地域防災計画：令和4(2022)年3月
- ◆石子沢川流域水害対策計画：令和7(2025)年3月

主要施策	主要な事業・取り組み
<p>①防災・減災対策の充実 分野横断</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営に必要な物資(食糧・飲料水・毛布等)の備蓄を継続します。 ○避難所開設及び運営体制の確保・充実を図ります。 ○非常用備蓄資機材の選定にあたり、女性の視点を大切にするとともに、アレルギーや嚙下食等への配慮を行います。 ○(災害関連死を防ぐため)避難所における生活環境の改善に向け、必要な取り組みを推進します。 ○現状に合わせてハザードマップを更新し、周知するとともに、防災学習機会等を確保し、町民の防災・減災に関する意識啓発に努めます。 ○防災デジタル機器の有効活用を推進するとともに、新たなデジタル機器等に関する情報収集等に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用備蓄・浸水害対策資機材の整備・充実 ・避難所開設・運営訓練の実施 ・避難所増設の検討 ・防災・減災に係る情報提供・意識啓発 ・ハザードマップの更新 ・防災行政無線の更新 ・防災デジタル機器の整理・活用
<p>②自主防災組織の整備及び活動促進 分野横断 総合戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織の整備を進め、かつその活動を支援することで、住民の防災意識、自助・共助の意識の高揚を図ります。 ○自主防災組織に対する支援制度や伴走支援体制の強化を図り、災害に強い地域づくりを推進します。 ○自主防災組織や地区公民館等に期待する災害時の役割等についての共有・明確化を図り、必要な取り組みに対する支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織設立・運営支援の実施・充実 ・自主防災組織が抱える課題や行政ニーズ等の把握 ・地区防災計画の策定に向けた取り組み
<p>③地域防災計画等の整備 分野横断</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画に基づく、現状に合わせた町の防災・減災対策を総合的・計画的に推進します。 ○災害時、的確な対応を円滑に実施するため、職員初動マニュアル等の見直しや洪水タイムライン※の整備を進めます。 ○石子沢川流域水害対策計画に基づく水防・流域治水事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の改訂 ・職員初動マニュアル等の見直し ・洪水タイムラインの整備 ・石子沢川流域水害対策計画の推進
<p>④国、県、関係機関と連携した対策の実現 分野横断</p> <ul style="list-style-type: none"> ○石子沢川流域水害対策計画に掲げる事業等、町単独での実施が難しい防災・減災対策の推進にあたり、国や県・関係団体等と緊密な連携を図ります。 ○効果的・効率的な防災体制の確立に向け、他自治体や民間事業者・民間団体等との連携を推進します。 ○災害が発生した際、復旧に向けた業務・支援を円滑に実施するための体制の整備・充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等への要望の実施 ・最上川流域治水協議会での検討 ・災害時応援協定締結等民間事業者等との連携 ・石子沢川流域水害対策計画の推進 ・広域的な避難場所及び避難手段等の確保

=====

用語解説

※タイムライン：災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
自主防災組織組織率	%	85.1(2020年度) 90.3(2024年度)	100	100
自主防災組織の活動実施率	%	94.1(2020年度) 95.0(2024年度)	100	100
地域の防災訓練実施回数	回	12(2020年度) 18(2024年度)	18	20
防災アプリ登録者数(累計)	件	700(2020年度) 847(2024年度)	2,900	4,800

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、避難に関する準備と自主防災組織の活動の備えを行います。 ○「自助」として、避難情報を収集できる手段の確保、ローリングストック(家庭内備蓄)、家具の固定、窓ガラスフィルムの設置、住宅耐震診断、住宅耐震補強などに努めます。 ○「共助」を見据え、普段からの地域行事等への参加、普段からの近所へのあいさつ・声掛け、町や地域が実施する防災訓練や防災学習会等への参加などに努めます。 ○事業所は、従業員・顧客の安全確保に努め、事業の早期再開ができるように備えます。また、災害発生時のみならず、地域と協力して被害の拡大防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自助・共助について地域・団体とともに考え、その活動を支援していきます。 ○町民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織に対する支援を行います。 ○全世代向け防災教育を行います。

現状と課題

- ✓ 平成 23 (2011) 年 12 月より、本町は山辺町とともに消防事務を山形市に委託しており、山形市消防本部通信指令課が 119 番通報を受信し、山形市消防本部の消防車及び救急車に出動を指令する常備消防体制が整備されています。また、火災等の際には、山形市消防本部が先行し、必要に応じ本町の消防団が出動・連携して対応にあたっています。
- ✓ 本町では常備消防体制への移行により、消防団の通常火災対応の機会が減少する一方で、自然災害や大規模火災への対応が求められています。しかし、団員数の減少・高齢化・サラリーマン化により昼間の不在が進み、働き方や価値観の多様化も相まって、団員確保が一層困難になっています。今後は、災害対応能力の維持・向上と負担軽減の両立を図るとともに、持続可能な運営体制の構築に向けた対策の検討が必要です。
- ✓ 山形市に消防事務を委託していますが、消防水利の整備維持及び大規模災害時の対応は本町が自ら実施する必要があります。また、火災予防活動及び災害対応も消防団の重要な任務です。団員数の減少は、本町の災害対応能力の低下につながるものです。
- ✓ 山形市からの救急車及び消防車の現場到着時間が少しでも短縮になるよう、主要幹線道路等の整備を進めるとともに、消防本部の分署等がより本町に近い位置に設けられることが望まれます。

施策の目標

山形市との消防事務に係る連携をさらに推進し、地域における消防活動の体制強化を図ります。特に、大規模災害時に地域を守る力となる消防団の役割を明確化し、消防・防災対応スキルの維持を図るとともに、分団の再編・見直しに向けた検討を進めることで、持続可能な活動体制の確保を目指します。

また、機能別団員制度の活用など、地域の実情に即した仕組みの検討を進めることにより、多様な人材の確保を図るとともに、団員が誇りをもって活動に取り組むことができるよう、地域との連携を深め、消防団が地域力の要として機能する環境づくりを推進します。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①常備消防体制の確保</p> <p>○山形市との消防業務委託契約により、119受信や火災・救急・救助事案等に対する24時間365日即応体制を確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 常備消防事業 消防事務委託
<p>②消防団の強化 分野横断 総合戦略</p> <p>○消防団員が自らの安全を確保したうえで、的確かつ効果的な活動ができるよう、必要な資機材等の整備及び訓練を実施します。</p> <p>○消防団員の活躍・活動状況について広報誌等で情報発信を行うことなどを通じ、消防団員に対する住民認知度と理解を深め、地域防災の中核となる消防団員の確保を推進します。</p> <p>○機能別団員制度の活用など、若者を取り巻く環境に配慮し、若者に過大な負担とならない地域・社会貢献機会の在り方を検討します。</p> <p>○大規模災害時等において、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域と連携した体制づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非常備消防事業 消防団の運営 消防団資機材等の整備 各種訓練等の実施 消防団員の確保に向けた取組み 消防施設整備事業
<p>③消防施設・消防水利の適正管理</p> <p>○消防団活動の拠点とする消防団詰所(ポンプ庫)は、分団再編の議論と合わせ、必要な更新を進めます。</p> <p>○火災時の迅速な消火活動のため、消火栓や防火水槽の適正な設置と維持管理を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消防施設整備事業
<p>④消防力の強化</p> <p>○救急車及び消防車の現場到着時間短縮のため、基幹道路等の整備を進めるとともに、山形市消防本部の分署等の新設を要望していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山形市への中山町に近い分署等の建設に関する要望の実施

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
消防団員数	人	263(2020年度) 251(2024年度)	270	270

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○救急車を適切に利用します。</p> <p>○消防団員として防災活動に協力します。または消防団活動を地域として支援します。</p> <p>○防災訓練や救命救急講習会等への参加に努めます。</p> <p>○消防水利の維持管理に協力します。</p>	<p>○団員が消防団活動に参加しやすい環境・仕組みづくりを図ります。</p> <p>○消防団活動の周知や啓発活動により、消防団への加入促進を支援します。</p> <p>○講習会の開催などを通じ、救急救命に関する周知・啓発活動を行います。</p>

防犯・交通安全

総務広報課 防災安全対策室

住民税務課 住民グループ

現状と課題

- ✓ 本町は、国道 112 号及び主要地方道天童寒河江線が通っており、東西南北にわたる交通の要所です。町内通過の交通量は多く、衝突事故や追突事故は前記の主要幹線で多く発生しています。この状況下で、近年は長い間、交通死亡事故ゼロを続けてきていました。
- ✓ 本町では、交通安全意識の高揚及び交通ルールの普及・浸透を図るため、高齢者、幼児、児童、生徒に対する交通安全教室を実施しています。また、身体機能の衰えで運転に不安を感じる方等が運転免許を自主返納した場合は、町営バス回数券又はタクシー乗車券を交付する支援事業を実施しています。
- ✓ 高齢化の進行とともに、免許返納支援対象者数は増加しており、車を運転しない（できない）高齢者の増加が見込まれ、免許返納された後も安心して住み続けられるまちであるための施策が求められています。
- ✓ 本町では、現在まで殺人・強盗等の凶悪犯罪の発生はありませんが、空き巣被害や窃盗、子ども達に不安を与える不審者事案が発生しています。
- ✓ 比較的小さい犯罪が、凶悪な犯罪につながるないように、また増えないように、防犯意識を高め、子どもや高齢者を見守る活動を継続するとともに、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会づくりに向け、犯罪や非行をした人たちに対する町民の理解を深める活動を継続する必要があります。

施策の目標

町民が安全で安心して暮らしていけるよう、犯罪の抑止とともに死亡事故ゼロを目指した交通事故の減少を図ります。

また、県との連携のもと、消費者被害の未然防止と早期発見を目指した対策の充実を図ります。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町交通安全条例：平成 11（1999）年 9 月
- ◆中山町防犯推進条例：平成 18（2006）年 4 月
- ◆中山町犯罪被害者等支援条例：令和 7（2025）年 4 月

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①防犯対策の推進 分野横断</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薄暮時や夜間における安全確保を図るため、地域が主体となり実施する防犯灯設置等に対し、支援を行います。 ○定期的な街頭啓発活動や広報活動により、住民の防犯意識の高揚を図ります。 ○学校や青少年健全育成関係団体と連携して、青少年非行防止啓発活動を行います。 ○防犯パトロールへの支援等、地域住民や学校、関係機関・団体との協働による防犯対策を展開します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯啓発事業 ・防犯灯整備等支援 ・防犯啓発活動の実施
<p>②交通安全対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運転者に対して、街頭等で啓発活動を実施して交通安全意識の高揚を図ります。 ○町交通安全対策協議会の活動を通して、家庭、地域、事業所及び関係機関と連携し、飲酒運転や危険運転の根絶に努めます。 ○カーブミラー等の交通安全施設の整備や維持管理の充実を図ります。 ○幼稚園・保育園児や小学生・高齢者等を対象とした交通安全教室を実施し、交通ルール・マナーの学びを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策事業 ・交通指導員の設置 ・交通安全啓発活動の実施 ・かもしかクラブの運営 ・交通安全施設の整備 ・免許返納者支援の実施 ・関係者による通学路合同点検の実施
<p>③消費生活対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県との連携により、啓発活動や相談活動の充実、消費者の保護と被害の未然防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携した消費生活相談・啓発事業

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
交通安全・防犯教室開催回数	回	33(2019年度) 65(2024年度)	35	70
交通事故発生件数	件	35(2020年) 27(2024年)	30	30
軽犯罪数(犯罪発生件数)	件	11(2019年度) 18(2024年度)	0	0

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○交通指導員に協力し、児童生徒登校時の安全確保に努めます。 ○地域が開催する交通安全教室等に積極的に参加します。 ○交通関係法令を遵守し、交通事故防止と快適な交通環境づくりに努めます。 ○自らの生活の安全確保及び地域の防犯活動の推進に努めます。 ○被害者にも加害者にもならないよう、交通安全に努め、防犯意識を高めます。 ○かもしかクラブに参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域等の意向を伺いながら、カーブミラー等の交通安全施設の設置・更新及び維持管理を実施します。 ○町民の交通安全意識の高揚と交通安全確保に関する対策の実施にあたり、警察署をはじめ、必要な関係機関等と緊密な連携を図ります。 ○防犯・交通安全に取り組む団体を支援します。

基本施策
3-1

土地利用

総合政策課 まちづくり推進グループ

総務広報課 防災安全対策室

建設課 建設整備グループ

産業振興課 農業振興グループ

農業委員会

現状と課題

- ✓ 本町は、最上川やその支流、平野部に広がる田園環境など、豊かな自然環境とともに、市街化区域内を中心に住宅が立地し、コンパクトな市街地を形成してきました。
- ✓ 中山町の西部は大規模な森林が広がり、国道458号沿道から東側の平坦な土地に宅地や田・畑が整備された都市的土地利用がみられます。市街化区域内の全域に住宅地が広がっていますが、その中に寺社用地や公共施設用地が点在しています。
- ✓ 面積で見ると、農用地と森林がそれぞれ町全域の約3割を占め、宅地が占める割合は1割弱となっています。農地における原状回復を要するような違反転用や無届けでの森林伐採等は現在のところ見られず、豊かな自然環境と市街地との共生が図られています。
- ✓ 本町の東部は山形広域都市計画区域※の一部に指定されています。本区域のうち、ほぼ中央部にあたる町役場などを含む市街地

- が優先的かつ計画的に市街化を図るべきとする市街化区域、それ以外が市街化を抑制すべきとする市街化調整区域となっています。
- ✓ 近年、空き家や空き地による都市のスポンジ化※が進行している一方で、利活用に資する空き地などが市街化区域内に少ない状況も見られます。
- ✓ 今後も人口減少が進んでいくことが予測される状況下において、耕作者の高齢化や高温化による収量減少などから樹園地を中心に遊休農地が増加するなど、未利用地の増加による土地利用効率の低下が懸念されます。
- ✓ 持続可能なまちづくりを目指し人口減少に対応しつつ行政サービスを維持するには、立地適正化計画に基づく都市機能誘導施策の立案と展開、公共交通ネットワークの充実が重要であり、これを考慮した公共施設の再配置事業に取り組んでいます。

施策の目標

豊かな自然環境を保全するとともに、今後の人口減少に伴う都市の過疎化に対応するための都市機能の誘導を推進します。

また、交通手段が限定される子どもや高齢者なども、公共交通機関を利用しながら、歩いて暮らせるコンパクト・プラス・ネットワーク※の構築を目指した土地利用を推進します。

用語解説

※都市計画区域：県が指定する一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

※スポンジ化：都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象。

※コンパクト・プラス・ネットワーク：住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画：平成 30（2018）年 9 月
- ◆中山町森林整備計画：令和 7 年（2025 年）3 月
- ◆中山農業振興地域整備計画：平成 20 年（2008 年）3 月

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①自然と調和したまちづくりの推進 総合戦略</p> <p>○森林や河川、田園などの豊かな自然環境の保全・活用を図り、豊かな自然環境と人々の生活環境が調和したまちづくりを進めます。</p> <p>○森林や河川、田園、歴史文化などの景観の保全に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観保全・形成の取組み ・河川愛護の取組み ・沿道景観の整備
<p>②コンパクトなまちづくり※の推進 分野横断 総合戦略</p> <p>○中山町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に位置付けたコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づきながら、居住及び都市機能の集約化を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設再配置計画の策定 ・個別施設計画の管理 ・公共施設等総合管理計画推進事業 ・公共交通ネットワークの充実 ・立地適正化計画の改定
<p>③未利用地の適正管理・利活用の推進</p> <p>○空き地や遊休農地・森林等の未利用地については、適正な管理や利活用を推進します。</p> <p>○市街化区域内の一定規模以上の農用地については、新たな居住環境の整備等について検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地適正管理・利活用 ・遊休農地対策事業 ・森林整備事業
<p>④地区計画による効果的な土地利用</p> <p>○地域コミュニティの維持や都市活力の増進、町民の生活利便性向上のため、新たな地区計画について検討するなど、効果的な土地利用を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の検討
<p>⑤市街化調整区域における自然と暮らしの調和</p> <p>○農山村地域等において、自然と共生するゆとりある住まいを求め、方に優良田園住宅※制度を紹介するとともに、建設の促進を図ること、地域コミュニティの維持・活性化を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優良田園住宅制度の周知・運用

=====
用語解説

※コンパクトなまちづくり：都市部の有効利用や中心部での都市機能の集約化などにより、徒歩などによる移動性を重視した都市形態またはその都市政策のこと。

※優良田園住宅：農村地域や市街地周辺など、良好な自然環境を形成している地域に建設される、中山町優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に定められた一定の条件を満たした一戸建て住宅のこと。条件を満たす住宅は、優良田園住宅の認定を受け、誰でも市街化調整区域に新たな住宅を建設できる。

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
居住誘導区域※内の人口密度	人/ ha	47.8(2015年) 47.6(2024年)	44.6	43.1

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○環境美化運動に積極的に参加します。 ○空き地などの所有者は適切に管理し、有効な利活用に努めます。 ○農地の耕作継続を図るとともに、適正な農地利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○広い区域での自然環境・景観の保全を図っていきます。 ○所有者が空き地などの適正な管理や利活用を行いやすい環境を整えます。 ○遊休農地の発生を抑制するため、農地の流動化を図ります。

=====

用語解説

※居住誘導区域：中山町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画で設定した、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

住宅・住環境

現状と課題

- ✓ これまで、住宅の耐震化に関する各種補助制度の整備を図ってきましたが、まだ活用が少ない傾向です。今後も、これら補助制度の積極的な利用に向け、防災や減災に関する町民の更なる意識醸成も含め、より効果的な啓発活動を行う必要があります。
- ✓ 高齢者世帯においては、施設への入所等がきっかけで空き家となるなど、少子高齢化・人口減少の進展に伴い、今後も更なる空き家の増加が懸念されます。加えて、空き家のなかには、適正に管理されず、周辺に悪影響を及ぼしているものも生じています。
- ✓ 管理不全空家等※の所有者が把握できない・経済的な理由により所有者が空き家を除却できないなどの課題があります。空き家除却に対する補助を継続し、所有者自らの除却を促進していくとともに、空き家についての情報提供体制の強化や、相談窓口、空き家バンク制度、補助制度について浸透するよう啓蒙が必要です。
- ✓ 既存の住宅ストックである町営住宅の適正な維持管理及び長寿命化が求められます。

施策の目標

住宅の耐震化の促進については、特に家主の地震等に対する危機意識の高低によるところが大きいいため、関連する情報の発信や意識啓発を促すための種々の活動を積極的に展開することで、防災意識の更なる醸成と、既存制度の有効な利用促進を目指します。

空き家対策については、所有者等による適正管理を促進し、利用可能な空き家は利活用を推進する一方、管理不全空家については、関係機関等と連携し、問題の解消に努めます。

また、町営住宅については、施設の長寿命化を図り、住民の快適な住環境の維持に努めます。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町空家等の応急措置に関する条例：平成 31（2019）年 3 月
- ◆中山町空家等対策計画：平成 30（2018）年 8 月
- ◆中山町建築物耐震改修促進計画：令和 5（2023）年 3 月
- ◆中山町公営住宅長寿命化計画：令和 5（2023）年 3 月

用語解説

※管理不全空家等：適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当する恐れのある状態と認められる空家等。

(参考) 特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れや、衛生上有害となる恐れのある状態と認められる空家等。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①住宅の耐震化・良質化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震化制度の周知とともに、町民の防災・減災に関する意識の向上を図り、積極的な制度の活用を促します。 ○既存住宅の良質化・バリアフリー化など、町民の快適な住環境の整備について支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士会等識者と連携した耐震化に関する相談会の実施 ・減災アドバイスの実施 ・住宅改修支援事業
<p>②空き家対策の推進 分野横断 総合戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所有者等の管理者意識の向上を図り、適正管理を促します。 ○空き家の実態把握に努め、利用可能な空き家については、関係機関・団体等と連携を図り、利活用を促進します。 ○利活用が困難な空き家については、所有者等による除却を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発・情報提供 ・空き家バンク制度の運用 ・空き家実態調査の実施 ・空き家除却等への支援 ・ワンストップ相談支援の実施
<p>③町営住宅の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅セーフティネットの中心的役割を果たす住宅として、適正な維持管理を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅管理事業

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
空き家バンク登録件数(累計)	件	8(2019年度) 31(2024年度)	15	40

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○自家に関する防災・減災を意識し、住宅の耐震化に関連する情報や制度について積極的に受信できるよう努めます。 ○空き家は、所有者自らが適切に管理し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないようにします。 ○住宅を長く利用する意識を持つとともに、適切に相続や登記を行います。 ○新たに空き家となる場合、所有者や地区で町に空き家情報の提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災・減災に係る情報について、町民が受信しやすいような情報発信の仕方に留意し、制度等がわかりやすく伝わるよう工夫します。 ○空き家の発生予防・適正管理に向けた啓発や情報提供を行います。 ○空き家の実態把握に努め、利用可能な空き家については、関係機関・団体等と連携して利活用を推進します。 ○利活用が困難な空き家については、所有者等による除却等の支援を図ります。

道路・公共交通

建設課 建設整備グループ

総合政策課 まちづくり推進グループ

現状と課題

- ✓ 町内を縦貫している国道 112 号や国道 458 号、横断している主要地方道天童寒河江線や一般県道長岡中山線など、自家用車等による周辺市町への移動利便性がよく、この利便性を維持・拡充していく必要があります。
- ✓ また、町道の道路施設全般で老朽化が進んでおり、事業費を平準化しての計画的な補修修繕、適切な維持管理を持続していくことが重要な課題となっています。
- ✓ さらに、狭く通行しづらい道路が多く、歩道整備が十分でないなど、歩きやすい道路環境整備が課題となっています。
- ✓ 高齢者による自動車運転免許証返納の促進等により、自家用車がない場合は、買い物・通院などの日常的な移動に不便が生じる交通弱者の増加が想定されます。そのため、生活交通の確保及び地域にあったより利便性の高い公共交通ネットワークの構築が求められます。
- ✓ 町営バスやデマンド型乗合タクシー※は、高齢者など交通弱者の通院・通学・買い物の移動手段として利用されています。ニーズの多様化により、これらの交通手段では対応しきれない課題も増えており、福祉や交通安全分野と連携した高齢者支援の検討が必要です。停留場所や時間などの利便性向上も引き続き求められます。

施策の目標

道路施設の適切な維持管理とともに充実・強化を図り、いつでも安全に通行できる環境の確保を目指します。

また、交通弱者の生活交通としての利用に配慮した利便性の向上など、誰もが利用しやすい公共交通の確保を目指します。

主要施策

①道路施設の整備及び維持管理

総合戦略

- 国道 112 号中山町～山形市間バイパスなど、国道や県道等の整備促進を図るため、積極的な要望活動を実施します。
- 通行の安全確保を図るため、道路維持・補修を適切に実施します。
- 既存道路施設の長寿命化修繕を計画的に実施し、事業経費の平準化を図ります。
- 冬期間でも安心して通行できるように車道及び歩道の除雪を実施します。

主要な事業・取り組み

- ・国県道等整備促進要望活動の実施
- ・道路施設の維持管理
- ・道路施設の長寿命化計画策定
- ・道路除雪事業
- ・積雪深モニタリングシステムの活用
- ・除雪管理システムの活用

用語解説

※デマンド型乗合タクシー：一種の「乗合タクシー」のようなものだが、近年、全国的に増えており、タクシー会社と自治体が協力して運営を行っているのが一般的である。運賃は、タクシーよりも低料金となっており、タクシーとバスの良いところを組み合わせた公共の乗り物となっている。

②歩きやすい・歩きたくなる歩行空間の創出 分野横断

- 通学路など歩行者の安全確保が十分でない箇所について、安全が確保できるよう見直し、歩きやすい歩行空間の創出を目指します。
- 道路の事故が多い箇所については、事故を防ぐ予防策を講じるなど、適宜見直し、安全な道路の整備を図ります。

- ・歩行者の安全確保の取組み
- ・道路での事故予防対策事業
- ・通学路合同点検による安全対策の実施

③生活交通としての公共交通の機能強化 分野横断 総合戦略

- 町営バスについてはニーズに沿って運行内容を適宜見直すとともに、デマンド型乗合タクシー(スマイルグリーン号)との広域的な連携を含め、利用しやすい公共交通環境の整備を図ります。
- 駅関連施設の適切な維持管理等の実施により、公共交通機関の快適な利用環境を確保するとともに、利便性の向上を図ります。

- ・交通弱者等への支援
- ・運行内容の見直し
- ・情報提供
- ・ニーズ調査
- ・駅関連事業
- ・タクシー利用助成やライドシェア※等の検討

④広域交通機関との連携の実施 総合戦略

- JR、山交バス株式会社、山形空港などに対し、運行路線の維持・確保と利便性の向上について要望を行います。
- 交通系ICカードの利活用を推進し、利便性の向上を図ります。

- ・各交通機関への要望
- ・交通系ICカードの普及促進

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
町営バス利用者数	人	9,515(2019年度) 9,859(2024年度)	10,000	10,000
スマイルグリーン号利用者数	人	251(2019年度) 289(2024年度)	300	300

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の運行事業者は、運行上の安全性を確保していきます。 ○公共交通事業の実施に際しての会議等に参加し、町民や地域の立場から意見を述べます。 ○道路破損箇所発見の通報、道路へ伸びた枝切や除草、清掃活動による道路美化へ協力します。 ○交通系ICカードを利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町民ニーズの把握に努め、ニーズに即した公共交通の運行を推進していきます。 ○交通弱者の生活交通を確保し、生活の支援を図ります。 ○道路施設破損等の早期発見に向けて、町民との連携強化を図ります。

用語解説

※ライドシェア：「相乗り」や「乗り合い」と呼ばれる移動手段で、複数の人が同じ車両に乗って目的地まで移動する交通サービスのこと。

公園・緑地

建設課 建設整備グループ

健康福祉課 子育て支援グループ

産業振興課 農業振興グループ

総務広報課 防災安全対策室

現状と課題

- ✓ 町が管理する公園には、都市公園（最上川中山緑地、お達磨の桜公園、新町公園、あおば公園、広瀬中央広場）、児童遊園（桜町、中央、町浦、金沢）、農村公園（岡、長崎、小塩）があります。
- ✓ 町北部には、最上川中山緑地と山形県が管理する中山公園が整備されています。最上川中山緑地には、せせらぎ公園、運動広場などがあり、芋煮会の会場としても利用されています。一方、中山公園は、山形県野球場がある山形県のスポーツ拠点となっています。
- ✓ 利用頻度の少ない公園が複数あり、公園施設としての効用の検証が必要な時期を迎えています。利用者ニーズに応じた公園の用途廃止の必要性や、廃止後の土地の活用方法についても具体的な検討が求められます。
- ✓ 各公園・緑地の遊具について老朽化が進んでおり、更新等をはじめとする維持管理コストの更なる増加が懸念されます。

施策の目標

公園・緑地の整備や管理については、施設としての効用を多角的に検討するとともに、町内の各地域の実情やニーズを正確に捕捉し、有効性と経済性の両面から施設整備・維持管理に活かせるように利活用に関する施設毎の整備方針の具体化を目指します。

また、最上川中山緑地と中山公園の一体活用や、防災・レクリエーション拠点の形成について、公共施設再配置計画と合わせて検討を進めるなど、町民の生活に潤いをもたらす魅力ある公園施設の整備・充実を目指します。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町都市公園条例：平成 14（2002）年 6 月

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①公園・緑地の整備と適切な管理の推進</p> <p>○各公園・緑地内に設置している老朽化した遊具等の計画的な更新、修繕を進めます。</p> <p>○地域住民や関係者と連携を図り、施設の具体的な方向性に関する検討を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係者等との意見交換 ・意見交換を反映させた更新や修繕、施設の方向性の決定
<p>②公園の適正な管理運営</p> <p>○地域の実情に合った行政と町民との役割分担の元で、公園・緑地の施設管理運営を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理事業
<p>③防災・レクリエーション拠点形成に向けた検討 分野横断 総合戦略</p> <p>○最上川中山緑地と中山公園の連携・一体的な活用及び中山町都市計画マスタープランに位置付けた新たな防災・レクリエーション拠点の形成について、公共施設再配置計画と合わせて検討を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理事業 ・最上川中山緑地と中山公園との連携の検討 ・防災・レクリエーション拠点の形成に向けた検討 ・公共施設再配置計画の策定

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
公園施設に係る検討会等の開催回数	回	—(2019年度) 3(2024年度)	10	20

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
○公園・緑地は自分達の共通の財産であることを意識し、平時より適切な施設利用に努めます。	○町民等が求める施設に対するニーズを取り入れながら適切な施設維持管理に努めます。

上下水道

建設課 下水道グループ

住民税務課 住民グループ

現状と課題

- ✓ 水道は、住民生活や都市活動の基盤をなす施設です。本町では、最上川中部水道企業団（山形市、山辺町、中山町で構成）からの給水で町の大部分をカバーしていますが、一部簡易水道による給水区域もあります。普及率は概ね 100%となっており、今後は適切な維持管理に努めていくことが主要な課題となります。
- ✓ 下水道についても、本町では向新田、達磨寺、長崎、いずみ、あおば、及び小塩地区において平成元年度から公共下水道の整備を開始し、市街地をほぼ網羅する区域で整備が完了しています。また、農業集落排水の岡地区を平成 30（2018）年度から、土橋地区を令和元（2019）年度から、公共下水道へ接続して汚水を処理しており、公共下水道の事業認可面積 362.5ha のうち 352.0ha の整備が完了しています。農業集落排水処理場は老朽化しており、更新にかわる早急な公共下水道への接続が必要となっており、今後は、柳沢地区及び金沢地区においても、公共下水道へ接続して汚水を処理する計画です。
- ✓ 本町の水洗化率は、令和 6（2024）年度末で、公共下水道は 89.4%、農業集落排水は 92.0%にとどまっており、快適な住環境を確保するためにも、より一層の水洗化率向上を図ることが必要です。

施策の目標

災害時における飲用水確保も想定した上水道と簡易水道の連携強化を図ります。
また、快適な住環境の確保のため、施設の維持管理と長寿命化、農業集落排水の公共下水道への接続などにより持続的で効率的な下水処理を行います。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町流域関連公共下水道事業計画：令和 8（2026）年 3 月

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①災害時における飲用水確保体制の強化</p> <p>○災害時における飲用水確保のため、上水道と簡易水道の連携強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最上川中部水道企業団との連携の強化 災害時における最上川中部水道企業団・簡易水道組合との連携協力
<p>②公共下水道事業の推進 総合戦略</p> <p>○施設の効率的な維持管理に努めるとともに、町民の下水道接続への理解を深め、水洗化率の向上を図ります。</p> <p>○下水道長寿命化計画を策定し(一部策定済)、公共下水道施設の延命化を図ります。</p> <p>○地方公営企業法適用による公営企業の経営基盤の強化と下水道事業の安定提供を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 早期接続広報 下水道長寿命化計画の策定
<p>③農業集落排水事業の推進</p> <p>○施設の効率的な維持管理に努めるとともに、処理場の更新にかわり公共下水道区域へ接続する事業を進め、持続的で効率的な汚水処理を行います。</p> <p>○町民の農業集落排水施設への接続率を高め、水洗化率の向上に努めます。</p> <p>○地方公営企業法適用による公営企業の経営基盤の強化と農業集落排水事業の安定提供を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切な維持管理 公共下水道への接続事業
<p>④雨水浸入対策の推進</p> <p>○下水道への雨水浸入対策の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 浸入水対策の実施

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
水洗化率(公共下水道)	%	86.7(2019年度) 89.4(2024年度)	90.0	93.0
水洗化率(農業集落排水)	%	89.4(2019年度) 92.0(2024年度)	92.0	94.0

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○節水に努めます。</p> <p>○浄化槽を使用している場合は、適切な維持管理と早期の切り替えを行います。</p> <p>○公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域内で未接続世帯は、早期の接続に努めます。</p>	<p>○節水の呼びかけ・広報を行います。</p> <p>○浄化槽の適正な維持管理を推進します。</p> <p>○未接続世帯への早期接続を勧奨します。</p>

現状と課題

- ✓ わが国の農業は、農産物価格の下落と資材高騰により収益性が悪化し、農業所得が減少しています。米を中心に価格の乱高下も見られ、状況を注視しつつ、必要な対策の検討が求められます。
- ✓ 農業従事者の高齢化のほか、収入減などを背景に離農者が新規就農者より多く出ている状況も続いており、農業従事者が減少しています。
- ✓ 離農者や、相続により農地を所有することとなった地元外に在住する者が増えており、そうした方々の土地が遊休農地化するケースが増えつつあります。
- ✓ さらに、近年は短時間の集中豪雨による農地の冠水や農業用排水路の逸水が毎年のように見られ、その対策が喫緊の課題となっています。
- ✓ 近年、温暖化により有害鳥獣の生息域が変化し、イノシシなどによる農地の掘り起こしや農作物の食害が増加しており、深刻な問題となっています。
- ✓ 山間部には、耕作困難により放置された農地や途中で管理されなくなった経済林が散見されます。山間部の農地や森林は、土砂流出防止、水資源涵養、土壌保全や山水の保持など多面的・公益的な機能を有していることから、引き続き整備・保全に努める必要があります。

施策の目標

農業の担い手である認定農業者※、集落営農組織の育成に取り組むとともに、新規就農者の相談・支援体制の充実を図り、新たな農業担い手の確保を推進します。

また、農家の経営所得の安定を図り、魅力ある・稼げる農業を確立するため、農業生産基盤の強化を促進するとともに、中山町産農作物の付加価値向上の取組みである6次産業化やブランド化の支援、地産地消の推進による中山町産農作物の消費拡大支援など、農業者や関係機関と連携を図りながら、各種事業を展開します。

条件の良い農地については、農地利用集積等により担い手の規模拡大に向けた支援を図るとともに、山間部の農地や森林については、土砂流出防止や水資源涵養など多面的な機能を有していることから、その適正管理に努めます。

用語解説

※認定農業者：農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定した農業者。認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講ずる。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町農業振興地域整備計画：平成 20（2008）年 3 月
- ◆中山町森林整備計画：令和 7（2025）年 3 月
- ◆地域計画※：令和 7（2025）年 3 月
- ◆中山町鳥獣被害防止計画：令和 7（2025）年 3 月

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①新規就農者等人材、組織の育成 分野横断 総合戦略</p> <p>○地域計画に認定農業者を初めとした地域の農業担い手や新規就農者を位置付け、育成・支援を図ります。</p> <p>○農地利用集積の推進により、担い手の面的集積・経営規模拡大を図ります。</p> <p>○新規就農のために必要な農地や資金、就農計画等についての相談・支援体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業担い手育成事業 ・総合農政対策事業
<p>②農業生産基盤・施設の整備 総合戦略</p> <p>○水田は、大規模圃場の整備を検討するとともに、高能率機械の導入を推進します。畑は、利用集積による団地化を図ります。</p> <p>○農業機械の高性能化に対応し、スマート農業の導入を推進します。</p> <p>○農道は、地域と町の連携により適切な維持管理に努めます。</p> <p>○農業施設は管理する団体等と連携し、適切な維持管理に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業担い手育成事業 ・水田営農振興事業 ・スマート農業等について国や県の事業の活用や情報を提供 ・農道維持管理事業
<p>③農業所得の向上と主要農産物の生産振興 総合戦略</p> <p>○水稲は、水田の生産力を活かした生産性の高い水田営農を推進し、良質で安全なおいしい米の生産を図ります。</p> <p>○果樹は、改植・新植等により既存園地の生産性向上と産地形成を進め、農地の地理的条件を活かした果樹のブランド化を支援し、所得の安定を図ります。</p> <p>○野菜・花卉は、重点品目を絞り込み、ブランドの確立及び生産販売体制の整備を推進し、生産拡大と産地形成を図ります。</p> <p>○町の景観・魅力向上の取組みとして、県の花「紅花」、町の花「ひまわり」の植栽を推進するなど、景観形成の取組みを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水田営農振興事業 ・果樹畑作需要拡大推進事業
<p>④6次産業化の推進 総合戦略</p> <p>○農産物の付加価値向上のため、自らが生産した農産物を加工し、商品開発を行おうとする農業者を支援し、6次産業化を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進事業 ・物産振興事業
<p>⑤食育・地産地消の推進 分野横断 総合戦略</p> <p>○学校給食などを通して、中山町産の米、野菜、果物などの食育や地産地消を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食育・地産地消推進事業

=====
用語解説

※地域計画：令和 5 年 4 月 1 日の改正農業経営基盤強化促進法等の施行により、地域における農業の将来について、農業者・関係団体などが話し合い、策定することとされた計画。策定から 10 年後を目標年度とし、地域の農業の未来をまとめた計画書、及び各農地を誰が耕作管理していくのかを位置付ける目標地図により構成される。

⑥鳥獣被害対策の推進

- 有害鳥獣による農地被害が深刻化していることから、鳥獣被害対策に携わる担い手の育成・確保などを推進し、被害の軽減を図ります。
- ツキノワグマやイノシシ等が居住地域に進入する事案が全国的に多発している状況を受け、本町でも鳥獣の生息圏と人の生活圏を切り離す対策を推進するとともに、万一に進入があった場合には、関係機関と協力し適切な対応を行います。

・鳥獣被害対策事業

⑦遊休農地等の活用・適正管理

- 遊休農地や条件不利農地は、農地利用集積等により有効活用を促すと共に、早期に耕作者を確保することが困難な農地におきましては、農地の適正管理を促します。
- 森林については、関係機関と連携して、荒廃を抑制するとともに、健全な森林の維持に努めます。

・耕作放棄地対策事業
・森林整備事業

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
認定農業者数	人	42(2020年4月) 51(2024年度)	45	58
新規就農者数 (令和3(2021)年度からの累計)	人	2(2020年4月) 6(2024年度)	5	16
担い手農業者の集積面積	ha	640.0 (2020年4月) 703.0 (2024年度)	670.0	740.0
遊休農地面積	ha	86(2019年) 74(2024年度)	83	74
6次産業化・販路拡大支援件数 (令和3(2021)年度からの累計)	件	0(2019年度) 0(2024年度)	15	5

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地産地消事業の推進に協力します。 ○安全・安心な質の高い農産物を生産します。 ○消費者に対し農産物情報の提供に努めます。 ○農地及び森林の保全と有効活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域農業の担い手の育成を図ります。 ○生産組織や協議会等へ支援し、主要農産物の生産振興を図ります。 ○地産地消を通し、地域農業に対する理解促進を図ります。

現状と課題

- ✓ 令和2(2020)年当初から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大による日本経済への影響は大きく、観光・交通・外食産業を中心として経済全体が停滞しました。現在の日本経済は、コロナ禍を経て徐々に回復基調にあります。依然として課題も多く、慎重な運営が求められています。本町においては、今後も町商工会と連携し、町に合った商工施策を考えていく必要があります。
- ✓ 町内の買い物環境としては、国道112号沿線を中心にコンビニエンスストアやスーパーが立地しており、食料品などの日常的な買い物の拠点となっています。また、元町商店街では開業支援によって空き店舗が埋まりつつありますが、これを一過性のものとせず、持続可能な賑わいを創出することが次の課題です。そのためには、個々の事業者を支える取組みが、町民の暮らしやすさにも資するよう、双方のニーズを的確に捉えた仕組みづくりが不可欠です。
- ✓ 町民の消費購買状況をみると、町内で済ませる割合は最寄り品が約3割、買回り品が約1割という調査結果もあり、山形市や寒河江市への依存が大きいことがうかがえます。また、近年、本町の年間商品販売額はほぼ横ばいとなっているものの、商店数や従業員数は減少しており、設備投資や人材育成に向けた補助金の継続的な供給も必要です。
- ✓ 本町の商業は、隣接市における大型店出店やネット通販の普及により、地元商店離れが顕著となっています。人口減少による町内消費の縮小もあり、商店の閉店や売上減少、後継者不足などが課題となっています。一方で、町の支援により新たな担い手も育ちつつあります。町商工会と連携し、商品券やポイント還元事業を含め、町内ニーズに合った商工施策の検討が必要です。
- ✓ 工業においては、町内には2つの工業団地があり、なかやま西部工業団地の全区画の分譲が完了しております。町全体でみると、全国的な景気の減退による需要の低下に端を発した受注減少による売上減少が見られます。そのため、町内工業団地へ新たに立地又は増築する際の資金融資などの支援を継続していくことが必要です。
- ✓ 本町は地理的に県の中心に位置し、県都山形市の北に隣接する立地条件から、交通の便が良いという利点があり、流通業の企業の進出が見られます。今後は開業者や既存企業のニーズ把握に努め、実効性のある支援策を継続的に展開していくことが求められます。

施策の目標

意欲的な事業者や商店街等による主体的な活動への支援の充実を図り、事業者の競争力の強化を促進するとともに、地域商品券等発行への支援により、町内商店等での消費・購買行動を促進するなど、町内事業者の事業の維持・継続・発展並びに雇用の維持・拡大を目指します。

また、隣接市町との交通利便性が高いという本町の特性を活かし、本町での新規創業を希望する者に対してきめ細やかな相談・支援を実施するとともに、工業団地については、進出希望事業者への用地取得支援等を継続することにより、町内雇用の維持・創出を図ります。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①中小企業等の事業支援 分野横断 総合戦略</p> <p>○町商工会や関係団体と連携し、創業から事業承継まで、企業(事業者)の段階に応じた支援を行います。</p> <p>○町内雇用の創出と町内企業の成長、人材育成を促し、企業競争力の向上を図るため、商工会加盟事業所による正社員雇用や職員の資格取得を支援します。</p> <p>○町内雇用の創出及び町民の就労促進のため、企業立地に係る支援の充実・強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業成長支援事業 ・町商工会補助金 ・町民雇用に対する企業立地補助金の優遇措置 ・小規模事業者等持続化支援補助金
<p>②中小企業等への金融支援 総合戦略</p> <p>○中小企業が必要となる資金を円滑に確保できるよう、金融面で支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県信用保証協会保証料補給 ・産業立地促進支援融資制度
<p>③町内消費活性化への支援 総合戦略</p> <p>○町民の購入意欲増加による商工業の活性化に向け、支援します。</p> <p>○意欲的な事業者や商店街等による主体的な活動の支援を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域商品券発行事業への補助
<p>④町内労働者への支援</p> <p>○町内労働者の福利向上に資する支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者生活安定資金融資制度
<p>⑤雇用の場の確保 分野横断 総合戦略</p> <p>○事業主、雇用者双方に対する各種支援により、雇用対策と安定雇用を図ります。</p> <p>○事業者が人材確保・育成及び経営基盤の強化を図るための補助制度を実施していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工支援事業 ・労働者福祉対策事業 ・中小企業成長支援事業 ・開業支援事業

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
創業者数 (令和3(2021)年度からの累計)	企業	0(2019年度) 17(2024年度)	5	37
中小企業成長支援制度利用件数 (令和3(2021)年度からの累計)	件	78(2024年度)	/	178

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○町商工会や業界団体は、所属事業者の町に対する要望事項の取りまとめを行います。</p> <p>○町内消費の活性化に向けた取組みを行います。</p> <p>○町内店舗での買い物(消費)に努めます。</p>	<p>○町内事業者が求める経済対策を把握し、その実現に努めます。</p>

観光・交流

産業振興課 商工観光グループ

総合政策課 まちづくり推進グループ

教育課 生涯学習グループ

現状と課題

- ✓ 本町の主な観光資源には、元祖全国芋煮会 in 中山、全国かぶと虫相撲大会などのイベント、ひまわり温泉ゆ・ら・らなどがあります。令和2（2020）年からは国の重要文化財に指定された旧柏倉家住宅（旧柏倉九左衛門家住宅）の公開も開始し、現在も公開事業を継続しています。
- ✓ 近年、本町の観光客数は年間約 25～30 万人で推移しており、村山地域の他の市町村と比べても少ない状況です。イベントを通じて町の魅力を発信し交流人口の増加を図っていますが、来町者との継続的な関係づくり（関係人口の創出）と、さらなる施策の拡充が課題です。
- ✓ そのため、町全体で方針と体制を整え、ターゲット層を把握するための情報収集能力と観光情報をパッケージとして効果的に届ける SNS やホームページなどを活用した情報発信力を高める必要があります。
- ✓ 重要文化財旧柏倉家住宅の観覧者や、最上川河川敷へ芋煮会に訪れる多くの方々を、本町の観光資源と結びつける必要があります。
- ✓ ひまわり温泉ゆ・ら・らは、平成5（1993）年に開業し、老朽化が進んでいる状況であり、これからの適正な改修計画が必要です。
- ✓ 毎年10月2日を「芋煮会の日」として記念日を定め、本町が芋煮会発祥の地であることを全国に発信するとともに、愛媛県大洲市・島根県津和野町と連携して、郷土食『芋煮』を『日本三大芋煮』として広域的な情報発信とブランディング※の取組みを推進しています。また、宮城県松島町とは、災害時応援協定を締結しているほか、観光・物産においても相互交流・連携を図っています。

施策の目標

全町的な観光振興方針・体制を確立し、旅行者へ観光情報パッケージとして届ける能力を高め、観光客受け入れ態勢の強化を図ることで、町の認知・魅力度向上、ブランド力の向上に努めます。

また、広域連携事業を継続させながら、地域全体で一つのマーケティングと捉え、地域全体の観光振興の発展の一役を担います。

さらに、本町が誇る「芋煮会発祥の地」としての歴史的・文化的価値を大々的に発信し観光資源としての芋煮文化を核に、交流人口・関係人口の増加を図り、町のブランド価値を一層高めていきます。

用語解説

※ブランディング：商品・サービスが持つ独自の価値を社会に認識してもらい、差別化を図るための取組み。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①町観光の推進 総合戦略</p> <p>○受け入れ態勢の構築及び強化による町のイメージアップと町に経済効果がある企画事業の展開を支援します。</p> <p>○文化施設や宿泊施設などの観光資源への支援を進めるとともに、観光資源の結び付きや商品化を促進し、観光誘客を図るなど、観光産業の基盤強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興事業 ・広域連携による観光PR展開 ・旅行事業者に向けたプロモーションの実施 ・イベント「元祖“全国”芋煮会 in 中山」への支援
<p>②町特産品の開発 総合戦略</p> <p>○町産農作物や既存の特産品を活かした新商品の開発を実施・支援し、観光客の満足度向上に努めます。</p> <p>○町のPRキャラクター等を活かして、関連グッズ等の開発を実施・支援し、町の認知・魅力度向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物産振興事業 ・観光振興事業
<p>③観光や物産に関する情報発信 総合戦略</p> <p>○観光や物産に関する情報をホームページやSNS・マスコミ等を活用し町民や観光協会・近隣自治体等と連携しながら積極的に発信します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光物産情報の発信
<p>④ひまわり温泉ゆ・ら・らの維持管理</p> <p>○計画的な施設修繕を行うなど、施設の適正な維持管理に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ひまわり温泉管理運営事業
<p>⑤他自治体との交流・連携の促進 総合戦略</p> <p>○様々な縁によりつくられた他自治体とのつながりを大切に育てるとともに、行政間・住民間の更なる交流を促進し、交流人口の拡大および関係人口の創出を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興事業 ・地域間交流事業

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
観光客入込客数	千人	313(2019年度) 314(2024年度)	320	350
商品開発・販路拡大支援件数 (令和3(2021)年度からの累計)	件	0(2019年度) 3(2024年度)	10	10

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○観光企画の提案・事業を計画・実施します。</p> <p>○町内特産品を活かした新商品開発を行います。</p> <p>○町の魅力の再確認と積極的な情報発信に努めます。</p> <p>○イベントへの積極的な参加に努めます。</p> <p>○既存品を活用するとともに、そのブラッシュアップに努めます。</p>	<p>○町民等から提案された観光企画の実施に向け協力していきます。</p> <p>○新商品開発を行いやすい環境づくり、システムづくりを行います。</p> <p>○町民や事業者、各種団体などと連携した、観光情報の収集と幅広い発信を行います。</p> <p>○事業者等と連携した新たな観光資源の創出に努めます。</p>

学校教育

教育課 学校教育グループ

教育課 生涯学習グループ

現状と課題

- ✓ 確かな学力を育成するために、町の共通テーマに基づく主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組みや、カリキュラム・マネジメントによる学習効果を高める必要があります。その一環として、スーパーバイザー※の派遣やALT（外国語指導助手）支援、英語検定補助などを通じて英語教育の充実を図り、令和6（2024）年度からは英語専門の大学教授を招聘し、小・中学校における外国語の授業改善にも力を入れています。
 - ✓ いじめや不登校、問題行動等の未然防止と早期発見、適切な対応、早期解消を図るとともに、家庭、幼保小中連携を充実し、地域・社会の人々とのかかわりを強化する必要があります。そのために、各小中学校へスクールカウンセラーを派遣し、中学校には学習相談員を配置しました。また、教育相談室の設置や教育相談員の配置により、児童生徒や保護者への支援体制を充実させています。
 - ✓ 豊かな心の育成を目指し、「いのち」の教育の推進、豊かな自然や地域文化とのふれあいを一層推進する必要があります。その一環として、小・中学校で特別の教科「道徳」の時間の充実を図るとともに、農業体験や校外学習などを通じて、児童が自然や地域文化に触れる活動を推進しました。
 - ✓ 情報化社会の進展に対応するため、G I G A
- Aスクール構想※による一人一台タブレット等の活用を積極的に図るとともに、情報モラルに関する教育を強化していく必要があります。そのため本町では、学校支援員を配置してICT機器の活用を支援し、警察やICT支援員による情報モラル指導も行いました。
 - ✓ 特別な配慮を要する児童生徒が増加傾向にあることから、特別支援教育支援員の充実を図る必要があります。本町では、小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援学級や通常学級で支援が必要な児童・生徒の生活・学習支援を行っています。
 - ✓ 人口減少による児童・生徒数の減少、また長崎小学校、豊田小学校校舎がともに築40年以上を経過しており、施設の老朽化が見られます。「中山町学校の将来構想検討委員会」の検討結果を踏まえ、今後の学校のあり方について準備を進め、児童・生徒の学習環境の向上に努めます。
 - ✓ 本町では準要保護等児童生徒援助事業の実施、令和3（2021）年8月からは学校給食費を無償化するなど、教育費負担の軽減を図るための支援を行っています。しかしながら、就労困難世帯やひとり親家庭が徐々に増加していることから、学校教育における保護者の負担軽減について、引き続き検討していく必要があります。

用語解説

※スーパーバイザー：授業研究会や校内研究の充実を図るために招聘している大学の教授や講師等。

※G I G Aスクール構想：一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたち誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境整備。

施策の目標

「育成を目指す資質・能力を明確にした授業の創造」、「いのちの教育の推進と心の教育の充実」、「健やかな体の育成」、「教育環境整備の促進」、「幼保小中連携の推進」を重点目標として、各学校の特色を生かした学校経営と確実な教育成果の達成に努めます。また、コミュニティ・スクールの一層の推進を図り、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

子どもの遊び・学び、居場所の充実と、地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを推進します。

関連する町の条例、計画等

- ◆G I G A スクール構想の加速による整備計画：令和2（2020）年4月
- ◆子ども・子育て支援事業計画：令和7（2025）年3月
- ◆中山町の教育等の振興に関する大綱：令和8（2026）年3月
- ◆中山町教育振興計画：令和8（2026）3月

主要施策

主要な事業・取組み

①中山町総合教育会議の設置

- 町長と教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有するとともに、「中山町の教育等の振興に関する大綱」および「中山町教育振興計画」をもとにしながら、より一層児童生徒・保護者・地域等の考えや願いを反映した教育行政の推進を図ります。
- 児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置について協議し、迅速かつ適切に対応します。

- ・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策についての協議・調整

②「確かな学力」の向上策の推進

- 「探究型学習」の推進を図り、児童生徒自ら課題を見付け、自ら考え、主体的・協働的に解決する授業を創造することにより、児童生徒の「確かな学力」の向上に努めます。
- 学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの実施に努めます。
- グローバル化に対応した英語教育を実現し、英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図るため、外国人の外国語指導助手の有効活用に努めます。
- すべての児童生徒がわかる喜びや学ぶ意義を実感できるように、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた学習活動と「個に応じた指導」の推進に努めます。
- 小学校と中学校の連携をより深め、「小中一貫教育」の推進を図ります。

- ・学力向上推進事業
- ・外国語教育への支援事業

③学校・家庭・地域の教育力の強化 分野横断 総合戦略

- 生徒指導・教育相談等を生かした指導や組織的な対応を実施することにより、いじめや不登校、問題行動の未然防止と早期発見、適切な対応、早期解消に努めます。
- 幼保小中連携の充実により、子ども理解を一層深め、子どもの発達段階に応じた指導を行います。
- 学校と家庭との連携を深め、望ましい家庭教育を啓発するとともに、学校と家庭、地域で共同した教育活動を行います。
- コミュニティ・スクールの一層の推進を図り、地域と共にある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目指します。

- ・地域の人材、自然を生かした体験活動、交流活動の実施
- ・学校運営協議会の開催

④「いのち」の教育、健康・安全教育の推進 分野横断 総合戦略

- 「いのち」の教育を教育課程の全体計画に位置付け、生命の誕生や成長の喜びを実感する体験を通して生命の尊重と慈しむ心を育成し、生命に対する畏敬の念と慈しむ態度を養います。また、異性の違いと特徴を理解し、互いに尊重する態度を養います。
- 子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるために食を通じた健康教育の指導に取り組み、また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、地場産物の活用を推進します。
- 学校における危機管理体制を充実していくとともに、中山町通学路交通安全プログラムに基づいた安全確保に向けた取組みや、地域学校安全指導員の主導によるボランティアの見守り活動確保など地域ぐるみの学校安全体制を強化します。

- ・地域ぐるみの学校安全体制整備事業
- ・食育推進事業

⑤「豊かな心」の育成 分野横断 総合戦略

- 特別の教科である道徳の時間を充実させ、「考え、議論する道徳」を推進し、道徳的心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養います。
- 読書時間の確保や、読み聞かせの実施など読書活動を推進し、読書を通して様々な考えや世界に触れるとともに、豊かな心を養います。
- 学社連携※・融合により社会教育と連携し、様々な体験活動、交流活動の充実を図るとともに、町の豊かな自然、地域文化・歴史とのかかわりを通して、郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育てます。
- 日本の伝統文化の理解を深め、継承・発展に向けた教育の充実を図ります。

- ・学社連携事業

⑥教育相談事業等の推進

- スクールカウンセラーや教育相談員、特別支援教育支援員等の配置により、多様化する教育現場に適切に対応します。

- ・教育相談事業

用語解説

※学社連携：学校や社会教育が共に施設・設備や指導者など両者の教育資源を有効に活用して行ったり、一体となって取り組んだりする教育・学習活動。

⑦ICT教育・環境の推進

- プログラミング教育を推進し、情報を適切に選択・活用する能力を育成するとともに、情報化社会におけるルールや情報モラルについての理解を深める指導を行います。
- 情報化社会の進展に対応するため、ICT機器の効果的な活用を図ることができる環境整備に努めます。

・教育のICT化環境整備事業

⑧小中学校の施設整備

- 小・中学校校舎の施設環境維持を図り、児童・生徒の学習環境の向上に努めます。

・小・中学校施設維持整備事業

⑨保護者の教育費負担の軽減策の推進

- 準要保護等児童生徒支援事業について、援助内容等制度の充実について検討します。
- 学校給食費の負担に対する支援を行います。

・準要保護等児童生徒援助事業
・保護者の教育費負担に対する支援の継続

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
全国学力・学習状況調査で国語及び算数・数学の正答率が全国平均以上の科目数	科目	4科目中2科目 (2019年度) 4科目中2科目 (2025年度)	4科目中 3科目	4科目中 4科目
学校給食食材の中山町産品の割合(重量ベース)	%	22.9(2019年度) 12.7(2024年度)	27.0	29.0

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○持っている知恵や技能、地域の学習財(宝)などを、学校教育の場へ提供します。 ○家庭における基本的な生活習慣、躰が身に付くよう努めます。 ○食育の充実など、子どもの健康づくりに努めます。 ○児童・生徒は、次のことに留意して生活します。 <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動に積極的に取り組みます。 ・思いやりの心を持って学校生活を送ります。 ・いじめ撲滅のために、自主的に取り組みます。 ・交通安全を身に付け、お互いに注意し合い、楽しい学校生活を送ります。 ○地域全体で子どもたちを見守り、子どもたちが伸び伸びと育つ地域環境づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携を図り、地域全体での学校運営に努めます。 ○地域における児童・生徒の健全育成を支援します。 ○「こども110番」の家登録や地域ボランティアによる見守り活動を支援し、登下校時の児童・生徒の安全確保のための協力を行います。 ○授業改善のための指導・助言を行います。 ○学習環境に適した学校施設環境整備に努めます。 ○小学生に対し、放課後や長期休業期間中等での適切な場の提供に努めます。

現状と課題

- ✓ 社会教育事業において、町民のニーズに合わせた専門性の高いサービスを安定的に提供するため、社会教育主事・学芸員・司書・体育指導者等の専門職を計画的に配置する必要があります。
- ✓ 町民のライフステージに合わせた社会教育事業が十分に構築されておらず、より多くの町民のまちづくりへの参画には至っていません。社会教育事業を充実させ、中山町の歴史や特性を活かす地域づくりを続けていくための人材や組織を育成することが必要です。
- ✓ 地域づくりを支える社会教育団体は、組織率や加入者数の減少により活動が困難となり、組織力が低下しています。団体活動の継続や新たな組織の立ち上げを支援することが重要です。町では社会教育・青少年育成・芸術文化・保存団体等への補助を行っていますが、新規団体の立ち上げが進んでいない状況にあります。
- ✓ 町民としてのアイデンティティを確立するうえで、町の歴史や伝統を継承することは大切な取り組みです。その根拠となる史料は人口減少など社会状況の変化により散逸が進んでいることから、その収集と保存を行う必要があります。
- ✓ 旧柏倉家住宅は広大な敷地と建物、そして多くの資料があり、それらの保存と活用のため、多くの町民の協力とさらなる財源と人材が必要です。
- ✓ 社会教育施設は、施設の老朽化が進んでおり、その機能が十分に活かされるためには、計画的な修繕と維持管理を行う必要があります。また、施設の規模と機能の見直し、専門職の配置を含む管理体制の適正化、町民のニーズを管理に反映させる仕組みづくりを一体的に進める必要があります。
- ✓ 社会教育分野における居場所づくりが必要とされている状況にあります。

施策の目標

学びながら生きがいをもって、仲間と共に地域づくりに取り組む人々を応援します。

1 学びを育む【ソフト事業の充実】

施設を拠点とした、ライフステージに応じた生涯学習(文化・スポーツ)を充実させ、学びあう仲間づくりのため、コミュニケーション機会を多面的に創出します。

2 学びの共有【地域づくりの循環化】

学びの成果を発表する場を増やし、大きな生きがいとなるよう、仲間と喜びを共有する機会を創出します。また、その取組みを続ける社会教育団体(スポーツ団体含む)の人材育成・組織の支援に取り組み、団体活動の活性化による地域づくりの循環化を図ります。

3 学びを繋ぐ【郷土愛の定着】

旧柏倉家住宅をはじめ、歴史と地域特性の伝承・学びの場を設け、中山町民としてのアイデンティティを引き継ぎ、郷土愛の定着を図ります。

4 学び舎づくり【生涯学習拠点の整備】

施設拠点の集約と機能強化を図りながら、社会情勢や時代のニーズに合わせてながら、学びやすい拠点を整備します。

関連する町の条例、計画等

- ◆第3次中山町子ども読書活動推進計画：令和6（2024）年4月
- ◆柏倉家住宅保存・利活用基本計画及び実施計画：平成31（2019）年1月・3月
- ◆第2期中山町スポーツ推進計画：令和8（2026）年3月

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①学びを育む【ソフト事業の充実】 分野横断 総合戦略</p> <p>○社会教育指導員を配置して継続的なメニューのほか、社会情勢や町民ニーズに合わせたメニューを創出し、多くの学習機会を提供します。</p> <p>○小・中学校の長期休み期間に居場所づくりとして、中央公民館開放事業の提供を図ります。</p> <p>○図書サービス業務受託者と連携し、読書推進につながる事業を創出します。</p> <p>○町民が気軽にスポーツに触れることができる機会を創出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会の創出 ・読書推進事業の創出 ・スポーツに触れる機会の創出 ・生涯学習事業全般における各種団体の後継者の創出 ・中高生・大学生など若い年代のボランティアの育成 ・既存の町イベントへの町内外からの幅広い協力
<p>②学びの共有【地域づくりの循環化】 分野横断 総合戦略</p> <p>○各種団体の活動環境を充実させ、社会教育関係機関への負担金、補助金により活動を支援します。</p> <p>○地域と学校の連携を強め、コミュニティ・スクールを充実させるとともに、子ども教室、未来塾など連携事業を強化します。また、視点を変え、ライフステージに合わせた研修・事業等を創出します。</p> <p>○若者の活動や青少年育成推進員の活動を支援し、青少年の社会参画機会を増やします。また、社会参画の門出を祝し、二十歳を祝う会を開催します。</p> <p>○学びや活動の成果を発表する催しや大会を創出し、学が喜びの共有を図ります。</p> <p>○学校部活動の地域展開における受入れ団体への支援を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体・スポーツ団体の組織強化支援（財政・研修） ・スポーツ団体への支援 ・人材育成事業の創出（自学支援・研修支援） ・青少年育成事業の創出 ・成果発表の機会の創出 ・ライフステージに合わせた研修・事業の創出
<p>③学びを繋ぐ【郷土愛の定着】 分野横断 総合戦略</p> <p>○中山町の歴史的資料を収集・保存し公開するとともに、伝統的な文化活動を行う団体を支援することで、次世代に歴史と伝統を継承します。</p> <p>○誇りある郷土の歴史と伝統について学ぶ機会を創出し、町民の郷土愛を育みます。</p> <p>○国の重要文化財である旧柏倉家住宅及び町指定文化財である旧柏倉惣右衛門家住宅を適切に保存・活用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中山町の歴史資料の保存及び活用の充実（拠点整備） ・歴史講座の創出 ・旧柏倉家住宅の保存及び活用の充実（財源確保・人材確保）
<p>④学び舎づくり【生涯学習拠点の整備】 分野横断 総合戦略</p> <p>○生涯学習施設（スポーツ施設含む）の適切な管理と整備・補修を行いながら、施設の長寿命化と機能充実に取り組みます。また、地域の学びと地域づくりの拠点の整備・充実を図ります。</p> <p>○技術の進化に合わせて、施設管理や施設の機能の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習サービス及び組織拠点としての機能の整備・充実（個人利用の機能強化） ・施設のICTによる効率的な管理（手続き等の簡素化）及び施設の多機能化（オンライン事業等への対応）

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
社会教育施設の利用者数 中央公民館 町立図書館	人	29,402 73,982 (2019年度) 30,276 61,078 (2024年度)	30,000 75,000	30,000 75,000
社会体育施設の利用者数 町民グラウンド・町民プール・総合体育館 町民テニスコート・屋内ゲートボール場	人	66,479 (2019年度) 59,229 (2024年度)	68,000	68,000
ひまわりグラウンド・ゴルフ場利用者数	人	24,716 (2019年度) 17,413 (2024年度)	25,000	25,000
文化財施設の利用者数等	人	429 (2019年度) 3,299 (2024年度)	26,000	6,000
社会教育団体の組織数	団体	44 (2019年度) 45 (2024年度)	50	50
生涯学習関連講座・教室の参加者数(歴史教室を含む)	人	1,912 (2019年度) 1,811 (2024年度)	2,000	2,000
図書の貸出冊数	冊	78,905 (2019年度) 59,800 (2024年度)	80,000	80,000
成人が週1回以上のスポーツ活動をしている人の割合(16歳～17歳を含む参考値)	%	55.0 (2019年度) 63.0 (2024年度)	60.0	65.0
スポーツ教室の参加者数	人	9,908 (2019年度) 10,804 (2024年度)	10,000	10,000

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ○趣味や生きがいとなる生涯学習に取り組みます。また、その活動の中で仲間を増やし、楽しみます。 ○楽しさを情報発信し共有します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○豊富で魅力的なソフト事業を創出します。 ○到達度の高い情報を発信します。 ○長期的な専用施設と専門職員の運用を行います。

男女共同参画等

現状と課題

- ✓ 全国的に少子高齢化が進み人口減少社会に突入する中で、これまで以上に、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。
- ✓ 本町における女性の労働力率※は、ほとんどの世代で全国平均を上回っており、働いている又は働く意思のある女性が多く、出産・育児や介護等をしながらでも仕事を続けられる環境や制度を整えることが重要な課題となっています。
- ✓ 令和5（2023）年度に実施した男女共同参画に関する町民意識調査によれば、性別による役割分担意識は徐々に改善されつつありますが、いまだ少なからず残っている状況です。
- ✓ 配偶者間等親しい間柄での暴力であるDVはいまだに後を絶たない状況であり、啓発活動を充実させるほか、相談体制の構築や被害者の置かれた状況に応じた支援に取り組むことにより、DVの根絶を目指していく必要があります。
- ✓ 男女共同参画の基本は人権意識であり、虐待やいじめなど人間性の欠如した問題が増加・深刻化する中、人権意識の高揚が求められています。

施策の目標

性別によって活躍の場が制限されることなく、みんなが互いに思いやりを持って支え合うことで、誰もがさまざまな場面で活躍できる環境を生み出し、自らが望むように個性や能力を発揮できる社会の実現を目指します。

関連する町の条例、計画等

- ◆第3次中山町男女共同参画計画：令和5（2023）年3月

用語解説

※労働力率：就業者数と完全失業者数（仕事についておらず、仕事があればすぐ就くことができ、仕事を探す活動をしていた者）とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口の各年齢層に占める割合。

主要施策	主要な事業・取組み
①男女共同参画社会を形成するための意識改革 総合戦略 ○性別による役割分担意識払拭等の啓発活動や、教育・学習機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する講座の開催
②ワーク・ライフ・バランスの推進 総合戦略 ○ワーク・ライフ・バランスや職場における男女共同参画を推進します。 ○仕事と家庭生活を両立するための環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 育児、介護の支援基盤の整備 企業への情報提供
③地域や家庭における男女の参画推進 総合戦略 ○地域や家庭における性別による固定的な役割分担を改め、男女ともに社会の様々な分野に参画し、意見を取り込んでいける環境の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等委員への女性の参画拡大
④ドメスティックバイオレンス(DV)の根絶 ○DVの根絶に向けた意識啓発や、DVによる被害者の支援を推進していくための相談体制の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やパネル展等による啓発活動
⑤人権尊重意識の普及啓発 ○町民の人権尊重意識の高揚を図るため、普及・啓発を推進します。 ○人権擁護活動の中心となっている人権擁護委員の後継者確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護啓発事業

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
審議会への女性登用率	%	35.0(2020年度) 35.1(2024年度)	38.0	40.0
3歳未満児の待機児童数(3月末現在)(再掲)	人	7(2020年度) 0(2024年度)	0	0
男女共同参画啓発事業実施回数	回	4(2020年度) 2(2024年度)	4	4
人権啓発事業数	回	11(2020年度) 9(2024年度)	16	16

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
○家族がお互いに協力し、仕事、家事、子育て、介護等を行います。 ○お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。 ○性別による固定的な役割分担意識を改め、女性の意見を反映させていける環境をつくります。 ○仕事と家庭生活の両立や女性の活躍を目指し、誰もが働きやすい職場環境をつくります。 ○人権について理解を深め、人権意識を尊重します。	○男女共同参画意識について、啓発活動や情報提供を行います。 ○相談体制の確立等、支援制度の充実を推進していきます。 ○審議会等における女性登用を図り、女性の積極的な参加を促します。 ○女性の意見を政策や事業に反映させていける環境の整備を行います。 ○人権擁護委員の諸活動を支援し、人権啓発を推進します。

現状と課題

- ✓ 少子高齢化や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化など、様々な要因により、地域の担い手不足や地域コミュニティの希薄化が進んでいます。
- ✓ コミュニティの希薄化は、自治会や各種団体等の衰退をもたらし、地域の行事・伝統の継承が困難になるなど、町そのものの活気の低下に繋がります。コロナ禍以降、地域活動が一時衰退しましたが、徐々に回復傾向にあります。
- ✓ 地域の人々の交流が乏しい冷たい社会は、「非常時に助け合えない」・「高齢者の孤独死」など、深刻な事態を招きかねません。
- ✓ 地域の状況や多様化する地域ごとの課題をよく知るのにはそこに住む人々であり、町民が主体的に課題解決に取り組むことが求められています。本町では地区要望会や区長懇談会を実施し、地域課題解決へと取り組んでいます。今後も、町民が自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成が必要です。
- ✓ 人口減少を抑制するためには、町全体の魅力・活力を高め、移住・定住のきっかけとなる情報発信や経済的支援などを進めていくことが必要です。

施策の目標

地域の人々が交流を深めることは、住みやすい地域づくりにつながります。移住・定住も促進しながら地域の人々同士が交流を深め、「困ったときはお互いさま」という意識の醸成・浸透を図るとともに、自らの地域の課題を自らの地域で解決することができる地域づくりを目指します。

また、子どもたちの地域への興味・関心、地域とのつながりを育て、将来、子どもたちが帰ってきたいと思えるまちづくりを目指します。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町地域コミュニティ活性化計画：平成 25（2013）年 3 月

主要施策

①地域コミュニティ活性化の推進(地域の交流機会の創出)

分野横断 総合戦略

- 地域の人々が交流を深める機会の創出(特に地域内の大人と子どもが交流できる機会づくり)を支援します。
- 地域コミュニティの育成を推進します。
- 区長(広報連絡員)との連携強化に努め、行政と自治会組織の双方向の情報共有の強化により、自治会活動の活性化を図ります。
- 地域力の維持・強化推進のため、外部人材の活用を検討します。

主要な事業・取組み

- ・まちづくり推進事業補助金
- ・地区要望会
- ・区長研修会
- ・地域おこし協力隊の活用

②町民・地域主導の取り組みへの支援

分野横断 総合戦略

- 地域の課題(環境美化・除雪など)に対する住民意識の高揚を図るとともに、その課題を地域で解決するために必要な支援を行います。
- 地域による支え合い・助け合いの取り組みを支援します。
- 町民・地域が主導する、地域活性化につながる取り組みを支援します。

- ・まちづくり推進事業補助金
- ・地域主導の取り組みに対する資機材等の提供
- ・ボランティア活動の支援
- ・町民企画事業補助金

③コミュニティ施設等の維持管理の推進

- 地域や利用団体が行う地区内のコミュニティ施設の維持管理や、法定外公共物※の草刈り・清掃活動等の環境美化活動を支援します。

- ・自治公民館等建設整備補助事業
- ・まちづくり推進事業補助金

④移住・定住の促進

分野横断 総合戦略

- 町への移住・定住を促進し、少子高齢化・人口減少による影響を軽減します。
- 定住・移住に関する相談・支援体制の充実を図ります。また、町内の子育て世帯の定住や、町外在住世帯の町内への定住・移住を支援・促進する制度について検討・実施していきます。

- ・町移住関連情報の発信
- ・若者定着奨学金返還支援事業
- ・地域おこし協力隊の募集・活動支援
- ・定住促進・住宅取得支援事業

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
まちづくり推進事業補助金申請件数	件	39(2019年度) 48(2024年度)	45	50
区長研修会	回	1(2019年度) 1(2024年度)	1	1
町民企画事業補助金申請件数	件	—		20
定住促進支援制度利用件数 (令和3(2021)年度からの累計)	件	87(2024年度)		187

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取り組み	行政の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動への積極的な参加を図ります。 ○地域の人々が交流を深める機会の創出に努めます。特に大人と子どもが触れ合うことができる機会づくりを検討します。 ○地域で出来ることを話し合い、地域の課題はなるべく地域で解決できるように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の交流機会の創出を支援します。 ○地域の課題解決の取り組みを支援します。また、地域で解決できない課題については、地域と一緒に課題解決に向け検討します。 ○地域コミュニティの育成を推進します。

用語解説

※法定外公共物：里山や水路など、法令の適用等がない公共物。

協働・参画

総合政策課 まちづくり推進グループ

総務広報課 庶務広報グループ

現状と課題

- ✓ 少子高齢化が進展し人口減少が進む一方、個人の価値観やライフスタイルが多様化しており、まちづくりは、行政だけが行うのではなく、あらゆる人と人とのつながりにより行われることが求められています。
- ✓ このような状況において、町民と行政が課題と目標を共有し、町民や地域団体、関係団体、町がそれぞれ対等な立場で、役割を理解しながら、お互いの力を活かしあい、住み続けられるまちづくりを進めていくことが必要となっています。
- ✓ 町民と行政が対等な立場で参画と協働を進めるために、町政に関する情報が共有されるよう、幅広い広聴と積極的な広報、きめ細やかな行政情報の提供が求められています。

施策の目標

まちづくり参画の機会を通じて、町民と行政、関係機関・団体等が対等な立場で地域課題について話し合い、まちづくりの方向性を共有するとともに、お互いの役割を認識し、長所や知恵を活かしながら、みんなでまちづくりを進めていきます。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①地域課題等解決に向けた場の設置</p> <p>○町民や各団体の構成員、町職員などが集まり、地域課題等の把握・解決に向け、住み続けたいまちづくりを検討していきます。</p> <p>○町長が各地区に赴き、地域課題の解決策や地域の元気創出策などについて町民と対話を行い、町の未来について考えていきます。</p> <p>○町民が行政課題や地域課題に関心を持ち、町民が意見や要望などを気軽に提案できる広聴活動の充実をめめます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未来創造ミーティング ・ひまわり直行便 ・地区要望会 ・区長懇談会
<p>②関係機関・団体等の活動支援・連携 総合戦略</p> <p>○公共的な役割を担う団体等の活動を支援することで、協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>○大学などの高等教育機関やNPO法人など、町内のみならず町外の関係機関・団体等とも広く連携を図ることにより、みんなの長所や知恵を活かしてまちづくりを推進していきます。</p> <p>○民間事業者等のまちづくり活動への参画機会を積極的に創出し、民間事業者等と連携したまちづくり事業の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町民企画事業補助金 ・町内外団体等との連携推進 ・民間事業者等との連携推進
<p>③町民のまちづくり参画機会の充実</p> <p>○町民と一緒にまちづくりを進めるため、ワークショップやパブリック・コメントなど、町民の参画機会の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定時におけるパブリック・コメント等の実施

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
町長座談会(未来創造ミーティング)	地区	18(2019年度) 1(2024年度)	15	15
地区要望会	回	1(2019年度) 1(2024年度)	1	1

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○ひまわり直行便や地区要望を通じて、自分の町をよりよくするための意見や提案を行います。</p> <p>○環境美化運動などに参加するとともに、自らの周囲の環境美化に努めます。</p>	<p>○ひまわり直行便や地区要望など、町民の意見や提案をうかがう機会を充実します。</p> <p>○町民からいただいた意見や提案を基に、必要な施策を検討・実施していきます。</p> <p>○公共的な役割を担う団体等の活動を支援します。</p>

基本施策
6-4

行財政運営

総合政策課 まちづくり推進グループ

会計室

総務広報課 庶務広報グループ

議会事務局

住民税務課 税務グループ

現状と課題

- ✓ 財政健全化判断指標である将来負担比率※は改善しているものの、実質公債費比率※は依然として高止まりの傾向にあります。
- ✓ 中山中学校建設事業により起債残高が増加し、平成 27 (2015) 年度のピーク時には約 60 億円を超えました。さらに、令和元 (2019) 年度に町営住宅建設事業、防災行政無線整備事業等の大規模事業で起債借入をしましたが、償還が進んでおり、令和 6 (2024) 年度末時点で約 4.4 億円まで減少しています。
- ✓ 財政運営においては、経常支出が増加している一方で、歳入面では収入源が限られてき

- ているため、「ふるさと寄附金」等の新たな財源の確保が重要となっており、ふるさと寄附金等の新たな自主財源を活用し、様々な町の独自事業に活用しています。
- ✓ 職員研修計画に基づく各種研修の実施や人事評価制度の導入により、職員の人材育成と行政サービスの向上を図っており、今後も、多様化する町民ニーズを的確に把握して、地域の実情に応じた先見性のある独自の政策を形成し、迅速に実施していくことができる人材の育成を図っていく必要があります。

施策の目標

新たな行政課題や町民ニーズに対応するため、職員の適正な配置や人材育成に努めます。

また、町税の安定収入に努め、行財政の適正な運営を図るとともに、「ふるさと寄附金」等の新たな財源の確保に努めます。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町町税条例：昭和 40 (1965) 年 6 月
- ◆中山町財政計画：令和 7 (2025) 年 3 月
- ◆中山町定員適正化計画：平成 26 (2014) 年 3 月

用語解説

- ※将来負担比率：一般会計が将来的に負担すべき実質的な債務の標準財政規模に占める割合。この割合が高くなると、これらの債務が将来的に財政を圧迫する可能性があり、その解消に努めることが必要となる。
- ※実質公債費比率：一般会計が負担する公債費(元利償還金等)の標準財政規模に占める割合。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①効率的な行政経営と健全な財政運営の確立</p> <p>○中長期の財政計画を継続して作成し、大規模事業への計画的対応を図り、足腰の強い財政を目指します。</p> <p>○決算審査や財政健全化判断指標の審査などの監査体制の充実に努め、町民に開かれた自治体経営を進めます。</p> <p>○事務事業の見直し・改善に努めるとともに、町民利便性の向上及び業務の効率化・省力化を図るため、業務の標準化・電子化・デジタル化を推進します。</p> <p>○財務システムの電子決裁化及びペーパーレス化の推進を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政計画の作成 ・財政健全化判断指標の算出、公表 ・業務効率化の取組み
<p>②中山町定員適正化計画の推進</p> <p>○新たな行政課題や町民ニーズに対応するため、時代の変化に即した事務事業の見直しを行い、行政組織の再構築や職員の適正配置による人材の有効活用を図るため、定員適正化計画を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中山町定員適正化計画の推進
<p>③職員の人材育成等の推進</p> <p>○人材育成基本方針に基づき、職員の能力を最大限に引き出す能力開発を行うとともに、人事評価制度を通じて、職員の意識改革を図り人材育成に積極的に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針に基づく職員研修計画の作成 ・人事評価制度を通じての人材育成
<p>④安定的な財源の確保</p> <p>○町税については適正な賦課と納税対策の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町税等の適正な賦課・徴収 ・町税等の納付手段の拡大
<p>⑤新たな財源の確保</p> <p>○「ふるさと寄附金」等について効果的に全国に発信し、地域や地場製品のPRを図るとともに、中山町を応援してくれる人を増やし、寄附額の増収に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税推進事業

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
職員研修受講者数	人	60(2019年度) 77(2024年度)	65	80
町税の収納率	%	96.1(2019年度) 96.0(2024年度)	96.1	96.5
ふるさと寄附金額	千円	176,117(2019年度) 376,437(2024年度)	200,000	400,000

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
<p>○町の行財政への関心を持ちます。</p> <p>○納税者の義務を果たし自主財源の確保に協力します。</p>	<p>○町の行財政状況の公表に努めます。</p> <p>○町税の適正な賦課と納税対策の強化を図り、補助制度の有効活用に努めます。</p>

現状と課題

- ✓ 人口減少・少子高齢化社会が進んでいけば、消費の縮小や労働力人口の減少に伴う税収の減少につながるだけでなく、社会保障費や公共施設・設備等の維持に係る負担の増大など、様々な側面で住民生活に影響することが懸念されます。
- ✓ 持続可能な形で町民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるようになるためには、地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かし、それぞれの持つ情報を共有し、資源を融通しあうなど、地域の枠を越えて連携していくことが必要です。
- ✓ これまで、山形広域環境事務組合や最上川中部水道企業団、山形連携中枢都市圏の形成などにより、経済を含めた幅広い分野で圏域の活性化に向けた取組みを推進してきました。
- ✓ 近隣7市7町で「山形連携中枢都市圏※」を形成し、圏域全体の生活関連機能サービスの向上等の面での連携事業を実施しています。
- ✓ このほか、し尿・ごみ処理について山形広域環境事務組合、水道事業については最上川中部水道企業団を連携し、広域的な取組みを行っています。

施策の目標

地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かし、資源を融通しあうなど、地域の枠を超えて連携していくことにより、圏域に住む人々が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるようになるため、広域的な自治体間において、それぞれの実情に応じ、自主的な取組みとして連携を図り、持続可能な形でのまちづくり及び町の発展を図っていきます。

用語解説

※山形連携中枢都市圏：連携中枢都市圏とは、地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成し、住民サービスの維持などにつなげる国の制度。各自自治体は独立しながら、広域で経済振興や医療・教育などを充実し、住民サービスの維持などにつなげる。山形連携中枢都市圏は、山形市（中心都市）、寒河江市、上市市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町の7市7町からなり、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組みを相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的としている。

主要施策	主要な事業・取組み
<p>①山形連携中枢都市圏による連携事業の推進 総合戦略</p> <p>○自治体間相互の互惠関係を維持しながら、連携事業を実施し、活力ある社会経済の維持や住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域づくりを目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携事業の取組み（消防業務委託、休日夜間診療体制の整備、子育て支援センターの相互利用等）
<p>②他自治体等との連携の推進 総合戦略</p> <p>○町の自立的な行政運営の確保及び町行政の効率化や事業効果の拡大のため、県や関係市町村等とのさらなる連携を推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山形広域環境事務組合による取組み ・県との業務連携の推進

成果指標				
名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
山形連携中枢都市圏における連携事業数 (検討を含む)	件	33(2020年度) 43(2024年度)	35	45

協働の指針	
住民・地域・団体・事業者の取組み	行政の取組み
○他自治体との連携への理解・協力を努めます。	○他自治体との連携により、それぞれが有する行政施設やサービスの相互利用等を推進し、住民利便性の向上及び業務の効率化に努めます。

情報発信・共有

総務広報課 庶務広報グループ

総合政策課 まちづくり推進グループ

現状と課題

- ✓ 情報通信技術の発展により、通信環境は日常生活に欠かせない基盤となっています。自動車や家電など、生活のあらゆるものがインターネットにつながることを前提としたものに進化しているなど、AI※技術の急速な発展が人々の生活にさらなる変化をもたらそうとしています。
- ✓ 町民の生活や企業活動、行政手続の利便性・生産性向上と、多様化するニーズへの対応のため、ICT※の利活用が求められています。本町では、町公式 YouTube や LINE、統合型 GIS※などを導入し、インターネットを活用した情報発信手段の拡充を進めています。
- ✓ 個人情報を除くデータを誰でも自由に活用できるよう公開し、二次的な利用を促し、民間主導による新たなサービスの創出が求められており、本町では「中山町地図情報サイト」内においてオープンデータの公開を始めています。

施策の目標

誰もが町の情報を容易に入手できるよう、多様な分野における情報サービスの提供に努めます。

また、新たな情報通信環境に対応するとともに、職員の情報リテラシー※の向上と情報の適正管理に努め、個人情報保護等の取組みを強化することにより、快適で安全な情報利用の推進を図ります。

町内外に向けたまちの魅力・情報発信を推進するとともに、町の情報の二次利用を促し、町観光の促進や関係人口の増加を目指します。

関連する町の条例、計画等

- ◆中山町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例：平成 19（2007）年 3 月
- ◆中山町情報公開条例：昭和 60（1985）年 3 月
- ◆中山町個人情報保護法施行条例：令和 5（2023）年 3 月

用語解説

※ AI：人工知能。

※ ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報技術を活用してさまざまな人やモノをつなげていくこと。

※ 統合型 GIS：地方公共団体が利用する地図データ（防災、都市計画や道路など）のうち、複数の部局が利用するデータを各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁舎横断的なシステム。

※ 情報リテラシー：情報と識字を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力。

主要施策	主要な事業・取り組み
<p>①多様な分野における情報サービスの提供 分野横断 総合戦略</p> <p>○広報誌及びホームページ、SNS 等の多様な情報発信ツールを、その特性に合わせて使用し、利便性の高い情報の発信に努めます。</p> <p>○防災行政無線を活用し、災害時に必要な情報を随時、迅速に発信します。</p> <p>○行政関係システムを適宜更新し、行政内部の情報化を推進するとともに、各種行政手続きの電子化を促進し、町民の利便性向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の利便性向上のための情報発信 ・災害情報の発信 ・行政情報システムの適正運用 ・行政手続き電子化の推進
<p>②情報セキュリティ対策の推進</p> <p>○職員のセキュリティ意識の向上と厳格な情報漏えい防止に努めます。</p> <p>○情報通信技術の発展に合わせ、情報通信環境の改善に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の適正管理 ・情報通信環境の適宜更新
<p>③情報公開の推進 総合戦略</p> <p>○個人情報保護法施行条例により、町民の個人情報を保護するとともに、開かれた町政を推進するため、情報公開条例に基づき情報公開を行います。</p> <p>○町が所有している情報のオープンデータ※化を促進し、町民や企業による情報の二次利用により、町の活性化を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護 ・行政運営の透明性の確保 ・政府が推奨するデータセットを基にした町保有データの公開
<p>④中山町の魅力の発信 分野横断 総合戦略</p> <p>○町内のみならず、町外への情報発信を強化し、シティプロモーション※を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の利便性向上のための情報発信 ・町の情報発信の強化

成果指標

名称	単位	実績	令和7(2025)年度 中間目標	令和12(2030)年度 目標
電子申請の公開数	件	1(2024年度)	10	25
町ホームページにおけるオープンデータ公開数	件	0(2020年度) 10(2024年度)		23

協働の指針

住民・地域・団体・事業者の取り組み	行政の取り組み
○町の情報を積極的に利活用し、まちづくりに参画します。	○職員の情報リテラシーの向上と、情報の適正管理に努めます。

用語解説

※オープンデータ（open data）：営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用された機械判読に適したデータ形式で、無償で誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工・編集・再配布等）できるよう公開する公共データ。

※シティプロモーション：まちの魅力を町内外にアピールし、将来にわたるまちの活力を得ることにつながる活動。

参考：SDGs達成に向けた取組みについて

SDGsは、(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)の略で、平成27(2015)年の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12(2030)年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

国においてもSDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するため、平成28(2016)年に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定され、国として優先的に取り組むべき8つの優先課題と具体的施策を定めるとともに、SDGs推進にあたっての地方公共団体の役割の重要性を指摘しています。

本町においては、本計画に位置付けた各施策を、関連する目標に配慮しながら着実に推進することでSDGsの達成を目指します。

	主な関連分野		主な関連分野
 <p>1 貧困をなくそう</p>	1-2 地域福祉 1-3 子育て支援 1-6 社会保障等	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	6-1 男女共同参画等
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	3-1 土地利用 4-1 農業	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	2-3 防災・減災 3-1 土地利用 3-3 道路・公共交通
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	1-1 健康・医療 1-4 高齢者福祉 2-5 防犯・交通安全	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	2-1 環境保全 6-6 情報発信・共有
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	5-1 学校教育 5-2 社会教育	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	2-1 環境保全
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	6-1 男女共同参画等	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	2-2 環境衛生
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	2-2 環境衛生 3-5 上下水道	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	2-1 環境保全 2-2 環境衛生 3-1 土地利用
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	2-1 環境保全	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	6-1 男女共同参画等
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	4-1 農業 4-2 商工業 4-3 観光・交流	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	6-3 協働・参画
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	4-1 農業 4-2 商工業		

第4部 中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略

今後5年間で特に重点的に取り組むまち・ひと・しごと創生に関わる施策・事業

第1章 はじめに

1. 「まち・ひと・しごと創生」とは

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することが重要となります。（「まち・ひと・しごと創生法」より）

2. 計画の位置づけ

この「中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）第10条の規定に基づき策定する、本町の实情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的な計画であり、令和2（2020）年度に策定した「中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第2期計画に次ぐ第3期計画となるものです。

基本構想で設定した将来像「郷土の誇りを未来につなぐ ひとが輝く健幸のまち なかやま」の実現を目指して基本計画に基づき展開するまちづくりのなかで、特に重点的に取り組むまち・ひと・しごと創生に関わる施策・事業などを示しています。

3. 策定の背景・目的

平成26（2014）年、国は人口減少と地方の衰退という構造的課題に正面から向き合うため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、翌年には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、令和元（2019）年12月には長期ビジョンを改訂するとともに第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、地方創生の方向性が示されました。

これを受けて中山町では、平成27（2015）年に第1期「中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和2（2020）年には第2期総合戦略を策定し、人口減少の克服と地域活性化を目指した取り組みを進めてきました。企業誘致による雇用創出や子育て支援の充実、地域資源の活用など一定の成果は見られたものの、人口減少の抑制には至らず、依然として厳しい状況が続いています。

その後、令和4（2022）年12月には国で第3期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、デジタル田園都市国家構想の推進やGX（グリーントランスフォーメーション）による地域経済の再構築、若者・女性の活躍支援など、新たな地方創生の方向性が示されました。山形県でも県版総合戦略の改訂や地域振興ビジョンの見直しが進められ、広域連携や地域資源の活用、定住促進に向けた取り組みが強化されています。

こうした国・県の動向と町内の現状を踏まえ、中山町では、最上位計画である総合発展計画の後期5か年計画の策定に合わせ、新たな「中山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

4. 計画期間

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度の5か年とします。

第2章 基本目標

これからの本町におけるまち・ひと・しごと創生は以下を基本目標に掲げ、各種取組みを展開します。

基本目標1 なかやまで安心して暮らせる持続可能なまちづくり

本町は、誰もが日々の暮らしに安心と納得を感じられる地域を目指し、生活基盤の強化に取り組みます。医療や福祉、防災の体制を整えるだけでなく、環境との調和や住民参加による合意形成を重視し、地域の持続性と包容力を高めるまちづくりを進めます。

基本目標2 なかやまの資源を活かした稼げる産業の創出

町の自然や文化を単なる観光資源としてではなく、地域経済の柱として捉え直し、新たな価値を生む産業へと育てます。農業や観光、地場製品のブランド化を通じて、地域内での経済循環を促進し、働く人が誇りを持てる仕事づくりを支援していきます。

基本目標3 なかやまで人と企業が集う活力あるまちづくり

本町は、地域に関わる人や企業が互いに刺激を与え合い、共に成長できる環境づくりを目指します。空き家の活用、移住者の受け入れ、創業支援などを通じて、多様な人材が定着し、地域に新たな活力が生まれる仕組みを整えていきます。

基本目標4 なかやまの暮らしと産業を新たな技術で次の段階へ

新たな技術を単なる効率化の手段ではなく、地域の課題解決や暮らしの質向上のためのツールとして活用します。町民が技術に親しみ、産業が進化することで、地域全体が未来志向の社会へと移行できるよう、人材育成と環境整備を同時に進めます。

基本目標5 なかやまの更なる発展に向けた広域連携の推進

本町は、単独での発展に限界があることを踏まえ、周辺自治体や関係機関との協働を積極的に進めます。地域間のつながりを活かしながら、交通や観光、防災などの分野で相互補完を図り、広域的な視点で町の可能性を広げていきます。

第3章 基本目標の実現に向けた基本的方向と施策

総合戦略
基本目標
1

なかやまで安心して暮らせる 持続可能なまちづくり

【数値目標】

中山町に住み続けたいと思う町民の割合 85%（令和12（2030）年）※83.1%（令和7年度）

0歳児～4歳児合計人口 250名（令和12（2030）年）※214名（令和7年9月末）

《基本的方向》

- すべての住民が安心して暮らせるよう、医療・福祉・防災体制の充実を図るとともに、地域資源を活かした環境保全の取組みを推進します。住民の声を反映したまちづくりを通じて、持続可能で包摂的な地域社会の形成を目指します。
- 住民の利便性を高めるとともに、効率的な行財政の構築を図るため、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づきながら、公共施設等の再配置計画等を策定します。

《具体的な施策》

（1）日常生活機能の確保

- 少子高齢化が進展する中で、地域で安心して生活するための地域公共交通事業等の生活機能の確保とともに地域での見守り活動や発災時対応のため、消防団をはじめ自治会や自主防災組織等の育成・強化を図ります。
- 健康寿命を延ばすための適切な食事に運動、禁煙などを積極的に推進するための健康診査・がん検診・健康教育・健康相談等の健康増進事業や介護予防事業を推進します。
- 長期的な展望に立ち効率的かつ持続可能なまちづくりを推進するため、すべての行政サービスとその提供場所について、公民の枠を超えて検討し、必要最小限の施設数・規模に再編・最適化を図ることを目的として、公共施設再配置計画を策定します。

主な事業

- ・住民生活に直結した地域公共交通の改善
- ・消防団員の確保や消防団活動の充実強化
- ・自主防災組織の育成及び活動支援
- ・健康志向や健康づくりのためのスポーツ活動等の推進
- ・地域福祉の推進
- ・健康増進事業の推進
- ・介護予防事業の推進
- ・公共施設再配置計画の策定
- ・コンパクトなまちづくりの推進
- ・国道112号及び国道458号の整備促進
- ・河川・砂防施設等ハード・ソフト両面の整備促進
- ・道路・橋梁、下水道施設等の長寿命化計画等の推進
- ・美しい景観や住環境の保全

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
町営バス利用者数	9,859人 (令和6(2024)年度)	10,000人 (令和12(2030)年度)	
消防団員数	251人 (令和6(2024)年度)	270人 (令和12(2030)年度)	
自主防災組織組織率	90.3% (令和6(2024)年度)	100% (令和12(2030)年度)	
成人が週1回以上のスポーツ活動をしている人の割合	63.0% (令和6(2024)年度)	65.0% (令和12(2030)年度)	
公共施設再配置計画の策定	— (令和3年度～令和6年度累計)	1件(5か年累計)	

(2) 医療、介護体制等の整備

○住民が安心して医療・介護サービスを受けられる体制の整備を進めます。医師会との連携強化により地域医療の安定的な提供を図るとともに、日曜当番医制度の継続や山形市休日夜間診療所等を通じて、急な疾病にも対応できる体制を維持します。また、在宅医療・介護サービスの提供体制を構築し、住み慣れた地域での暮らしを支える仕組みを整備します。これらの取組みを通じて、地域包括ケアの推進と、誰もが安心して暮らし続けられる医療・福祉環境の実現を目指します。

主な事業

- ・医師会との連携による医療体制の整備
- ・山形市休日夜間診療所等の利用
- ・日曜当番医制度の継続
- ・在宅医療・介護サービス提供体制の構築

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
町内医療機関	5診療所 (令和6(2024)年度)	5診療所 (令和12(2030)年度)	歯科は含まない

(3) 結婚・出産・子育て支援

○若者の結婚・出産・子育てを地域全体で支える環境づくりを進めます。村山広域婚活サポート事業や就職相談会等を通じて、結婚や定住に向けた支援を強化するとともに、妊娠・出産にかかる費用への助成や子育て家庭への経済的支援を充実させ、安心して子どもを育てられる体制を整備します。さらに、保育・教育の質の向上を図り、子どもたちの健やかな成長を支える環境づくりを推進します。これらの取組みを通じて、若い世代が将来に希望を持てる持続可能な地域社会の形成を目指します。

主な事業

- ・就職情報や就職相談会等の情報提供
- ・妊娠・出産等費用への支援
- ・保育・教育の充実
- ・結婚・新生活支援事業
- ・村山広域婚活サポート事業の実施
- ・子育て家庭への経済的支援
- ・こども家庭センター事業

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
3歳未満時の待機児童数	0名 (令和6(2024)年度)	0名 (令和12(2030)年度)	
放課後児童クラブの待機児童数	0名 (令和6(2024)年度)	0名 (令和12(2030)年度)	

(4) 子どもと地域との関わりや体験活動の充実

○子どもたちが地域の自然や文化、人とのつながりを体験しながら健やかに成長できる環境づくりを進めます。ふるさと教育の推進を通じて郷土への理解と愛着を育み、地域学校協働活動により世代を超えた交流の機会を創出します。さらに、生涯学習環境の充実や食育・地産地消の推進により、地域の資源を活かした学びと体験の場を広げます。これらの取組みを通じて、子どもたちが地域社会の一員として主体的に関わり、未来を担う力を育むまちづくりを目指します。

主な事業

- ・ふるさと教育の推進
- ・生涯学習環境の充実
- ・地域学校協働活動の充実
- ・食育・地産地消の推進

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
生涯学習関連講座・教室参加者数	1,811名 (令和6(2024)年度)	2,000名 (令和12(2030)年度)	歴史教室を含む

(5) 男女共同参画等の推進

○誰もが働きやすく、暮らしやすい環境を整えることで、仕事と生活の調和が取れた地域社会の実現を目指します。男女共同参画計画の推進を通じて、性別にかかわらず個々の能力が発揮できる社会づくりを進めるとともに、山形市男女共同参画センターの広域的な活用により、相談支援や学びの機会を提供します。町民一人ひとりが自分らしく生き、家庭・地域・職場での役割を尊重し合える環境づくりを通じて、持続可能で包摂的なまちづくりを推進します。

主な事業

- ・男女共同参画計画の推進
- ・男女共同参画に関する講座の開催
- ・山形市男女共同参画センターの広域利用

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
審議会等への女性登用率	35.1% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)	
男女共同参画啓発事業実施回数	2回/年 (令和6(2024)年度)	4回/年 (令和12(2030)年度)	

なかやまの資源を活かした 稼げる産業の創出

【数値目標】雇用創出者数 60名（5か年累計）

《基本的方向》

○中山町の豊かな自然、農産物、歴史文化などの地域資源を最大限に活用し、付加価値の高い商品・サービスの開発を支援します。地域内での雇用創出と所得向上を図り、持続可能な産業構造への転換を進めることで、地域経済の自立と活性化を目指します。

《具体的な施策》

（1）農業の振興による雇用の確保

○地域の基幹産業である農業の振興を通じて、安定した雇用の確保と地域経済の活性化を図ります。新規就農者の確保に向けた支援体制の整備や、担い手の育成、農業組織の強化を進めることで、持続可能な農業経営を支援します。また、スマート農業の導入により、生産性の向上と若者世代の参入促進を図り、地域農業の魅力と競争力を高めます。これらの取組みを通じて、農業を「稼げる産業」として再構築し、地域に根ざした雇用の創出と定着を目指します。

主な事業

- ・新規就農者の確保と人材・組織等の育成
- ・スマート農業の推進
- ・農業生産基盤・施設の整備

重要業績評価指標(KPI)	実績	目標値	備考
新規就農者数	6名 (令和3年度～令和6年度累計)	10名 (5か年累計)	

（2）町内中小企業への支援による雇用の確保

○地域経済の基盤を支える町内中小企業の活性化を通じて、安定した雇用の確保と地域内経済循環の促進を図ります。中小企業の競争力強化や経営発達支援により、事業の持続性と成長を支援するとともに、地域内での消費・購買行動を促進する施策を展開し、地元企業の売上向上と雇用創出につなげます。これらの取組みを通じて、地域に根ざした企業活動を支え、住民が安心して働き続けられる環境づくりを推進します。

主な事業

- ・本町の中小企業の競争力強化・経営発達支援
- ・町内における消費・購買行動促進のための支援
- ・商工支援事業

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
中小企業成長支援制度 利用件数	78件 (令和3年度～令和6年度累計)	100件(5か年累計)	
新規雇用者	10名 (令和3年度～令和6年度累計)	25名(5か年累計)	

(3) 観光人口の拡大

○地域の魅力を最大限に活かした観光振興を通じて、地域経済の活性化を図ります。自然・歴史・文化などの観光資源の整備・充実を進め、訪れる人々が中山町ならではの体験を楽しめる環境を整備します。また、観光・物産情報の積極的な発信により、町内外への認知度向上と誘客促進を図ります。これらの取組みを通じて、観光を地域の稼げる産業として育成し、持続可能な地域づくりと雇用創出につなげていきます。

主な事業

- ・観光資源の整備・充実
- ・観光・物産情報の発信
- ・観光振興事業

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
観光客入込客数	314千人 (令和6(2024)年度)	350千人 (令和12(2030)年度)	

(4) 町特産物の開発・促進

○地場産品の魅力を高め、付加価値を創出することで、特産品の開発・促進を図ります。町内農産物を活用した加工品の開発や販売を支援し、6次産業化の推進によって生産者の所得向上と地域経済の活性化を目指します。また、新たな特産品の企画・開発に取り組み、地域ブランドの確立と販路拡大を促進します。これらの取組みを通じて、中山町ならではの魅力ある商品を生み出し、観光や交流人口の拡大とも連動した「稼げる産業」の形成を進めます。

主な事業

- ・町内農産物を加工した6次産業化の推進
- ・新たな特産品等の開発
- ・物産振興事業

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
6次産業化・販路拡大支援件数	— (令和3年度～令和6年度累計)	5件 (5か年累計)	
商品開発・販路拡大支援件数	3件 (令和3年度～令和6年度累計)	7件 (5か年累計)	

【数値目標】人口社会増 20名（5か年累計）

《基本的方向》

○地域内外から多様な人材や企業が集い、交流・協働を通じて新たな価値を創出するまちづくりを推進します。移住・定住支援や空き家活用、創業支援などを通じて、地域に根ざした人材の定着を促進し、活力と創造性に満ちた地域社会の形成を目指します。

《具体的な施策》

（１）移住・定住促進対策の展開

○住み続けたい・移り住みたいと思える魅力ある地域づくりを目指し、定住・移住促進に向けた多面的な施策を展開します。空き家の利活用や居住環境の整備への支援を通じて、住まいの選択肢を広げるとともに、定住支援制度や奨学金返還助成制度の実施により、若者世代の定着を促進します。さらに、地域おこし協力隊の活用や移住希望者への情報提供、シティプロモーションの推進により、町の魅力を広く発信し、地域内外から多様な人材を呼び込む環境づくりを進めます。

主な事業

- ・ 居住環境の整備支援の促進
- ・ 空き家を活用した定住環境の整備
- ・ 定住支援制度の実施
- ・ シティプロモーションの取組みの推進
- ・ 移住希望者に向けた情報提供
- ・ 奨学金返還助成制度の実施
- ・ 地域おこし協力隊の活用

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
定住支援制度利用件数	87件 (令和3年度～令和6年度累計)	100件 (5か年累計)	4名/世帯とした場合 400名増想定
空き家バンク契約件数	15件 (令和3年度～令和6年度累計)	20件 (5か年累計)	4名/世帯とした場合 80名増想定

（２）企業誘致や新規創業による雇用の確保

○地域経済の活性化と安定した雇用の確保を目指し、企業誘致と新規創業支援を図ります。町の立地や資源を活かした企業誘致を促進するとともに、創業希望者に対する相談体制の充実や支援制度の整備により、地域内での新たな事業の立ち上げを後押しします。これらの取組みを通じて、多様な業種・人材が集まり、地域に根ざした雇用の創出と定着を図ることで、活力あるまちづくりを推進します。

主な事業

- ・ 企業誘致の促進
- ・ 新規創業に向けた相談・支援の充実

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
新規立地企業数 (工業団地)	11企業 (令和3年度～令和6年度累計)	1企業(5か年累計)	
新規創業者	17企業 (令和3年度～令和6年度累計)	20企業(5か年累計)	

(3) 交流人口・関係人口の拡大

○地域外とのつながりを広げることで、関係人口の創出と地域活力の向上を目指します。町の魅力を積極的に発信し、観光やふるさと納税を通じて中山町に関心を持つ人々との継続的な関係づくりを推進します。特産品や文化、暮らしの魅力を伝える情報発信を強化することで、訪問・応援・交流といった多様な関わり方を促進し、地域外からの人的・経済的な支援を呼び込む環境を整備します。これらの取り組みにより、地域の持続可能な発展と新たな人の流れの創出を図ります。

主な事業

- ・中山町の魅力の発信の強化
- ・ふるさと納税の推進

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
ふるさと納税寄附件数	69,556 件 (令和3年度～令和6年度累計)	100,000 件 (5 か年累計)	

なかやまの暮らしと産業を 新たな技術で次の段階へ

【数値目標】 町ホームページにおけるオープンデータ公開数 13件（5か年累計）

《基本的方向》

○AI・IoT・スマート農業などの技術を積極的に導入し、暮らしの利便性向上と産業の生産性向上を図ります。デジタル人材の育成や地域 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進を通じて、町民一人ひとりが未来技術の恩恵を享受できる、先進的で快適な地域づくりを目指します。さらに、GX(グリーントランスフォーメーション)を推進することで、環境と経済の好循環を実現します。再生可能エネルギーの活用や省エネルギー設備の導入、地域資源を活かした循環型社会の形成を進め、脱炭素化と地域産業の競争力強化を両立します。

《具体的な施策》

(1) 行政 DX の推進

○町民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、行政 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進に取り組みます。住民が日常的に利用する手続きのオンライン化や、庁内業務のデジタル化を進めることで、迅速かつ正確な行政運営を実現します。また、データの利活用や情報セキュリティの強化を図り、住民の信頼に応える行政基盤を整備します。これらの取組みを通じて、町民一人ひとりがデジタル技術の恩恵を実感できる持続可能な地域づくりを目指します。

主な事業

- ・ 行政手続きのオンライン申請・相談窓口の整備
- ・ 行政データのオープン化と利活用促進
- ・ 財務システムの電子決裁化及びペーパーレス化の検討

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
電子申請の公開数	1件 (令和6(2024)年度)	25件 (令和12(2030)年度)	
オープンデータ公開数	10件 (令和6(2024)年度)	23件 (令和12(2030)年度)	

(2) スマート農業の推進

○農業の生産性向上と担い手不足の解消を図るため、スマート農業の導入を積極的に推進します。ICTやIoT、AIなどの技術を活用し、作業の効率化や精密な栽培管理を実現することで、農業の魅力と収益性を高めます。若者や新規就農者が参入しやすい環境を整えとともに、地域全体で技術導入を支援する体制を構築します。これらの取組みを通じて、持続可能で競争力のある農業の確立を目指し、未来志向の産業づくりを進めます。

主な事業

- ・ 活用事例等の情報提供
- ・ 農業生産基盤・施設の整備

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
スマート農業技術 導入支援件数	1件 (令和3年度～令和6年度累計)	15件 (5か年累計)	

(3) 地球温暖化の対策の推進

○持続可能な地域づくりの一環として、地球温暖化対策の推進に取り組みます。再生可能エネルギー設備の導入を促進し、住宅への導入支援を通じて、地域全体のエネルギー転換を図ります。また、温室効果ガス排出量の削減に向けた啓発活動を展開し、町民一人ひとりの意識と行動の変化を促します。これらの取組みを通じて、環境負荷の少ない暮らしと産業の実現を目指し、次世代に誇れる持続可能な地域社会の構築を進めます。

主な事業

- 再生可能エネルギー設備導入の促進
- カーボンニュートラルの推進
- 温室効果ガス排出量削減に向けた啓発活動の推進
- ごみ分別・リサイクルの啓発活動

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
再生可能エネルギー設備 導入支援件数	61件 (令和3年度～令和6年度累計)	75件 (5か年累計)	

なかやまの更なる発展に向けた 広域連携の推進

【数値目標】山形連携中枢都市圏連携事業 45事業程度（令和12（2031）年度）

《基本的方向》

○近隣自治体や関係機関との連携を強化し、広域的な課題解決や資源の共有を通じて、地域全体の持続可能な発展を促進します。交通・観光・防災・教育など多分野での協働を進める中で、中山町もその一翼を担い、広域連携の中で積極的な役割を果たしていきます。

《具体的な施策》

（1）広域連携の推進

○地域の持続可能な発展を目指し、自治体間相互の互恵関係を維持しながら、広域的な連携による課題解決と資源の共有を推進します。連携中枢都市圏との協働を通じて、活力ある社会経済の維持や住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域づくりを目指します。また、大学などの高等教育機関やNPO法人との連携により、地域課題に対する専門的知見の活用や人材交流を促進します。さらに、県境を越えた市町村との連携を強化し、広域的な視点での政策展開を進めます。

主な事業

- ・連携中枢都市圏連携事業（ふるさと納税を活用した圏域特産物等のPR等）の推進
- ・大学などの高等教育機関やNPO法人との交流・連携事業の展開
- ・県境を越えた市町村との連携推進

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
山形連携中枢都市圏における 連携事業数	43事業 (令和6(2024)年度)	45事業程度 (令和12(2030)年度)	検討を含む

（2）広域観光の促進

○地域の魅力を広域的に発信し、観光による交流人口の拡大を図るため、広域観光を促進します。また、周辺自治体や観光地との連携を強化し、自然・文化・食など多様な資源をつなぐルートを構築することで、滞在型観光の促進と地域間の相乗効果を生み出します。観光情報の発信や交通アクセスの改善などを通じて、観光客の利便性を高め、地域全体の魅力向上につなげ、広域的な観光振興と地域経済の活性化を目指します。

主な事業

- ・広域観光の促進
- ・広域観光マップ・モデルコースの作成
- ・地域間連携による観光PR
- ・広域観光イベントの共同開催

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
観光連携イベント参加数	8回 (令和3年度～令和6年度累計)	20回(5か年累計)	

(3) 広域交通ネットワークの効率化

○地域内外の人の流れを円滑にし、誰もが移動しやすい環境を整えるため、広域交通ネットワークの効率化を図ります。交通弱者への支援を重視し、高齢者や子育て世代など多様なニーズに対応した交通手段の確保を進めます。また、ニーズ調査等を通じて既存の運行内容を見直し、利便性と効率性の向上を図ります。これらの取組みにより、町民の生活の質を高めるとともに、経済活動の活性化を支える交通基盤の整備を推進します。

主な事業

- 交通弱者等への支援
- 交通系ICカードの普及推進
- ニーズ調査等による運行内容の見直し
- 各交通機関等への要望

重要業績評価指標(KPI)	実績値	目標値	備考
スマイルグリーン号利用者数	289人 (令和6(2024)年度)	300人 (令和12(2030)年度)	